



松江市歴史叢書 4

2011年3月

松江市史研究 2号

応仁・文明の乱と尼子氏	原 慶三 (1)
—— 文書の声を聴く ——	
島根県民俗学関連雑誌等目次総覧	山崎 亮 (39)
松江市史編纂日誌	史料編纂室 (73)
附 松江市史編纂基本計画	(77)

宗教施設と宗教者身分からみた近世出雲の特徴	小林 准士 (1)
—— 松江市域を中心に ——	



(松江市・成相寺)

Historical Library of Matsue City 4

March 2011

MATSUE SHISHI KENKYU No.2

Research of Matsue City's History

Amako in the period of Onin-Bunmei War	HARA Keizou (1)
Listen to the silent Majority of documents	
A Compedium of the Jourals on Folklore in Shimane District (1938-2010)	YAMAZAKI Makoto (39)
Matsue City Historiographic Journal	Historical sources compilation room (73)
Annexation: Basic Historiographic Plan of Matsue City	(77)

A characteristic of early modern times Izumo which looked from religion institutions and religion persons	KOBAYASHI Junji (1)
---	---------------------

松江市教育委員会
Matsue City Board of Education

Suetsugu, Matsue-city, Shimane-pre, Japan

ISBN978-4-904911-09-9
C3321 ¥1500E

松江市教育委員会
定価(本体1500円【税別】)



松江市教育委員会

は じ め に

平成19年度から始まった松江開府400年祭も平成23年は最後の年となります。3月19日には松江歴史館がいよいよオープンし、「松江開府400年記念博覧会」が松江市内各地で大々的に開催されることになっています。

松江開府400年祭を契機に、松江市各地域で400年を振りかえり、わが町、わが地域の歴史を見直す大きなうねりが市民のあいだに広がりました。公民館を中心として地域の人たちがまとめられた「わがとこ聞きある記」も、あらたに自分たちの住む路地、祠、辻、家並、伝承などを見直す試みを増幅させました。そして自家や寺社の古い史料を開示提供されるなど、新しい『松江市史』編纂の機運が高まっています。

松江開府400年を期に計画された新『松江市史』編纂事業は、昨年度から10年計画で発足し、全18巻を刊行する計画となっています。それも、「史料に語らせる」を基本に、史料編を重視した『松江市史』を編纂する計画となっています。

『松江市史』編纂作業のなかで行われた調査や研究の成果をまとめた論文や目録、作業経過の記録などを1年に1冊まとめるのが『松江市史研究』です。昨年の1号に続いて今回2号として発刊いたしますが、今号では「応仁・文明の乱と尼子氏」、「宗教施設と宗教者身分からみた近世出雲の特徴」の二論文と「島根県民俗学関連雑誌等目次総覧」を中心に松江市史の基本計画、編纂・編集委員名簿、平成20・21年度の編纂室の活動状況も掲載いたします。

今後の『松江市史』編纂事業へのご理解とご支援をお願い申し上げます。

2011年3月

松江市教育委員会

教育長 福 島 律 子

目 次

応仁・文明の乱と尼子氏	原 慶三 (1)
—— 文書の声を聴く ——	
島根県民俗学関連雑誌等目次総覧	山崎 亮 (39)
松江市史編纂日誌	史料編纂室 (73)
附 松江市史編纂基本計画	(77)
宗教施設と宗教者身分からみた近世出雲の特徴	小林 准士〔1〕
—— 松江市域を中心に ——	

応仁・文明の乱と尼子氏

—— 文書の声を聴く ——

松江市史専門委員 原 慶 三

はじめに

戦国大名尼子氏の成立に関しては、応仁・文明の乱で守護代尼子清貞の獲得した所領と権限が大きな役割を果たしたとされてきた。その根拠となったのは、佐々木文書に残された尼子氏が守護京極氏から得た文書群である。同文書は戦前には①『大日本史料』第8編⁽¹⁾と②『島根県史』第7巻⁽²⁾に収録され、近年では③『戦国大名尼子氏の伝えた文書－佐々木文書』⁽³⁾（以下では『佐々木』）と④『出雲尼子史料集』⁽⁴⁾（以下では『尼子』）が刊行された。

だが、当該期の佐々木文書はあくまでも特定の意図に基づき残されたものであり、それを踏まえない分析は、結果として虚像を描いてしまうことになる。また同文書には年紀を欠くものが多く、分析には正確な年次比定が必要不可欠である。本論文では、その作業を具体化し、そこから何が明らかとなるかを示し、戦国大名尼子氏の成立過程の一端について考察したい。戦国大名論や戦国期地域社会論を踏まえた尼子氏と出雲国の戦国期研究が必要なのはいうまでもないが、本稿は研究の前提となる基礎的作業について、史料収集は進んだが、その分析が十分なされていないという理解に基づく。その意味で、中世前期の出雲大社について再検討した論文と同様、副題を「文書の声を聴く」とした。その判断の当否は読まれた方に委ねることになるが、正確な年次比定と徹底した史料批判に基づき分析を行っていく。関係史料は、いずれも活字になっているが、その年次比定と文書の持つ意味についてきちんと分析したものがないため、個々の史料を引用しながら述べていく。

①では、守護京極政高の発給文書のうち年紀を欠く文書の多くが年未詳として扱われ、それが②と③にも影響している。それに対して④は可能な限り年次比定を行いながらも、比定を可能とする守護京極政高の花押の変化に注目しなかったため、結果として年次比定に混乱がみられる。

尼子氏研究としては、古典とでもいうべき米原正義氏の業績⁽⁵⁾から近年の長谷川博史氏の業績⁽⁶⁾に至るまでのものがあるが、いずれも以上の作業が十分ではなく、結果としては戦国大名尼子氏の各段階の評価が裏付けを欠いたままなされた形となっている（後述）。そうした中、当該文書について、「京極氏恩賞予約説」に基づき通説を批判した岡崎英雄氏の仕事⁽⁷⁾は、問題点は含むが、注目に値する。

一方、錦織勤氏は佐々木文書の美保関に関する史料に着目され、当時の日本海水運のあり方について新たな説を提示された⁽⁸⁾。その内容には注目すべき点もあるが、他の佐々木文書と関連づけて分析するという作業－なぜその時点でそのような命令が出されたのか－を欠いた評価であるという点が大きな問題点である⁽⁹⁾。

1、意図して残された文書

佐々木文書は、東大史料編纂所に影写本⁽¹⁰⁾、島根県立図書館に謄写本⁽¹¹⁾が架蔵されているが、原

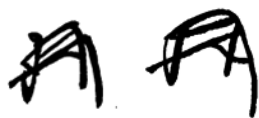
本は所在が不明となっている。写本が残っていなければ、その内容を知ることとはできず、尼子氏研究も大きく影響を受けたであろう。出雲国の有力国人の家に保存されてきた文書のほとんどは失われており、わずかに赤穴氏（佐波氏庶子、原本⁽¹²⁾）と牛尾氏⁽¹³⁾（写本）・三刀屋氏⁽¹⁴⁾（写本）のものが残っているのみである。

佐々木文書を考える上で重要なのは、尼子氏関係のものが原本が残されていたのに対し、京極氏関係のものは写である点である。永正5年（1508）に京極宗済は守護職を孫に譲るとともに、文書を渡してくれるよう、尼子経久と多賀紀伊守に依頼をしているが、実際に文書は京極氏関係者に渡され、尼子氏はその写を保持したのである。この点は尼子氏と京極氏の関係を考える上で重要である。『佐々木』、『尼子』ともに尼子氏が保持した京極氏関係文書を案文として扱っているが、文書発給の過程で写して宛所の相手に渡されたものが案文であり、この場合は写に他ならない。

ここで扱うのは、佐々木文書のうち、「五、文書類」中の以下のように記されている文書である（島根県立図書館謄写本による）。

「一、尼子刑部少輔清定 同又四郎経久（後民部少輔伊豫守ト云）

右兩人江京極大膳大夫持清入道生観同治部少輔政高、其外ヨリ當ル感状證文等ノ謄 壹帖」史料編纂所の影写本では「佐々木文書 一」として収録されている。漢数字の号数はこの影写本中の号数である。後述のように、尼子経久と詮久の発給文書が併存していた天文年間前半に整理されたものだが、その配列は必ずしも年次順を踏まえたものとはなっておらず、この時点で政高発給文書で無年号のものについては、前後の関係が不明となっていたか、あるいは明確な意図があって配列されたのであろう。



そうした中で残った佐々木文書の応仁・文明の乱時の京極氏発給文書には、同じ所領を失念して尼子氏以外の他氏にも与えてしまった（あるいは将来的に与えてしまった場合の）ことを記した文書が目立つ。出雲国人が動員された畿内での合戦を含め、佐々木文書により知ることができない戦闘と戦功があり、実際に、京極氏から国人へ大量の感状や所領給与の文書が出された可能性が高い。

一方、佐々木文書の中には継ぎ目に花押が押されているものが確認できる。『佐々木』では尼子経久の花押とするが、その花押は2種類が確認でき、尼子経久（三七号の裏、左）とその孫詮久（三三号の裏、右）のものである⁽¹⁵⁾。これにより、現在のような形で整理して残されたのが経久と詮久が同内容の文書を発給していた天文年間前半であることになる。また、うち4通には裏書があり、その内3通には文明4年（1472）に京都へ送る途中で原本が奪われた旨が記されている。残り1通は花押以外は判読が困難であるが、そこに押された花押はいずれも、島根県立図書館架蔵の謄写本から判断すると尼子詮久のものである。以上のように、残らなかった文書と、残された文書の意図を踏まえて分析していかないと、結果として虚像を描いてしまうことになる。

2、恩賞は獲得できたのか

京極氏が尼子氏に与えた安堵状は、一方の世代が交代すれば再度発給することとなるが、実際の文書はそれのみでは説明できないほど多いのである。注目すべきは当事者の交代とともに、文書の形式である。

京極氏側については、持清（生観）と政高（政経、宗済）の2代であり、尼子氏側も清貞と経久の2代で、併せて3通り（形式的には4通りだが、生観→経久はなし）となる。同じ所領であって

も京極氏の当主が変われば再度安堵されるだろうし、それは尼子氏側が交代した場合も同様である。

岡崎氏が指摘したように、京極氏から尼子氏に対して同じ所領について何度も安堵状が出されている。岡崎氏は「京極氏恩賞予約説」により、それは実際に所領が獲得できなかったのも、再度安堵状が出されたと言われたが、次の2通の文書からは、その背景の一端を知ることができる。

【史料1】（五号）

雲州能義郡中須□□分松田備前守買得分并舍人保松田備前守買得田畠・屋敷等事、於度々忠節、為勲功之賞、所相計也、若号本主、雖有競望人体、備前守為買得之地上者、不可立者也、万一有失念、余人相計子細候共、於国不可有承引候、此旨可有存知候也、恐々謹言

応仁貳

十月十五日

生観（花押）

尼子刑部少輔殿

【史料2】（一〇号、裏書あり）

竹矢郷事、堅預承候、如何様当給人仁遣替地、竹矢郷事者其江計可申候、先可有御堪忍候、恐々謹言、

文明二

御判

四月十六日

生観

尼子形部少輔殿

（裏書）

「 （花押）[詮久]

此正文何も二通京都へ上候處、文明四年八月但州綱懸津にてわかさ山根彦右衛門尉船にて御敵方へ被取候、此外御判も数通又多賀江州之状□□存候状者廿通□計（以下欠） 」

【1】は、能義郡中須郷と舍人保の一部を勲功の賞として尼子清貞に与えているが、下線部のように、2つの補足説明が付されている。それは、今回反京極氏方として蜂起した松田備前守の所領を闕所として与えるが、松田氏以前に所領を支配していた本主が権利を主張した場合も尼子氏の権利を優先するという点と、失念により他の国人にも同様に与えた場合でも、尼子氏にそれを承認するな（極めてご都合主義である）と伝えている点である。

「失念」とはこの他の文書にも登場し、不可思議な表現であるが、松田氏跡の所領を恩賞として獲得を望んでいた国人が他にもあったということである。その前提として、尼子氏とは別に京極氏方として軍功を積んでいた国人が存在したことが不可欠である。

【1】ではいかなる場合も尼子氏への給与を優先するとした京極氏であったが、文明3年（1471）の【3】では、京極氏関係者が中須郷領家分について、一旦与えたが、替地（多胡宗右衛門尉跡所々）を与えるので本主に渡すように清貞に伝えている。

【史料3】（五六号）

中須郷領家分之事、御拝領之地候、雖然為替地、多胡宗右衛門尉跡所々御判申、可進之候、然上者中須郷領家分之事渡可給候、万一彼御書等相違之子細候者、中須郷之事不申候、恐々謹言

文明三

十一月九日

忠□（花押）

尼子刑部少輔殿人々御中

そして舍人保についても、文明6年（1474）5月には、京極政高が松田三河守に干涉の停止を命

じている【4】が、その2年後の同8年4月の段階でも松田三河守の押領が続いており【5】、尼子氏が確保するには至っていない。【4】については、『尼子』では【5】と同様、文明8年の頃のものに比定されているが、後述の花押の形状により文明6年のものであることが判明する。

【4】では松田氏方に言い分があれば申し出るように命じたことも付け加えられているが、【5】は無条件の安堵となっている。

【史料4】（文明6、四六号）

能義郡舍人保并美保郷内福浦・諸久江事、故入道状之案文上にて明鏡候之上者、松田三河守方へ可停止綺之由、遣状候、故入道判形之案文、自其可被写遣候、但有子細者可明申之趣、申付松田候也、恐々謹言、

五月七日 政高（花押）

尼子形部少輔殿

【史料5】（三五号）

当国舍人保半分事、故入道判形明鏡之處、松田三河守此間押領由承候、曲事候、任故入道成敗可有知行候也、恐々謹言、

文明八

卯月廿九日 政高（花押）

尼子刑部少輔殿

一方、【2】では竹矢郷について、実際に給人がいたにもかかわらず、尼子氏がその獲得を望んだ。これに対して京極氏は、当給人に替地を与えて竹矢郷を与えることを約束した上で、当座は堪忍するよう尼子清貞に伝えている。ここでも竹矢郷という重要所領をめぐる国人間で対立があったことがわかる。竹矢郷は鎌倉時代は得宗領であり、南北朝期以降は守護領となって郷内圓通寺が出雲国安国寺に指定された。それを京極氏が給恩として国人に与えていたものであり、特定の国人の本領ではない。それが戦国期には尼子氏直轄領となっている⁽¹⁶⁾。

【2】の裏には、文明4年（1472）に京都へ送る途中に但馬国で敵方に奪われた旨が記されている。この時点でもなお尼子氏の竹矢郷支配は実現しておらず、京極氏に訴えるためにこの文書の原本を京都へ送ろうとしていたのである。そしてこれ以後、尼子氏の竹矢郷支配が実現したことを示す京極氏の発給文書は残されていない。

以上、尼子氏が京極氏から与えられた、あるいは与えられる予定であった所領も結果として京極氏のもとで尼子氏が本当に獲得できたかについては個々に再検討が必要であることが判明した。

3、書下と書状

京極氏から尼子氏へ所領を給与した文書には、①書下形式とともに、書状形式のものがある。そして書状形式には②年号を欠くものと、③付年号のものがある。

【史料6】（二号）

出雲国能義郡内松田備前守知行分利弘跡并飯石郡内多久和知行分所々、次能義郡奉行職事、今度為勲功之地、進置候之者也、仍任先例可有御知行之状如件

応仁貳年九月十一日 （花押）

尼子刑部少輔殿

【史料7】（三三号）

（ウハ書）「 尼子又四郎殿 政高 」

出雲国能義郡内利弘保事、任当知行旨領掌不可有相違之状如件、

文明六年十一月廿九日 （花押）

尼子又四郎殿

【史料8】（六〇号）

（ウハ書）「 尼子民部少輔殿 政経 」

当国能義郡利弘跡・同郡下今津・意宇郡阿陀加江跡半分・竹内分等事、任当知行旨、為給恩領掌不可有相違之状如件、

文明十一年八月廿六日 （花押）

①は【6】～【8】の3通のみである。尼子氏以外の他氏が京極氏から所領給与と安堵を受けた際の文書は【9】以下のようにほとんどが書下の形で残されている。それも書状形式の文書とは異なり、署名はなく花押のみが記される⁽¹⁷⁾。基本的に京極氏は書下で所領の給与・安堵を行ったのである。ただ、【6】は合戦の真っ最中で、且つ生観（畿内）と清貞（出雲国）が離れていたこともあり、略式のもの（切紙でウハ書なし）となっている。

【史料9】⁽¹⁸⁾

今度合戦之時於度々自身被疵、其外親類被官被疵候、殊勝屋右京亮討死事神妙至、忠節無極候、仍於恩賞之地者追而可相計候也、恐々謹言、

応仁元年

七月十二日 生観（花押）

赤穴四郎右衛門尉殿

【史料10】

去月十一日於中御門東洞院合戦時若黨討死神妙至無他者也、弥可被致戦忠、依其浅深可有恩賞状如件

応仁元年八月十五日（花押）

赤穴善四郎殿

【史料11】

出雲国神門郡多岐次郎右衛門尉跡事、今度於京都度々忠節其外切符貳拾貫文為替地所相計也、任先例知行不可有相違之状如件、

応仁二年六月十二日 （花押）

赤穴四郎右衛門尉殿

【史料12】

近国西庄年貢内参拾石事、為給恩所相計也、知行不可有相違之状如件、

文明元年十月十三日 （花押）

赤穴四郎右衛門尉殿

【9】では合戦の直後に赤穴四郎右衛門尉幸清に対して勲功を賞するとともに、恩賞の地を与えることを約束している。そのため、書状形式・切紙ではあるが、付年号となっている。これに対して【10】は、嫡子善四郎久清宛に若党の討死を賞するとともに、今後の勲功の深浅により恩賞を与えることを約束している。切紙ではあるが、書下形式である。感状であるとともに、さらなる軍忠を求めている点が特色である。これと関係する文書が牛尾氏と三刀屋氏宛に出されている⁽¹⁹⁾。

【史料13】

今度於中御門東洞院度々被疵、殊七月十一日、同八月十九日打太刀粉骨至候、猶々忠節無極候、於恩賞之地者追而可相計候也、恐々謹言、

応仁元

八月廿七日 生観（花押影）

牛尾五郎左衛門尉殿

【史料14】

今度有参洛、去廿五日於中御門東洞院被疵并被官人等手負被致粉骨之状神妙至也、弥被抽戦功、隨其淺深可有恩賞状如件、

応仁元年七月廿七日 勝秀（花押影）

三刀屋助五郎殿

それに対して、【11】と【12】は実際に恩賞を給与しており、豎紙形式の書下である。これに文明5年（1473）に松田三河守に法吉郷を与えた文書（豎紙）と明応8年（1501）に神西越前守を神門郡奉行職に補任した文書（写であるが豎紙か）を加えて考えると、実際の恩賞の給与は書下で行われたことがわかる⁽²⁰⁾。

【史料15】⁽²¹⁾

出雲国島根郡法吉郷事、為料所相計候者也、守先例可致沙汰之状如件、

文明五年二月十一日 （花押）

松田三河守殿

【史料16】⁽²²⁾

当国神門郡奉行職事、所補任也、守成敗可致其沙汰之状如件

明応八年九月廿七日 （花押影）

神西越前守殿

尼子氏が与えられた書下と書状形式の文書はどこが異なるのだろうか。【7】と同日付で所領を安堵されたものが2通ある。

【史料17】（三二号）

雲州島根郡内生馬郷事、任當知行旨、不可有相違候、但成安寺久[旧]領事候間、當寺事可然様可被申付候也、恐々謹言、

文明六

十一月廿九日 政高（花押）

尼子又四郎殿

【史料18】（三四号）

雲州意宇郡阿陀加江内青木分并多祢分等事、故入道任相計旨知行不可有相違候、但本且分者可渡置候、恐々謹言、

文明六

十一月廿九日 政高（花押）

尼子又四郎殿

この2通は切紙ではなく豎紙であるが、書下と異なり、花押のみではなく署判を加える形式である。豎紙であるのは、当時経久は上洛中であり、守護政高と直接会う状況にあったためであろう

か。2通ともに、「但」以下の文が付け加えられている⁽²³⁾。そして【7】の利弘と【18】の阿陀加江については【8】で再度安堵されているが、【17】の生馬郷については、最終的に尼子氏の支配は認められなかった。

【史料19】（七号）

雲州島根郡生馬郷事、以前松井孫右衛門尉雖相計候、孫右衛門尉謀叛人令同意、逐電候上者、今度於国、度々被致忠節、為勲功之賞相計候、殊成安寺自寺家、云契約、云勲功之地、旁以知行不可有相違候、若於向後、自寺家、雖有申子細、既契約上者不可立候、此旨可有存知候也、恐々謹言

応仁二

十月廿二日

生観（花押）

尼子刑部少輔殿

生馬郷は松井氏領であったが、謀叛人に同意したため闕所となり、尼子清貞に勲功の賞として与えられた【19】。その最初の応仁2年（1468）の時点ですでに成安寺との関係が問題となっていた。そして、文明16（？）年（1484）11月に、京極政経は、尼子経久が松井若狭守領に取懸ったことに対して、牛尾氏に松井氏への合力を命じているが、この松井氏領が生馬郷ではないか。【20】の事例のように、松井氏が京極氏方に復帰したため返還されたのであろう。これが後の【55】のように、尼子経久による松井氏領押領と京極政経による経久追放の直接の契機となる。

【史料20】（文明6年）⁽²⁴⁾

能義郡内比田山事、近年三沢信濃守雖押領候、就帰参可去渡先給人由、於京都申定訖、仍彼在所尼子刑部少輔請取之、可支配給人之由申付候、万一難渋候者各可被沙汰居尼子代、尚以不可有無沙汰候也、恐々謹言

十一月十日

政高（花押）

赤穴四郎左衛門尉殿

比田山は国人某氏が反京極氏方となったため闕所となったが、それを三沢信濃守が押領していた。ところが、その国人が京極氏方に帰参したため、比田山を返還することになった。京極氏は一旦、比田山を守護代尼子氏の代官に渡すことに協力するよう、赤穴氏に命じている。

文明11年（1479）の最終の書下である史料【8】では、利弘保と阿陀加江を安堵するとともに、生馬郷に替えて能義郡内下今津を与えた形となっている。また、所領の安堵について、書状形式の文書とともに、守護奉行人奉書が出される場合もあった。ここでも書状形式と同様の経緯を記した文言が付されているが、それを踏まえて最後に安堵の文言が記されている点と書下年号である点が書状形式のものと異なる。

【史料21】（五四号）

雲州能義郡内利弘保事、以前其江被進之處、有御失念雖被仰付利弘、自最前如御成敗、御知行不可有不可有相違候由、依仰執達如件、

応仁二年十一月十五日

周防守（花押）

沙弥（花押）

沙弥（花押）

尼子刑部少輔殿

御代官

ちなみに、尼子氏宛でそこに「御代官」との付記がなされているものがある。『佐々木』では【21】を「尼子氏の御代官」に宛てたものと解釈しているが、それならば「御」は不要で、「尼子刑部少輔代官殿」となる。影写本をみれば「御代官」は「尼子刑部少輔殿」より小さく、その「付記」であることが明確である（本文中にあるものは大きさは同じであるが、同様である）。また、それは守護奉行人奉書で尼子氏宛のものに限られる。それに続いて「三沢対馬守殿」以下の国人名が記されたものについて、三沢対馬守が尼子氏代官であるとの解釈がなされたことがあるが⁽²⁵⁾、【21】のようにその後には人名がないものがあることから誤りである。あくまでも守護奉行人が守護の代官である尼子氏に対して表記しているだけなのである。

3、京極政高（政経）発給文書の年次比定

すでに述べたように、京極氏発給文書には書状形式で年紀を欠くものがあり、その年次比定が重要な役割を果たす。生観発給文書についてはその内容以外に年次を比定する材料に乏しいが、これまでの比定に大きな問題はない。これに対して、政高（政経）発給文書はその花押の変化と内容を検討することにより、正確な年次比定が可能となるにもかかわらず、それに気づかないまま、年次比定を行い、前後が混乱したまま、分析がなされてきた。

表1は、東大史料編纂所のデータベースで影写本の画像が公開されている佐々木文書と原本の画像が公開されている中川四郎氏所蔵文書（赤穴氏関係）中の政高（政経）発給文書を、その内容と花押の変化に基づき、年代順に並べたものである。ここに掲載していない小野文書と日御碕神社文書所収の政高（政経）発給文書⁽²⁶⁾については島根県立図書館架蔵影写本により花押を確認した。

【表1】

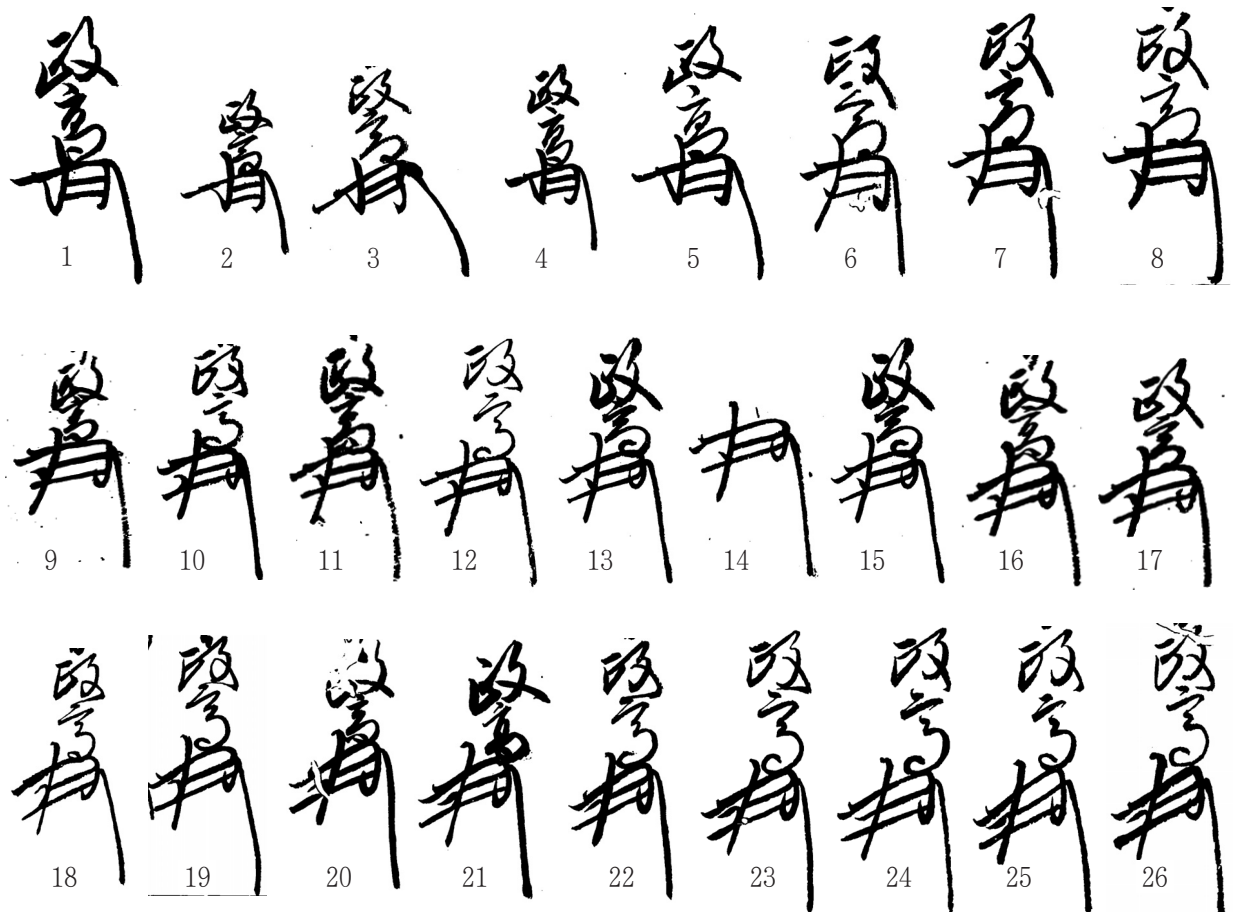
〔年号〕：付け年号、（年号）：推定した年号。＊：今回新たな年代比定を行ったものである。佐157とは『佐々木』の号数であり、（二八号）は佐々木文書（謄写本、影写本）の番号、【49】は本論文の番号。

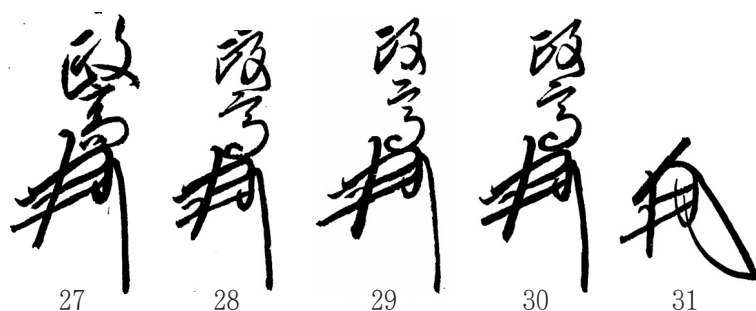
1	〔文明2〕12月13日政高書状（感状）	尼子刑部少輔宛	佐157（二八号）	【49】
2	〔文明3〕9月21日政高書状（感状）	尼子形部少輔宛	佐164（二七号）	【50】
3	（文明3）10月21日政高書状（感状）	尼子刑部少輔宛	佐200（五一号）＊	
4	〔文明3〕12月11日政高書状（感状）	尼子刑部少輔宛	佐166（二九号）	
5	〔文明3〕12月11日政高書状（感状）	尼子刑部少輔宛	佐167（三〇号）	
6	（文明6）5月7日政高書状	尼子形[刑]部少輔宛	佐195（四四号）＊	
7	（文明6）5月7日政高書状	松田三河守宛	佐196（四五号）＊	【30】
8	（文明6）5月7日政高書状	尼子形[刑]部少輔宛	佐197（四六号）＊	【31】
9	（文明6）7月13日政高書状	赤穴四郎左衛門尉	中70＊	
10	（文明6）11月7日政高書状	尼子刑部少輔宛	佐201（五二号）	【32】
11	（文明6）11月10日政高書状	赤穴四郎左衛門尉宛	中71＊	【20】
12	〔文明6〕11月17日政高書状	尼子又四郎宛	佐178（三一号）	【33】
13	〔文明6〕11月29日政高書状	尼子又四郎宛	佐179（三二号）	【17】
14	〔文明6〕11月29日政高書下	尼子又四郎宛	佐180（三三号）	【7】
15	〔文明6〕11月29日政高書状	尼子又四郎宛	佐181（三四号）	【18】
16	（文明7）4月26日政高書状	赤穴四郎左衛門尉	中69＊	
17	（文明7）6月29日政高書状	赤穴四郎左衛門尉	中66＊	

18 (文明7) 10月17日政高書状	尼子形[刑]部少輔宛	佐182 (五〇号) *	【36】
19 (文明7) 10月17日政高書状	尼子形[刑]部少輔宛	佐199 (四九号) *	【37】
20 (文明8) 3月27日政高書状	尼子刑部少輔宛	佐193 (三八号)	【38】
21 (文明8) 3月29日政高書状	尼子刑部少輔宛	佐194 (四〇号)	【39】
22 (文明8) 4月17日政高書状 (感状)	尼子刑部少輔宛	佐184 (四一号)	【40】
23 (文明8) 4月29日政高書状	尼子形[刑]部少輔宛	佐185 (四二号)	【41】
24 [文明8] 4月29日政高書状	尼子形[刑]部少輔宛	佐186 (三五号)	【43】
25 [文明8] 4月29日政高書状	尼子形[刑]部少輔宛	佐187 (三六号)	【42】
26 (文明8) 5月2日政高書状	尼子形[刑]部少輔宛	佐188 (四三号)	【34】
27 [文明8] 5月11日政高書状	尼子形[刑]部少輔宛	佐189 (三七号)	【44】
28 (文明8) 5月12日政高書状	尼子形[刑]部少輔宛	佐198 (四七号)	
29 [文明8] 5月14日政高書状 (感状)	尼子形[刑]部少輔宛	佐190 (三九号)	
30 [文明8] 5月17日政高書状 (感状)	尼子形[刑]部少輔宛	佐191 (五三号)	
31 文明11年 8月26日政経書下	尼子又四郎宛	佐202 (六〇号)	【8】

【図1】京極政高（政経）の花押

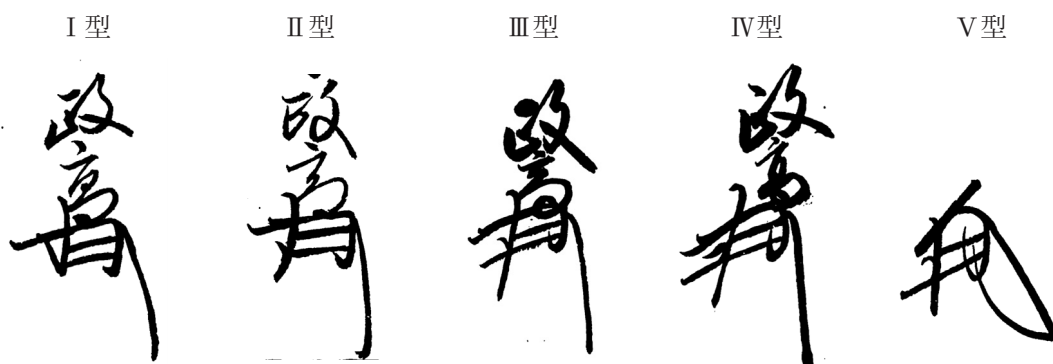
花押については、1～5がⅠ型、6～8がⅡ型、9から19がⅢ型、20～29がⅣ型、30がⅤ型である。





政高の花押については【図2】のように5型に分類できる。そのポイントは左下の部分で、当初Ⅰ型では撥ねる形となっていたが、Ⅱ型では撥ねずに下に伸びている。次いでⅢ型では、左下に伸びる横線が当初は水平に近く、左端は撥ねる形であったが、横線が左下がりとなり、そのまま伸びている。これがⅣ型となると、さらに左下がりとなるとともに、下から2番目の横線が、撥ねとつながり、縦線を越えて伸びているかようになる。Ⅴ型は一目瞭然で、右下へ向かう線が内上方へ撥ねる形となっている。尼子経久の花押はこの政経の花押を継承したともいえる。

【図2】花押のタイプ



4、美保関と安来庄

尼子氏が戦国大名化するにあたり、もっとも重要な位置を占めた所領が美保関（美保郷）と安来庄であるとされてきた。2つの所領はいずれもそれまで松田氏が支配していたと考えられているが、その内実は不明である。文書の年代比定を踏まえて、この2つの所領について再評価を行いたい。

これまでの研究ではあいまいにされているが、安来庄と美保関（美保郷）のそれぞれについて、庄園領主の支配（領家分）と地頭分に分けてみていく必要がある。特に美保関の場合、幕府御料所との見解が有力であったため、両者の区分がほとんど意識されていなかった⁽²⁷⁾。そして、本来の美保郷も分割相続や郷内の寺院領が存在したため、決して一円的な支配ではなくなっている⁽²⁸⁾。

近年は守護京極氏領とされる美保関（美保郷東分。南北朝期以降、西分は独立した所領となる）であるが、注意すべきは、美保関は公の関所であったことである⁽²⁹⁾。また京極氏の支配権は地頭職に関わるものであり、これとは別に国衙ないしは庄園領主に関わる支配権が存在したということである。

元応元年（1319）閏7月、出雲国雑掌重氏が塩冶、古曾石、美保、生馬郷等の下地と年貢について訴え、幕府が守護佐々木貞清に代官を差進めて説明せよと命じている⁽³⁰⁾。当時4ヶ所はいずれも守護佐々木氏が地頭となっていたのである。これに対して知行国主左大臣家（洞院実泰）側が訴えたのである。

美保関の公用としては、田数34町（文永8年⁽³¹⁾）に対する①年貢の外に、②関所ないしは港にかかわる税があったと思われる。また、守護領であったため、②とは別に③領国である隠岐国と出雲国の船に対して課税することが可能であった。守護京極氏の代官尼子氏のもとで問題となった出雲国・隠岐国の舟役は③であろう。美保関代官職をめぐり尼子氏と松田氏の間で対立があったが、代官が誰であろうと関銭、舟役、年貢を徴収する体制は存在し、代官は武力を背景に税の徴収体制を機能させたのである。

出雲国の応仁・文明の乱は、応仁2年（1468）6月に松田備前守が伯耆国守護で西軍の中心である山名氏と結び、富田庄を攻撃したことから始まったが、その背景として後述の三沢対馬守を中心とする京極氏に対する国人一揆があった。それを押さえ込むため、京極氏の守護代尼子清貞は被官を動員してこれを撃退し、逆に松田備前守の城を攻撃した。その過程で、京極氏は同年9月11日以降尼子氏に、闕所地となった松田備前守や多久和氏など西軍方国人の所領を恩賞として与えている【6】。佐々木文書には残っていないが、出雲国南部でも守護方と反守護方の間で戦闘があり、当然のことながら恩賞の給与が約束されたのだろう⁽³²⁾。その中で恩賞の二重給与などの問題が発生し、尼子氏から何点か京極氏に抗議し確認したのだろう。

利弘保については、既出の【21】応仁2年11月15日京極氏奉行人奉書により、清貞の知行が確認されている。この時期、【22】の下線部のように、尼子氏に代わって宍道九郎が出雲国内の京極氏方の中心となるのではないかと噂がひろまり、尼子氏が京極氏にどうということかと申し入れた。それに対して京極氏側は一切知らないと言った上で、他人に委ねることはしないと、各自協力するよう尼子氏に求めているが、現実には京極氏から宍道氏の要求を受けて何らかの意向が示されていたのであろう⁽³³⁾。

【史料22】（二四号）

於国色々雑説候由其聞候、如何様之子細候哉、京都仁無存知之儀候、殊完道九郎国可致成敗之旨風聞由候、事実候哉、入道一向無存知候上者、無覚悟次第候、於以後、自然雖申人体候、不可有許容之儀候、毎事国時儀可然様、各被仰合、敵退治候様ニ計略候者、公私可為祝着候、委細尚多賀豊後守可申下候也、恐々謹言、

十一月廿二日

生観（花押）

尼子刑部少輔殿

同日付の書状【23】で、多久和郷について恩賞の二重給与などの問題が表面化したことについて、京極氏は尼子氏の権利を優先し、多久和郷の実効支配を行っている多賀氏一族の惣領美作入道に所領を渡すよう命じている。しかし結果として尼子氏が多久和氏跡の所領を確保することはできなかった。

【史料23】（二五号）

雲州多久和郷多久和左京亮跡事、悉尼子刑部少輔相計候處、就申掠紛子細候哉、大略其同名知行由候、依度々忠節、相計刑部少輔候上者別人ニ遣候状不可立候間、万一京都一左右候者、雖有申人躰、不可有許容候間、無承引、悉可被渡付候也、恐々謹言、

十一月廿二日 生観（花押）

多賀美作入道殿

これに対して尼子氏側から京極氏に働きかけたのが【24】「両所代官職」＝【25】「美保関并安来領家分代官職」であった。京極氏が美保関と安来庄領家分の代官職の地位を得ていたのである。美保関の場合は明記されないが、やはり本来保持した地頭職とともに領家から代官職を得ていたと思われる。いわばその又代官の地位を尼子氏が求めたのである。これに対して安来庄は地頭分を松田氏一族が支配し、領家である鴨社領分の代官職を京極氏が得ていたのであろう（事実上の守護請）。

美保関については、尼子氏以外からの働きかけもあり、生観の判形（書下）ではなく、下線部のように奉行人奉書で申し付たとするが、その奉書そのものは残されていない。奉書であったのは、最終決着ではなく、何らか解決すべき問題があったのだらう。実際に美保関内の太子堂（現在の仏谷寺）領については、【25】（『佐々木』や『尼子』）には掲載されていないが、この文書にも以下のように裏書きがある。一部のみ残り花押以外の部分の判読は困難だが、文明4年に京都へ送る途中で失われたものであろう）のように別人に与えている。

【史料24】（二六号）

自尼子形部少輔方被申候両所代官職事、無子細候由申遣候、雖然、開陣以後面々就申合子細、不遣判候之間、以奉書申付候、此趣自其可被申下候也、恐々謹言、

十二月十一日 生観（花押）

多賀豊後守殿

【史料25】（八号）

連々御忠節通八田豊前守有上洛巨細申候間、国之時宜自方々注進相違候、不可然候、雖然、多賀豊後守申候間美保関并安来領家分代官職事相計申候、尚々自最前御忠節通、就豊前守申子細存知候間、美保関来年公用三千疋此使納候、美保関事以過分礼物、競望方々候へ共、其江計申候、一段之儀候、仍太子堂領事承候、尤雖可許容申候早余人ニ申付候間無其儀候、多久和郷事任以前進候状旨可有御知行候也、恐々謹言、

応仁二

十二月廿九日

生観 御判

尼子形部少輔殿

（裏書）

「 □□□此御判□□□（判読不能）

（花押）[詮久]

」

その美保関代官職について、【26】下線部のように、他人に与えた場合も、尼子氏の権利を優先することを伝えている。この時点でも競合者があったと考えられる。そして、裏書きにあるように、文明4年段階でも尼子氏がこの問題を京極氏に訴えようとしており、美保関代官職をめぐる対立があった。長谷川氏は尼子氏による美保関の軍事的制圧が美保関代官職獲得の前提であったとされるが、事態はそんなに単純ではなかった。尼子氏以外にも京極氏のもとで勲功を挙げた国人もいれば、後に競合者として登場する松田三河守のように、美保関に対して関わりを持つ国人がいたのである。

【史料26】（文明2年か、一三号）

雲州美保関代官職事、任以前進候状旨、不可有相違之儀候、若有失念、雖遣余人判形候、任以前相計旨、可有知行候、公用之事三判候間、納次第可有取沙汰候、此旨可有御存知候也、恐々謹言、

四月廿三日

生観 御判

尼子刑部少輔殿

(裏書)

「 (花押) [詮久]

此正文何も二通京都へ上候處、文明四年八月但州綱懸津にてわかさ山根彦右衛門尉船にて御敵方へ被取候、此外御判も数通又多賀江州之状□□存候状者廿通□計 (以下欠)」

同時期に (4月26日)、京極氏側では【27】のように美保関内の福浦・諸喰を誤って一旦は松田三河守に与え、それを尼子氏側が提出した百姓中の起請文を根拠に撤回している。また、【28】のように美保関内の宝樹寺領を一旦は二宮氏に与えたが、4月25日にはそれを撤回している。

【史料27】 (文明2年か、一七号)

雲州美保郷内福浦・諸久江浦事、為美保関外之由、就松田三河守申掠候、相計候處、彼両所為美保関内之由、百姓中以起請文申候間、任彼状之旨、関一具ニ有知行、公用等厳密可有執沙汰候、於以後、若令失念、余人仁雖申付候、不可有承引候、此分可有存知候也、恐々謹言、

四月廿六日

生観 (花押)

尼子刑部少輔殿

【史料28】 (文明2年か、一四号)

美保関宝樹寺々領事、以前二宮彈正忠雖相計候、為料所内事不存知、加下知候、寺領事候之間、如元返付候、於以後、雖如何様之人体申候、不可有相違儀候、此分可有御存知候也、恐々謹言、

四月廿五日

生観 (花押)

尼子刑部少輔殿

隠岐国舟の美保関舟役に関する文書【29】が出されたのは、以上の状況下であった。すなわち、美保関で舟役を負担しない隠岐国舟については小浜で課税し、なおも難渋する場合は処罰せよと伝えている。この意味するところは、美保関の確保と現地での舟役徴収が困難であったことであり、便法として京極氏が前例に任せて小浜での課税を命じているのである。錦織氏はこの文書を平時に出された文書であるかのごとく解釈を加えられているが、この文書は目前の課題を解決するため、京極氏が尼子氏に与えたものであり、競合する松田氏が隠岐国にも深い関わりを持っていたことがわかる。

【史料29】 (一八号)

隠州所々廻舟、美保関役事、不致其沙汰至于舟者、如先々、於若州小浜、可有懸沙汰候、関役難渋候者、一段可有成敗候也、恐々謹言、

文明貳

四月廿六日

生観 (花押)

尼子刑部少輔殿

錦織氏はこの文書を隠岐国の舟に係するものとされ、論を展開された。隠岐国は鎌倉初期には佐々木定綱が一国地頭職となったことが知られるが、それ以後も庄郷地頭職の過半を守護、それも隠岐国守護を兼帯する出雲国守護が支配していた⁽³⁴⁾。守護京極氏は領国の出雲・隠岐国の舟と港に対して課税権を有していたと思われる。

隠岐国は、以下のように鎌倉後期までにその所領の多数が守護の支配下となった。一方、庄園の設定も早くから行われており、離島とのイメージは一面的である。島前の知布利庄は12世紀初めまでには成立し、後には近衛家領となった。島後の重栖庄は摂籙渡庄としてみる。佐々木泰清の孫宗茂が「重栖氏」を称しており、鎌倉末までには佐々木氏領となった。島後の村庄は山門領であるが、これも泰清の兄政義の子義明が村氏を称しており、13世紀前半には佐々木氏領であったことが確認できる。那具村については、応永2年（1468）に桃井詮信が京極高詮に売却しているが、佐々木泰清の子が桃井頼直と結婚しており、佐々木氏領をへて桃井氏が継承した可能性が高い。この外に、後鳥羽上皇が配流された段階の海士、後醍醐天皇時代の西郷も守護領であった可能性が高い。さらに兄時清に代わって隠岐国守護となった高岡宗泰も隠岐国内の地頭であった可能性が高い。この外に平安末期には平家領であった犬来・宇賀牧も注目される。

14世紀以降に守護ないしは佐々木氏領と確認できるものも多い。塩冶高貞の兄弟顕清は別府（島前）氏を称し、幕府滅亡時の隠岐国守護清高の兄弟清顕が都万（島後）氏を称している。また、貞和3年には古志氏惣領宗綱が島後の山田別府の地頭であった⁽³⁵⁾。さらには貞治4年の隠岐国守護佐々木直貞は富田秀貞の子であった⁽³⁶⁾。その後山名氏の支配を経て、明德の乱後は京極氏が守護となった。

生観の発給文書で出雲国関係分に残っているのは文明2年（1470）6月のものが最後で、8月12日には死亡した。9月には生観の嫡孫である孫童子が出雲国守護に補任された。しかし、幼少であり12月には生観の子政高が代行し、文明3年閏8月には正式に守護に補任された。これに対して出雲国内の国人は、新守護政高による所領安堵を獲得せんとした。【26】の裏書きのように、清貞は文明4年に政高へ美保関問題を訴えているが、実際には生観によって破棄されたはずの文書を提出した松田三河守側に対して奉行人奉書によって安堵がなされた。その時期は松田三河守が法吉郷を与えられた文明5年前後であろう。

これに対して尼子氏側が抗議するのは当然で、文明6年には政高が再度松田三河守への安堵を否定している【30】【31】。それは能義郡舎人保についても同様であった。

【史料30】（文明6、四五号）

雲州美保郷内福浦・諸久江浦并舎人保等事、先度以故入道判形被申請、成敗候之間遣奉書候処、尼子形部少輔方へ又故入道如此成敗候案文遣候、既棄捐之文言候之上者、早可被停止綺候、若又尚以有子細者、可被申候、恐々謹言、

五月七日

政高（花押）

松田三河守殿

【史料4の再掲】（文明6、四六号）

能義郡舎人保并美保郷内福浦・諸久江事、故入道状之案文上にて明鏡候之上者、松田三河守方へ可停止綺之由、遣状候、故入道判形之案文、自其可被写遣候、但有子細者可明申之趣、申付松田候也、恐々謹言、

五月七日

政高（花押）

尼子形部少輔殿

ちなみに、この2点の史料は文書がどのように伝達されるかを知るよい例である。宛名は違いますが、2通ともこれにより利益を得る尼子氏に渡され、尼子氏側から松田氏に提示されるのである。

【4】の下線部のように、尼子氏に対して故入道判形の案文を写して松田氏側に遣わすように命じ

ている。当然それは2通が同時に松田氏に示されるので、【30】の下線部のように「尼子氏側へ故入道がこのように成敗した案文を遣わした」との表現がみられるのである。

そうしているうちに、畿内での戦闘が激化し、京極政高は出雲国の有力国人に上洛を命じ、尼子清貞は子の経久を派遣するとともに、所領問題で京極氏側と交渉した。【31】①の下線部のように文明6年11月時点でも多久和郷替地の問題は未解決で、適当な闕所があれば与えようということであった。また、下線部②のように、京極氏領立原については、三沢信濃守からも要望が出されたが、京極氏が目を懸けていた多賀余次が獲得している。

【史料31】（文明6、五二号）

①就多久和郷替地事、注進趣得其意候了、所詮以闕所等可望承候、然者可計申候、②立原事者雖料所分候、相計多賀与次候、今度三沢信濃頻雖望候、不承引候、与次異于他懸目、不断召使事候、於此在所者、不可叶候、可然闕所候者可承候、更以不可有等閑候、巨細猶又四郎方可被申候、恐々謹言、

十一月七日 政高（花押）

尼子刑部少輔殿

そうした中で、京極政高は【32】下線部のように、経久に美保関公用分5万疋の中から1万疋を5年間減額することを認めた。それが経久が合戦のため上洛中であることとともに、多久和郷替地問題への対応であったことは、能義郡土一揆勃発後の文明8年5月2日付の史料【33】によって明白である。この史料から米原氏のように、尼子氏が美保関公用の未進を始めたなどと解釈することは不可能である⁽³⁷⁾。

【史料32】（三一号）

美保関公用事、五万疋可有執沙汰内、就今度御上洛万疋事、自明年乙未五ヶ年進之候、於四万疋者、嚴密可有執沙汰候、自来庚子歳者、五万疋如元可有京納候、今度万疋進之候事、不可成已後引懸候、次可然闕所候者可承候、然者可申付候、尚以彼公用事任請文旨、不可有御無沙汰候也、恐々謹言

文明六

十一月十七日 政高（花押）

尼子又四郎殿

【史料33】（文明8、四三号）

美保関公用内万疋事、自去年五ヶ年間進之候、但関事不私料所事候間、五ヶ年後者、為多久和郷替、以闕所可進之候、万一無在所候者、彼万疋事、其間可進之候、恐々謹言、

五月二日 政高（花押）

尼子形部少輔殿

美保関については松田三河守との問題が未解決であり、【34】文明6年11月29日守護奉行人奉書は、福浦・諸喰（悔）を清貞代官（この場合も「御代官」が清貞の付記の可能性もある）に渡すように命じている。そして同時に、島根郡生馬郷（成安寺領の問題あり）と意宇郡阿陀加江については書状形式の文書【18】と【19】で、利弘保については書下【7】で経久に対して当知行を安堵している。ただ、それは尼子氏に限られたものではなく、【31】②の下線部のように三沢氏や多賀氏からの働きかけもあった。

【史料34】（五八号）

雲州島根郡内福浦・諸悔等事、御料所為美保関内間、尼子形部少輔殿可被渡付御代官由、先度及数々被仰付處、于今彼在所美保関内仁 不混由申、不被渡付^{三六}、不可然者也、所詮御料所上者、可被渡付形部少輔殿御代官、尚以不可有無沙汰由、依仰執達如件、

文明六年十一月廿九日

左衛門尉（花押）

沙 弥（花押）

松田三河守殿

翌文明7年（1475）10月段階でも美保関の境界問題は解決しておらず、政高は【35】のように清貞に対して至急入部せよと命じている。それと同時に松田氏関係の舟の美保関役未進問題があったのであろう、京極政高は、【36】で文明7年春に特定の舟に認められていた課税免除を廃止したことを確認し、経久を通じて清貞に税の徴収を命じている。

【史料35】（文明7、五〇号）

福浦・諸悔浦事、為美保関内由被申、令存知候、所詮不日被入部於彼在所、如先規可被致其沙汰候、恐々謹言、

十月十七日

政高（花押）

尼子形部少輔殿

【史料36】（文明7、四九号）

「(墨引)」

美保関雲州隠州舟役事、故入道時少々免除不可然候、料所事候間、於免許舟者、悉令棄破、公用如先々可有執沙汰候、尚以不可有無沙汰候、此趣去春時分申下候、定被得其意候哉、巨細又四郎方可被申候、恐々謹言、

十月十七日

政高（花押）

尼子形部少輔殿

そうしているうちに文明7年（1475）11月、近江国の合戦で京極政高は敗北し、出雲国人の中にも三沢氏惣領為清のように討ち死にしたものがあつた。そして政高は経久や国人らとともに出雲国に入部したのである。

松田三河守と隠岐国の舟については舟役の課税が困難であつたようで、清貞の訴えを受けた政高は、【37】で舟役の皆済を命じているが、文明6年以前の小浜での舟役については【38】のように清貞の意見を受け入れ、免除するとしている。松田氏との間の妥協点を探っていたのであろう。

【史料37】（文明8、三八号）

美保関舟役、故入道免除船共、悉自去年令棄破候處、松田三河守被官安来道□舟・隠岐舟・賀茂舟・重栖舟、以上公用伍捨参貫余不致沙汰由候、不可然候、既料所減納候上者、去年分事有懸沙汰、可有皆済候、不可有無沙汰候也、恐々謹言、

三月廿七日

政高（花押）

尼子刑部少輔殿

【史料38】（文明8、四〇号）

去々年於若狭小浜船公事申懸候處、不致沙汰、舟共事可有免之由承候、雖一段可申付儀候、承候間令免許候、仍貳千疋到来、令存知候也、恐々謹言

三月廿九日

政高（花押）

尼子刑部少輔殿

能義郡土一揆が勃発したのはそのような状況下であり、京極氏と尼子氏にとっては不意をつかれた形となった。4月14日には富田庄の堺で合戦があった。次いで16日には上田・古川で、19日には桜崎で戦闘があり、清貞被官福頼氏、立原氏、女塚氏や野武士が負傷している（五三号）。

土一揆の中心が松田三河守であったことは、4月17日付の【39】で清貞に対して松田三河守跡安来地頭分が与えられているところからわかる。4月29日に政高は【40】で福浦・諸悔問題で清貞の権利を安堵し、【41】では今回の忠節により美保関代官職も懈怠さえなければ任せるとしている。ただし、【39】では安来地頭分のうち松田備前守跡を除くとあり、これは清貞以外の国人に与えられていた可能性が大きい。そして【42】のように、舎人保についても松田三河守によって押領されていたのだった。

【史料39】（文明8、四一号）

就今度土一揆蜂起、被官人等忠節神妙候、仍松田三河守跡安来地頭分但除松田備前守跡事相計候、令配当被官人等、弥可被抽忠節候也、恐々謹言

卯月十七日 政高（花押）

尼子刑部少輔殿

【史料40】（文明8、四二号）

福浦・諸悔事、為美保関内由承候間、可被相抱之由、度々進判形候上者、不可有相違儀候也、恐々謹言、

卯月廿九日 政高（花押）

尼子形部少輔殿

【史料41】（三六号）

美保関代官職事、自故入道時申付候、今度弥被抽忠節事候上者、如何様人体雖望申候、於公用無不法懈怠者、向後不可有相違儀候、此在所事者、代々不私料所事候間、於公用者、嚴重可有執沙汰候、然者聊不可有他競望候也、恐々謹言、

文明八

卯月廿九日 政高（花押）

尼子形部少輔殿

【史料42】（三五号）

当国舎人保半分事、故入道判形明鏡之處、松田三河守此間押領由承候、曲事候、任故入道成敗可有知行候也、恐々謹言

文明八

卯月廿九日 政高（花押）

尼子刑部少輔殿

その一方で能義郡土一揆との戦闘は継続し、5月2日には三日市（飯梨）で合戦があり、清貞方の多久氏（楯縫郡）が負傷し（五三号）、5月12日以前には富田城大木戸役を勤める下笠豊前守（大原郡）が闕落した（四七号）。5月13日にも敵が富田庄内に攻め込んでいる（三九号）。清貞が【43】の下線部のように美保関公用500貫文の内150貫文を先納したのは以上のような状況下であり、美保関を掌握していたわけではない。政高はもしも関所が手に入らない場合は、清貞に先納分を返すとしている。この部分を『佐々木』では「関」を公用銭（関銭）と解釈し、銭が「手に入ら

なければ他から補填するように。もし美保関において銭が入手できれば、この割符をもって精算するように」と解釈した上で、「詳細不明な点もある」とするが、状況がわからないまま解釈している。公用銭の問題や福浦・諸久江（喰）などの問題にとどまらず、美保関自体の掌握が問題となっているのである。

【史料43】（三七号）

美保関公用内、為当年分、先百伍拾貫文分、以割符拾五請取候、但此内拾参、自若狭京都夫賃以下事、追而可有算用候、万一関之事今時分事ニ候不入手子細も候者、此割符十五分、以他足可致返弁候、関手入候者、以此状可有算用候也、恐々謹言、

文明八

五月十一日

政高（花押）

尼子刑部少輔殿

能義郡土一揆に関する史料は、5月17日の政高書状（感状）が最後であり、そこでは4月14日から5月3日までの清貞とその被官の勲功を記した上で、必ず恩賞を与えるとしている。応仁元年（1467）の赤穴氏の場合、実際に翌応仁2年に書下により恩賞を与えられていた。ところが、尼子氏の場合は【8】文明11年（1479）8月26日書下⁽³⁸⁾により、当知行分の能義郡利弘跡、下今津と意宇郡阿陀加江跡半分が安堵されているだけである。これは文明6年（1474）に経久が安堵された3カ所の内、生馬郷が消えて、その代わりに下今津が入ったのみで、父清貞領は含まれていない。当然、京極氏と尼子氏の双方で代替わりがあれば、前代の安堵が再確認されるはずである。

佐々木文書の残り方からすると、与えられたが文書が失われたのではなく、本来与えられなかった、すなわち、清貞が書状形式の文書で与えられた所領の多くは最終的に書下によって与えられることはなかったことになる。一方京極氏領の又代官となった、美保関と安来庄領家分については、事情が異なるが、応仁2年（1468）に代官職に補任された美保関を尼子氏が文明8年（1476）に至るまで安定的に確保できなかったことも、これまでみてきた史料から明白であろう。

松田氏が支配した安来庄地頭分はどうであろうか。尼子清貞は応仁2年に松田備前守跡の所領を与えられているが、その中に安来庄地頭分はみえない。そして、文明8年には能義郡土一揆の首謀者松田三河守領跡安来地頭分を書状形式の文書【39】で与えられているが、最終的文書である書下を与えられてはいない。そして、安来地頭分から松田備前守跡は除かれており、三河守でも尼子氏でもない国人がそれを支配（一時的か）していたことになる。

永正14年（1517）7月に、尼子経久は鴨社に対して公用1000疋を納めているが、これは戦国大名尼子氏が京極氏領安来領家分代官職を継承したものである。一方、松田氏は承久の乱で安来庄地頭職を得、代々相続してきたが、文和3年（1354）に秀綱討死の勲功により、京極秀綱跡が出雲国安来庄を与えられている。後に松田氏が幕府方に戻ったことにより、地頭職は松田氏に安堵されたのであろう。応永25年（1418）には出雲大社三月会の頭役負担を鴨社側が拒否したのに対して、地頭松田氏が証拠書類の提出を命じられ、その結果安来庄が頭役を負担してきたことが明らかになった。そのことを幕府は、安来庄地下人へ伝えるよう守護京極孫童子に命じている。京極氏が安来庄領家方（鴨社）代官職を獲得したのはこれ以降のことであろう。

一方、松田三河守の所持していた文書を後に日御崎社検校小野氏が手に入れているが、その中に、すでにみた【15】文明5年2月11日の政高書下、鎌倉時代の安来庄の幕府安堵状とともに、大永4年（1524）の宣旨案（藤原宗政が宮内少輔に任官）が残されている。安来庄地頭職が松田氏か

ら尼子氏へ交替した場合、文書も尼子氏方に渡されるはずであり、宗政はこの時点の安来庄地頭で、法吉郷も支配していたことになる。

元龜2年(1571)3月の尼子勝久袖判奉行人連署下知状⁽³⁹⁾は、松田氏領を従来支配していた本領と新給分に分けて記している。本領についてみると、島根郡(生馬・比津・法吉・西之村・市成村・末次之内森分)、秋鹿郡(伊野)、楯縫郡(小境)という宍道湖・大橋川の北岸の所領と、安来地頭分と隠岐国賀茂からなる。併せて島根三郡奉行(前記の3郡であろう)でもあった。新給分は、全く新たな所領と、本領(安来地頭分・法吉・末次)の中で一部が他氏に与えられていたものを返すものからなる。安来地頭分は戦国大名尼子氏のもとでも松田氏の支配が続いていたのである。

応仁元年(1467)に美保関から朝鮮国王へ遣使した人物に「松田備前太守藤原朝臣公順」と「左衛門大夫藤原朝臣盛政」がいるが、前者が松田備前守で後者が松田三河守(その後継者が宗政)であろう。松田三河守の後継者藤原宗政が、安来庄地頭職の文書を保持していたことからすると、三河守が惣領で、備前守は庶子家ということになる。ともに安来庄、舎人保、美保関に權益を有していた。寛正5年(1464)には大西氏、下河原氏とともに段銭徴収に当たっていた備前守が西軍山名氏方となっただのに対して、三河守は東軍京極氏方であった(応仁2年時点は畿内で活動か)。その点では、対馬守家が反京極氏で、信濃守家が京極氏方であった三沢氏と変わるところはない⁽⁴⁰⁾。

備前守跡の所領をめぐるのは尼子氏と松田三河守の間で激しい対立が起こった。これまで美保関についてみてきたように、京極氏は尼子氏への安堵を優先したが、実際の權益の確保は困難であった。

以上、応仁・文明の乱で尼子氏が得た權益について関係史料に史料批判を加え、且つ正確な年次比定を行った上で検討してきた。その結果、尼子氏が得た權益は一部にとどまり、安来庄を中心とする松田氏もその勢力の大半を維持したとの結論を得た。では、能義郡土一揆はどのように収拾されたのだろうか。岡崎英雄氏は、尼子氏が最終的に能義郡土一揆と合流したとの説を提示されたが、実際通説の説くような京極氏と尼子氏側が土一揆を鎮圧したことを示す史料はない。土一揆との間に妥協が成立し、それを踏まえて文明11年(1479)に京極政経が尼子経久に所領を安堵したと考えられる。また従来、出雲国における応仁・文明期の動きの中で、尼子清貞とその合戦にのみ焦点があたっていたが、よりひろく当時の出雲国の状況をみていく必要がある。

5 国人と土民の一揆

文明8年(1476)4月、美保関舟役の懸沙汰をめぐり尼子氏と松田氏が対立する中、能義郡土一揆が勃発し、尼子氏は被官を率いてその対応に追われたが、同様のことは文明元年から2年にかけてもみられた。そして、文明末年には赤穴郡連置文の「雲州衆こと々々く京極殿をそむき申、惣領秀連と一味す」という事態へ発展する⁽⁴¹⁾。

【44】下線部のように、文明2年(1470)以前に国人が三沢対馬守を中心に一揆して「懈怠」を行った⁽⁴²⁾。守護がその懈怠の張本人(三沢対馬守らであろう)を処罰したことに対して、応仁2年(1468)の松田備前守を中心とする反守護方の蜂起が起こった。その参加者には「布廣弟」(惣領対馬守の嫡子為忠の兄弟に布廣信濃守がいたことについては後述)や「三沢代官福頼十郎左衛門尉」が確認できる。その鎮圧後、反守護方国人の処分が行われると、その成敗に反対だとして、出雲国人等が連署して訴状を提出したのであろう。それに対する京極氏の指示は、【46】のように多胡

(意宇郡)、山佐(能義郡)、佐方(飯石郡)、飯沼・下笠(大原郡)、野波(島根郡)、小境(楯縫郡)という各氏の知行を差し押さえよというものであった。

【史料44】(一五号)

雲州国人等少々企一揆、成敗趣不可令承諾候由、連署案披見候、殊近年為宗三沢対馬守、有一揆同心、致緩怠候、就其張本人致其沙汰候處、無幾程如此所行一段子細候、所詮彼張本人注別忝加判候、先以彼等知行分可被押置候、委細尚多賀豊後守可申候、恐々謹言

六月二日

生観(花押)

尼子刑部少輔殿

【史料45】(一六号)

(花押)[生観]

知行分可被押置人衆事、

多胡宗右衛門尉

山佐五郎左衛門尉

佐方民部丞

飯沼四郎右衛門尉

下笠豊前守

野波次郎右衛門尉

小境四郎左衛門尉

文明二

六月二日

それにもかかわらず、国人側は隠岐国関係者と京極氏一族や寺菴をも巻き込んで今度は幕府に直訴(庭中)に及び、対応に苦慮した京極氏側は幕府に働きかけた。そして守護の挙状なく自由に直訴することは認められず、守護に処罰することを命じた幕府奉行人奉書【46】を獲得し、細川勝元がそれを伝えている【47】。

【史料46】⁽⁴³⁾

出雲・隠岐両国一族中・国人・被官并寺菴等事、不帶守護挙状、猥雖及直訴訟、不可有御許容、早任先例、可被成敗之由、所被仰下也、仍執達如件、

文明三年五月十六日

下野守判

肥前守判

佐々木孫童子丸殿

【史料47】

出雲・隠岐両国一族中・国人・被官并寺菴等事、以自由之儀、猥雖及直訴訟、不可然候旨被成奉書候、目出候、堅可被仰付候、恐々謹言、

五月十六日

勝元判

佐々木孫童子丸殿

この反守護の動きには隣国の伯耆国と石見国の勢力も荷担しており、文明2年11月4日以前に石見国から敵が乱入し、尼子氏が赤穴氏などとともにこれを撃退している【48】。次いで文明3年8月には伯耆国から美保関に敵が打ち入り、尼子清貞が、被官とともに合戦に及んだ【49】。

【史料48】(二八号)

於今度西口神西湊令合戦、自身榎太刀被官三十六人討死、其外数輩被疵由承候、尤以神妙至候、弥可被竭戦功候也、恐々謹言、

十二月十三日

政高(花押)

尼子刑部少輔殿

【史料49】（二七号）

去月十六日自伯州、美保関江敵打入候処、相支及合戦、被官堀江三郎討死、其外数輩被疵由候、尤神妙至候、弥可被抽忠節候也、恐々謹言

文明三

九月廿一日

政高（花押）

尼子刑部少輔殿

文明4年（1472）以降、事態は鎮静化したが、その一方で同年には出雲大社と日御崎神社の堺紛争が表面化し、守護、守護代、国人に日御崎社側に合力せよとの命令が出ている。そして文明6年には美保関をめぐる松田三河守と尼子氏の対立が再燃した（【30】、【4】、【34】、【35】）。

6 所領の押領

【史料50】

中 松主

一 八 八 廿一

一、飯尾彦左衛門尉清房

知行分雲州庄原村代官妙光院玄覚ニ借錢卅二貫文事、以同六年々貢返辨之處、拘惜借状、猶有過上之由申云々

文明8年（1476）8月、飯尾清房が庄原村代官妙光院玄覚を訴えている【50】⁽⁴⁴⁾。32文を玄覚から借り、それを文明6年分の年貢で弁済したのに、玄覚側はまだ借金が残っているとして借用状を返さないというのである。ここから玄覚がかなりの経済力を持っていたことがわかるが、この妙光院玄覚は、文明4年（1472）4月には、前幕府政所執事伊勢貞親から幕府御料所朝山郷内の志賀々、野尻、下畑を元来寺領であったとして寄付を受けている⁽⁴⁵⁾。寺とは朝山郷内野尻にあった比叡山末寺の牛蔵寺である。

玄覚の置文によると、「當寺再興」のため仙道7ヶ村内の東3ヶ村を還補されたとしている。文明5年8月16日には、幕府から朝山郷牛蔵寺領の還補が尼子清貞に伝えられている。そして隣接する飯石郡種郷内別所、里坊、坂本等を取り戻すことに成功している。同地を支配する多賀氏惣領と庶子多賀紀伊守清忠などが応仁・文明の乱で敵方に同意したことが原因であった。しかし現実には多賀氏側が抵抗したため、幕府が多賀氏に押領停止を命ずるとともに、国内の有力国人（佐世・広田・宍道・村井氏）と守護代尼子清貞に寺家雑掌に沙汰付けるよう命じている。

一般的には庄園の支配は国人の押領により有名無実化するとされるが、玄覚の場合は、幕府御料所内の寺であることを利用して寺領の回復に成功し、その一方ではこれも御料所である福頼庄内庄原村の代官を務めていた。そして、文明18年（1486）には、「法王寺」として朝廷の祈願寺に指定されるとともに、勅額を与えられている。ちなみに、この牛蔵寺は建武の新政時には三刀屋氏が国外を転戦する隙をついて、三刀屋郷を押領したとして訴えられている。

文明年間に出雲国内の所領をめぐり、文明8年（1476）の庄原村をめぐる飯尾清房と妙光院玄覚の対立と同様の紛争が続発している。訴えられているのは多賀紀伊守清忠と朝山八田肥前守である。

【史料51】⁽⁴⁶⁾

中

清泉州

文明五 十一 六

佐々木吉田四郎貞秀申状

當知行雲州吉田庄内垣名事、亡父六郎左衛門尉清秀、為庶子分入置千疋質券之處、號約月馳過、于今不返付候、以彼者年貢連々収納分過一倍之上者、可給御下知候、云々、

【史料52】⁽⁴⁷⁾

中 清泉州 一七 二 廿四
佐々木吉田四郎知行雲州能義郡吉田庄内所々事、彼父六郎左衛門尉清秀借錢（但預狀也）寛正四十五質券五名（借金名、垣坂、弘安々、棘垣々、垣々）分百卅貫文、同年十廿五日借錢卅七貫文分二名（伊力名、原名）同五年四二借錢四十三貫文、以前之五名也、各任契約狀、永代可致知行云々、

【史料53】⁽⁴⁸⁾

中 飯加 一 七 十二 十四
一、佐々木塩冶與五郎政通
雲州赤江庄事、故兵部大輔時、多賀紀伊守江入置借錢質券之處、雖馳過約月之外、數年不返付之、同国久多見保事、朝山八田肥前守號質券之地、數年押領之、

以上二ヶ所事可預御成敗之由

多賀清忠は、文明5年（1473）11月には能義郡吉田庄をめぐって吉田貞秀から訴えられている【51】。貞秀の亡父清秀が庶子分である庄内垣名を質として多賀清忠から千疋を借りた。その代わりに垣名の年貢を多賀氏に渡す約束であった。そして約束の期間が過ぎて年貢で借りた額の倍を渡したにもかかわらず、返還されないとして訴えたのであった。これに対して多賀氏側は、寛正5年（1464）までに3度に亘って七名を質に210貫文（130貫文、37貫文、43貫文）を貸したとして、契約状に任せて吉田庄七名の知行を認められるように求めている【52】。

清忠は文明7年に、同じく能義郡赤江庄についても、塩冶政通から訴えられている【53】。政通も亡父兵部大輔豊高が赤江庄を質に多賀清忠から借錢をし、年貢を渡したにもかかわらず、質に入れた赤江庄が返還されないことを訴えた。そして政通は、楯縫郡久多見保と島根郡長田西郷内坪谷村について、朝山八田肥前守を同様に訴えている。

政通の父豊高は、兄高清が死亡した時点で、その後継者貞綱が幼少であったため（本来の後継者が死亡した）、一時的に塩冶氏の惣領の地位にあった⁽⁴⁹⁾。一方多賀清忠はと言えば、寛正6年（1464）にはその所領を清泉寺住持春浦宗熙和尚に寄進しているが、その中に、島根郡長田郷内市成村と能義郡内赤江郷地頭分（これが塩冶氏領か）がみえるのである。

京極氏との関係で出雲国内に所領を得た多賀氏は、周辺の所領を持つ吉田氏や塩冶政通に対して所領を質に金を貸していたのである。近江国が本拠地ではある多賀氏であるが、守護京極氏との関係を深め、飯石郡多祢郷や楯縫郡宇賀郷内にも所領を得ていた。文明4年の出雲大社による日御崎社領の押領停止の幕府奉行人の命令を受けた国人の一人に清忠の子「次郎左衛門尉」（秀長）がみえており、出雲国内にも活動の拠点を持っていた⁽⁵⁰⁾。

同じく訴えられている朝山八田肥前守は、朝山氏一族で、応仁末年頃には、「八田五郎左衛門尉」が守護京極生観（持清）から出雲大社領の問題への対処を命ぜられている⁽⁵¹⁾。朝山氏惣領清綱は、正長2年（1429）9月には朝山郷など出雲国内の所領を守護により召し放たれたとしてその回復を幕府に訴えている⁽⁵²⁾。その一方では、京極高数から佐陀庄内秋鹿分の柵宇・平田を与えられ、清綱の嫡子信綱が寛正5年（1464）11月には京極持清から前記所領の反銭を免除されている⁽⁵³⁾。そして、応仁2年（1468）には八田肥前守が出雲国から上洛し、京極生観に出雲国内の状況を報告している。

訴えた側と訴えられた側の違いはどこにあるのだろうか。吉田氏、塩冶氏、さらには飯尾清房は幕府との関係で所領の支配を認められていたが、その活動の拠点は出雲国外にあったと思われる。一方、多賀氏と朝山八田氏は守護との関係を強めて出雲国内での活動を強化していた。それは妙光院玄覚も同様である。

出雲大社領の領家山科家は幕府・将軍との密接な関係を有しており、文明4年には建仁寺祥雲院に寄進していた鳥屋郷と伊志見郷が山科家に返された⁽⁵⁴⁾。応仁・文明の乱で山科家の収入が減少したことに對するものであったろう。山科家は、文明4年に奉公衆佐波氏を伊志見郷の代官職に補任し、同8年には鳥屋・石塚・富・千家・遙堪郷代官職も佐波氏に委ねている。

ところが文明12年(1480)11月時点で出雲国所々は「近代不知行所々」の中にみえる。佐波氏による年貢未進が発生したのである。そして翌13年3月には山科家が在国する京極政経に家領の沙汰を求めている。それに先立ち文明11年8月に佐波某が京極政経に降伏したことが中央で報じられているが、この山科家領問題であろう。代官であった佐波氏は降参に追い込まれたが、いぜんとして問題は解決していないのである。すなわち、文明13年8月には守護被官人である三沢氏と下河原氏による山科家領の押領が問題となっている。その後、山科家領は塩冶氏や三沢氏といった有力国人が代官となっている。山科家からすれば、年貢の減少には目をつぶり、現地の有力国人を代官にするしかなかったのであろう。

以上のように、出雲国内では庄園領主や幕府を問わず、中央で權益を認められた人々が所領を支配することは困難となっていた。そうした中で、現地の国人を代官に補任したが、年貢の減少や押領はさけることができなかった。応仁・文明の乱が戦われる一方で、在地では以上のような状況が進行しており、守護代尼子氏としてもそのような状況への対応を迫られていた⁽⁵⁵⁾。

7 御料所朝山郷をめぐる対立

以上の点を踏まえると、明応4～9年(1495～1500)の幕府御料所朝山郷をめぐる対立や、大社十二郷内山科家分をめぐる問題を理解することができるとと思われる。幕府奉公衆塩冶氏も15世紀後半、高清の嫡子貞綱の代から、活動の拠点を出雲国内に移すようになる。そして明応3年(1494)には、塩冶新九郎が朝山郷代官職に補任されるが、年貢難渋により更迭され、飯尾清房がこれに代わった⁽⁵⁶⁾。ところが、塩冶新九郎は塩冶氏惣領貞綱だけでなく、出雲国人と結んで、飯尾氏の入部に抵抗したのである。ここでも幕府を背景とする飯尾氏に対して、在地を基盤とする塩冶氏が対抗している。

一方、同4年末には、朝山郷と出雲大社領の間で山論が発生し、代官を上洛させて事態を説明するよう求めた命令を無視し、国造が塩冶氏に与同しているのは不当だとして、幕府は翌年2月までに召文に応じることを命じている⁽⁵⁷⁾。

以上の塩冶郷をめぐる飯尾氏と塩冶氏の対立と、朝山郷と大社領の堺問題が結びつき、明応5年4月23日に、幕府は事態を、国造が召文を無視するだけでなく、朝山郷について飯尾氏と対立する塩冶氏と古志氏を巻き込んで合戦に及んだとし、出雲国の有力国人「佐々木穴道兵部少輔」、「神西」、「三沢遠江守」に飯尾加賀守への合力を命じている。また、飯尾氏だけでなく、朝山郷名主(衆中か)に対して、合戦で馬庭氏が討ち死にしたことを賞するとともに、さらなる忠節を求めている。

【史料54】⁽⁵⁸⁾

飯尾加賀守清房申、上様御料所朝山郷代官職事、帶補任御下知等知行無相違之處、当郷内沢并山境之儀、杵築社両国造背往古例、去年以来致違乱之条、為糾明及三ヶ度雖被成召文、遂彼雜掌不能參洛、剩相語佐々木塩冶、同古志左京亮以下国人等、差寄御料所致合戦、地下人数輩被疵、馬庭兵衛尉其外一兩輩令生涯注進到来之条、前代未聞所行也、不可不誠、所詮於彼論所者云山境、云沢共以被付御料所訖、至両国造狼藉者、任制法追可有御成敗之上者、有自然儀者、合力清房代可被致忠節由、被仰出候也、仍執達如件、

明応五

四月廿三日

貞通（花押）

玄茂（花押）

佐々木穴道兵部少輔殿

一方、荷担したとされる古志左京亮に対しては、5月中に参洛すべしとの召文が出されており、幕府が塩冶氏と国造を首謀者と考えていたことがわかる。守護京極氏や守護代宛の文書がないのは、当時の出雲国の政治状況を反映したものであった。京極氏は畿内での合戦に従事しており、尼子經久追放後に守護代となった塩冶氏某は、仮にこの時点でなお守護代の地位にあったとしても塩冶氏一族でありこの問題では機能しないが、実際にはこの時点ではすでに尼子氏によりその地位を追われていたのである。

8 尼子經久の失脚と復権

經久追討に関しては、関係史料が少なく、軍記物に頼らざるを得ないが、軍記物そのものの表記も画一的で具体性に欠けている。すなわち、富田近辺を押領し、三沢・三刀屋氏らを従えようとしたので、京極氏が三沢・三刀屋・浅山（朝山）・広田・桜井・塩冶・古志氏ら国人に命じて追討したというのである⁽⁵⁹⁾。

【史料55】⁽⁶⁰⁾

出雲・隠岐両国段銭事、故大膳大夫入道生觀被官人等就申之近年依免置、公役已下闕怠之条太不可然、所詮悉令弃破、任去永享年中之例致懸沙汰、嚴密可被勤仕諸役、若有及異儀之族者可被處罪科之由所被仰下也、仍執達如件、

文明十四年十二月十九日

下野守 判

大和前司 判

佐々木治部少輔殿

【史料56】（六一号）

出雲・隠岐両国段銭事、故佐々木大膳大夫入道生觀被官人等就申之近年依免置、公役已下闕怠之条太不可然、所詮悉令棄破、任去永享年中之例致懸沙汰、可被勤仕諸役之旨、被仰付治部少輔政経畢、更不可有難渋、若有及異儀之族者可被處罪科由被仰出候也、仍執達如件、

文明十四

十二月十九日

英基 判

元連 判

佐々木尼子民部少輔殿

幕府が守護京極政経と守護代尼子經久に対して、出雲国の守護被官人等に対する段銭免除を破棄し、今後は永享年中（守護持高の時代）の例に準じて段銭を賦課するので、異議を申すものがあれ

ば処罰せよと伝えている。京極氏宛だけでなく尼子氏宛も京極氏のもとに残されていたものを尼子氏が写したものである。この例も史料の伝達過程を教えてくれるものである。幕府からの命令は京極氏に伝えられ、京極氏から尼子氏に対して案文が渡されるのだろう。そして、原本を得ていた京極氏が史料を保存したのである。この直前の文明14年12月2日に京極政経は持清判形に任せて牛尾五郎左衛門尉に本知行分公田4町60歩の段銭を免除している。

この問題は尼子氏だけでなく京極氏の問題でもあったが、【57】をみる限りは、京極氏が段銭賦課を肯定する立場に転じたのに対して、尼子経久は段銭を難渋するとともに、寺社本所領を押領したのであった。

【史料57】⁽⁶¹⁾

佐々木尼子民部少輔事、背御成敗、押置寺社本所領、剩今度御所修理料段銭事、被仰付宮兩人之所令難渋、其外条々倦怠非一之上者、被成退治之御下知畢、然而如風聞者佐波兵部少輔合力彼尼子出張云々、言語道断之次第也、河州進発事被仰付之處令遲怠、結句如此之所行太不可然、自然雖有子細不日止其綺、可被発向河州由、所被仰下也、仍執達如件、

文明十六年三月十七日 下野守（花押）
大和前司（花押）

吉川次郎三郎殿

尼子経久に対して幕府から退治の命令が出されたことを記した有名な史料であるが、最後の河州進発を誰に命じているかについては、意見が分かれている。すなわち、大日本史料では吉川次郎三郎への命令が過去に出ており、吉川次郎三郎とする。これに対して米原氏は尼子経久であるとしている。その理解のカギは宛名の吉川氏と尼子氏、佐波氏との関係である。

史料は最初に尼子経久の行為と退治の命令が出たことを伝え、次いで佐波秀連が尼子氏の出張に合力していることを非難している。そして大日本史料はこの文書が吉川氏宛であるとして、最後の命令は吉川氏に対するものと理解している。それに対して、米原氏は最初に尼子経久の行為を述べているため、尼子氏への命令だとする。ただ、尼子経久退治の命令が出ていることからすると、尼子氏ではなく、かといって下線部の「如此之所行」とは佐波氏の行為としか理解できないので、河内国への進発は佐波氏への命令であると考ええる。

問題はなぜそれが吉川氏宛なのかということだが、吉川経基の娘が尼子経久と結婚していることはよく知られている。そして吉川氏と佐波氏の関係は、佐波秀連の娘が吉川経基と結婚しているのである。すなわち、尼子経久の妻の母が佐波氏出身なのである。そうした関係を背景に、佐波氏が尼子氏の出張に合力していることを批判した上で、佐波氏が幕府の命令を受けてすみやかに河内国に進発するよう、吉川氏に協力するように伝えているのであろう。

【史料58】（応仁2年カ）⁽⁶²⁾

就当国忿劇、吉川氏方御親類御出陣候、祝着之至候、仍多久和跡之事幸闕所地候、殊有要害事候、旁以被抱置候者可然候、依御返事大夫方江可致註進候、無子細分候者、早々彼郷事有御支配候、所務時分候、然者先以可遣一行候、此趣吉川方江可被仰遣候、恐々謹言、

十月十三日 清貞（花押）

佐波彦四郎殿 御宿所

出雲国における応仁・文明の乱の初期段階で、多久和跡が闕所となり、京極氏が尼子氏にこれを与えようとしていたが、結局多賀氏の干渉もあって尼子氏の得るところにならなかったことについて

ては、すでに述べた通りである。尼子氏はその多久和跡を尼子氏への協力のため出雲国に出陣した安芸国の吉川氏に与えようとしている。その両者の間を仲介したのが佐波秀連であった。佐波氏と吉川氏の婚姻関係については、すでに述べたとおりである。尼子経久と吉川経基の娘の婚姻は文明末年頃のことと思われ、佐波氏がその仲介役となった可能性は大であろう。

佐波氏にとっても庶子赤穴氏との所領問題があり、最終的に京極氏側近の多賀高忠と幕府奉行人飯尾氏の仲介で解決している。文明8年（1476）11月9日には佐波秀連が赤穴幸清子の赤穴法師丸に対して當知行を安堵するとともに、両者の間の水魚の思い（協調）を伝えているのが、この解決にともなうものであろう。その過程で佐波氏は京極氏の守護代尼子清貞との関係を強めたのであろう。

そして尼子経久が京極政経から3ヶ所の所領を安堵された文明11年（1479）には、佐波氏が京極氏に降伏したことが京都に伝わっている。すでに述べたように、山科家領の押領により佐波氏が訴えられ、京極氏により排除されたのであろう。当然尼子経久も佐波氏攻撃に参加したはずである。問題はその後の三者の関係であるが、「近年君谷陣之時、雲州衆こと々々く京極殿をそむき申、惣領秀連と一味す。国こと々々く同心候間、た々赤穴一人国さかへと申、佐波近所の事たる間不及了簡、無二に幸清さかへに出たり。これ京極殿への緩怠たるへからず。国こと々々く御敵に成候て以後、かなはず候て出候事は忠節たるべく候」（赤穴郡連置文）との状況となった。尼子氏については記さないが、これが文明14年の尼子氏出張に佐波氏が合力したと幕府が批判した事件以後の状況を示すと思われる。

「君谷」については石見国邑智郡の君谷が知られているが、佐波氏の本拠地の西側である。この「君谷陣」は出雲国飯石郡来島郷内の「木見谷」のことと思われる⁽⁶³⁾。京極氏が佐波氏に預けた来島郷内の木見谷を拠点に佐波氏を攻撃しようとしたのに対して、守護代尼子氏や有力国人が反京極氏の立場に立ったのであろう。それに対して赤穴氏は出雲国の外へ出る形で、反京極氏陣営には参加しなかったのである。

【史料59】⁽⁶⁴⁾

尼子民部少輔、取懸松井□□狹守在所之由注進候、先以□□事候、近年民部少輔背□成敗事候間、此時自身□□進発、一段可申付候、各□其意可有出陣候、先不□□時可有合力松井候也、□々謹言

十一月三日 政経 判

牛尾五郎左衛門尉殿

牛尾彦五郎殿

松井氏の所領といえば苗字の地である能義郡松井庄と島根郡生馬郷が考えられる。前者は富田庄の近隣地域であり、後者は一旦は松井氏が反京極氏となったため、闕所地として尼子氏に与えられたことがあった。文明16年の幕府奉行人奉書では、尼子経久が寺社本所領を押領したとし、軍記物では富田城周辺を押領したとしている。いずれにせよ京極氏の支配から尼子氏が独立しようとした動きであった。

牛尾氏に松井氏への合力を命じる10月の文書【55】が文明16年（1584）のものとするれば、軍記物が経久が富田城を奪回したとする文明18年正月までには1年足らずの期間しかない。延徳2年（1490）春の春浦宗熙賛⁽⁶⁵⁾の存在からして、この時点で経久の実質的復活は実現していたはずである。ただ、幕府からみればなお反逆者であり、命令文書の宛先に経久が記されることはなかった。

尼子経久の父清貞は、京極氏の守護代として京極氏の支配に異議申し立てを行う国人達との間に

合戦を繰り広げたが、結局文明8年段階で国人層を抑えることはできず、妥協せざるを得なかった。それは京極氏も同様であったが、結果として経久が京極政経から得たのは文明11年の3カ所の所領にとどまった。在地（国人）と権威（京極氏）との対立の中で経久が権威から得た者は限られたのである。そして当時の出雲国では在地が権威を圧倒する状況が進行しつつあり、幕府も守護京極氏もその進行を押しとどめることはできなかった。そうした中で、経久の選んだ途が、松田氏を中心とする有力国人層と結んで、守護京極氏の権益の空洞化を図ることであったのは想像に難くない。一旦は京極氏によりその地位を追われた経久であったが、まもなく復活し、京極政経は様々な状況の中、文明18年（1486）7月には出雲国を離れ上洛した。

一方、長谷川氏の主張された、塩冶氏、古志氏、国造家による出雲国西部の地域連合体であるが、3者の間に婚姻関係があったのは確実であり、それを梃子に3者が協力することは当然ありうることであるが、それを自立的政治秩序の形成と評価するにはなお、根拠が必要である。

古志氏は、応永末年（1420年代）には、塩冶氏一族の大熊氏とともに守護の命令を受けて、出雲大社と日御崎社の紛争の調停にあたっている。大社と日御崎社の両方に関わる場合は、大熊氏と古志氏の両方に宛てて守護の文書が出されるのに対し、日御崎社のみに関わる場合は古志氏のみを宛所としており、古志氏は日御崎社を担当していた⁽⁶⁶⁾。長谷川氏の説くように後には大社（千家国造家）と婚姻関係を結んだが、それだけではなく、日御崎社とも関係を持っていたのである⁽⁶⁷⁾。

そして長谷川氏は、塩冶氏や古志氏が守護からの文書の宛所としてみられなくなるのは、大社との関係を強め、守護のコントロールがきかなくなったためだとされるが、奉公衆塩冶氏はともかくとして、古志氏の場合は、惣領家が交替したこともあって、守護関係文書だけでなく、幕府関係の文書の宛名としても登場していないのである⁽⁶⁸⁾。

この前後の経久に関する一次史料は残っていないが、安芸国人吉川経基の女子と結婚し、政久（1488）、国久（1492）、興久（1497）の3人の男子をもうけている⁽⁶⁹⁾。そして経久女子が穴道氏嫡子と婚姻関係を結んでいるが、それは両者の間に生まれた経慶が、享禄3年（1530）の塩冶興久の乱前後に28歳で死亡している点からすると、明応末から文亀初年（1500～1501）頃であろう。永正7年（1510）には国久も「吉田孫四郎」とみえており、これ以前に婚姻関係を結んで吉田氏へ養子に入っていたはずである。そして経慶が尼子国久女子と結婚しており、その間に後の隆慶が大永7年（1527）に誕生している⁽⁷⁰⁾。尼子国久と穴道隆慶の年齢差は祖父と孫の関係としてはぎりぎりの35歳差であり、国久の結婚（興久が塩冶氏女子ではなく山内氏女子と結婚していたように、国久の相手も吉田氏女子ではなく多胡氏女子であろう）さらには国久女子と経慶の結婚が極めて明確な意図のもとに行われたことがわかる。

穴道氏との婚姻関係も、経久女子と結婚したのが「久慶」、国久女子の相手が「経慶」と、尼子氏主導で行われている。具体的過程は不明だが、出雲国内での勢力を高めることによって実現したことは確実である。

【史料60】⁽⁷¹⁾

御料所出雲国朝山郷事、対代官塩冶三河守、地下人等号有意趣、不能年貢納所之間、雖可有異沙汰、以寛宥之儀、去年去々年公用令京進、可被直務之段、先度被成奉書之处、曾不其沙汰之上者、任全造意欺、雖脱其咎、雖然為令無後悔、重被相触、所詮云兩年々貢、去当納分共以嚴密可沙汰渡伊勢備中守代之旨、堅可被加下知、更不可有難渋之由、所被仰下也、仍執達如件、

明応九年四月十九日

前丹後守在判

大和守在判

佐々木大膳大夫殿

塩冶氏・国造家・古志氏連合軍と、幕府（飯尾氏）・名主連合軍の対立は前者が優位に立ち、塩冶氏惣領三河守貞綱が幕府御料所である朝山郷代官となった。【54】からみて塩冶貞綱の代官補任は明応6年以降のことであろうが、その後も地下人の抵抗が続き、下線部のように塩冶氏による年貢納入は困難であった。明応7年と8年分については、公用を京都へ直接納めさせるとともに、塩冶氏を解任して幕府政所（執事伊勢氏）による直接支配とした。ところが、いぜんとして納入されないで、守護京極政経に対し、3年間の年貢を伊勢備中守（貞陸かその子貞忠）の代官に納めさせるよう命じている。長谷川氏は貞綱の朝山郷代官補任をもって塩冶氏・国造家・古志氏連合軍の勝利と評価されるが、その立場は極めて不安定なもので、地下人の抵抗を受けて年貢の納入もできず、まもなく解任されている。

守護京極氏が出雲国内に復帰し、国内での勢力を強めつつあった前守護代尼子経久が政治的に復権すると出雲国内の政治状況は大きく変化した。守護京極氏の不在の間に、出雲国東部を中心にその勢力を強めつつあった尼子氏の政治的復権が、出雲国内に復帰した京極氏と結ぶことにより可能となったのである。明応9年12月、幕府の家臣と思われる矢島氏が飯石郡熊谷上下郷を三刀屋刑部丞に売却したことについて、幕府奉行人が尼子経久にその事実を伝えとともに、万一（自然）の事があった際にはこの点を承知しておくよう伝えている。

そして永正2年（1505）の京極氏と尼子氏による塩冶攻撃【61】を経て、同5年（1508）の出雲国西部制圧という事態に発展したのである。赤穴庄西分福田村について、現在は佐波氏一族の下野守に与えているが、赤穴氏が今回塩冶で忠節を行ったので、佐波氏惣領誠連は、下野守一期の後は恩賞として赤穴氏に与えるとしている。赤穴西分は、赤穴氏一族の正連流（千束氏）が相伝していたが、永享年間（1430年代）に佐波氏惣領と高橋氏が戦った際に正連流は高橋氏方となった。事件後、正連流の所領は3分2が赤穴弘行分、3分の1（福田村）が正連流に分割されたが、実際には正連流の所領は佐波氏惣領が支配した⁽⁷²⁾。

【史料61】⁽⁷³⁾

尚々下野殿一期之間ハ福田之役をさしをき申候、
彼在所御知行之時者福田役嚴重に可有御沙汰候、
福田之内善七郎に扶持候在所、只今下野殿知行候、今度於塩冶忠節候間、彼一期之後事其へ進之候、と々けにあたはす無相違可有知行候、為以後候間、善七郎所より我等かたへの状そへ進之候、恐々謹言、

永正二

十月三日

誠連（花押）

赤穴左京亮殿

これに対して赤穴氏側は佐波氏への忠節により赤穴庄西分福田村を獲得せんとするが、一部は佐波氏関係者が支配していた。その一部が永正2年の塩冶での忠節に基づき、赤穴氏への返還が約束されたのである。佐波氏と赤穴氏が塩冶での合戦に参加したのは、朝山郷をめぐる幕府と塩冶氏の対立が続く中、守護京極氏に対して塩冶氏の排除が命じられたのであろう。そして佐波氏も忠節により所領を獲得できたが故に、福田村の残りを赤穴氏に返すことにしたのであろう。この事件を契

機に、塩冶氏とそれを支援した古志氏や国造家の勢力は大きな打撃を受け、尼子氏から養子を迎えたり、尼子経久の娘との間に婚姻関係を結ぶこととなった。

結びにかえて―理論と実証

以上、応仁・文明期の出雲国の政治史に関わる史料から、応仁・文明の乱で尼子氏は何を得ることができたかを中心にみてきた。通説では、西軍方となった国人、とりわけ松田氏を制圧し、守護京極氏からその権益を与えられたとされる。ところが、松田氏を中心とする能義郡土一揆を制圧した史料は存在せず、美保関と安来庄を中心とする松田氏の権益を得たことも明らかではない。文明11年に京極氏から最終的に与えられたものは利弘保、阿陀加江半分、下今津の3ヶ所の所領に過ぎなかったのである。父清貞の路線を継承して、出雲国人と守護京極氏の対立の中、京極氏側を選択して得られたものは微々たるものであった。そして、能義郡土一揆も鎮圧できず、妥協した形で終わった可能性が高い。

そうした中、尼子経久が京極氏（権威）側ではなく、松田氏を中心とする出雲国東部の国人（在地）側の立場を選択した可能性は高い。幕府から徴収を命ぜられた段銭を納めず、富田庄周辺を押領したとする軍記物の記述は、事実を反映したものと思われる。京極氏としてそれを押しとどめる力はなく、文明14年12月段階でも牛尾氏に持清判形に任せて本知行分公田の段銭を免除している。

現在、通説の位置を占める長谷川氏の立論は明快ではあるが、実証面では以下のように、多くの課題を残している⁽⁷⁴⁾。

①長谷川氏は、尼子氏の戦国大名化の最初の契機として応仁・文明の乱における松田氏制圧をあげながらも、その一方では「この時期（永禄・元亀年間の松田誠保）に至るまでに尼子氏への帰属性が、非常に強固となっていた」、「松田氏が応仁・文明の乱を直接の契機として、次第に尼子氏の下に組み込まれていった」と記され、松田氏制圧の時期を特定されない。これでは松田氏制圧を尼子氏の戦国大名化の第1段階とする位置づけはあいまいになってしまう。本稿では主にこの第1段階について検討し、応仁・文明の乱において尼子氏が松田氏の勢力を制圧したとの説が成り立たないこと、美保関の確保も十分ではなかったことを論証した。

②第2段階として氏は奉公衆塩冶氏の掌握をあげる。ここが氏の主張の最も新しい点であったが、戦国期の塩冶氏の勢力が過大に評価されているという問題点がある。塩冶高貞に至るまでの守護佐々木氏が築きあげた勢力の多くは、奉公衆塩冶氏ではなく、新守護京極氏に受け継がれたことが踏まえられていないのである。これまでの尼子氏研究の弱点の一つは守護京極氏の支配と尼子氏の支配との関係の究明が十分になされていないことであるが、それは長谷川氏の研究も同様である。

そして塩冶氏の勢力を過大に評価したため、尼子氏による塩冶氏制圧は容易ではなく、多くの困難があったという評価とならざるを得ない。尼子経久の子興久の塩冶氏養子入りについて、「両者の合意に基づく施策であることを窺わせる」と述べざるをえなかったが、その一方で、「塩冶に新たに送り込まれた興久直属の家臣が相当数存在し」、「尼子氏の塩冶氏掌握に対する主体的で積極的な姿勢を窺わせる」とする。前者では、両者の合意を説き、後者では尼子氏主導の体制であったとしているが、これは矛盾した評価である。

毛利元就の子元春が安芸国吉川氏を相続したのは、存亡の危機に追い込まれた家臣が当主興経をおさえる形で実現したものである。長谷川氏は、尼子氏と塩冶氏の間にはどのような関係があったの

か、そしてそれはいつだったのかについて述べられない。塩冶氏掌握についても「(興久が塩冶氏当主として確認できる) 永正15年以前というかなり早い段階に実現していることは特に注目される」とこれまたあいまいに記されるのみである。その結果、永正5年(1508)段階で尼子経久が出雲大社造営を宣言し、翌6年には鰐淵寺に掟を定めたことの意義が正当に評価されないという問題が生じた。こうした点の一部についても、本稿の中で述べ、尼子氏がいかにして塩冶氏と出雲国西部を掌握したかを明らかにした。

塩冶興久の乱については、長谷川氏の研究により、時期と規模についてかなり明確になってきたが、「塩冶氏との戦争にかりうじて勝利した尼子氏は、結果的に出雲国における「権力」を飛躍的に強化しえた」との評価は、具体的説明と正確さを欠いた情緒的表現であるといわざるをえない。

興久の兄国久の塩冶入りにについても、「興久撃退後のかなり早い段階で」とあいまいに述べられるが、実際に史料で確認できるのは天文12年(1543)の大内氏撃退後のことである。また天文7年段階で興久の子「彦四郎」(清久)が、政治の表舞台に登場しながらも、「エンヤ子息」と注記されていることを以て「家督を継承していない可能性を窺わせる」とされるが、その直前には国久嫡子式部少輔誠久についても「尼子刑部少輔子息」と注記がある。この二つの注記は単に説明のため加えられたものにすぎない。

ここで重要なのは、「彦四郎(清久)」が本願寺から返書を受ける対象となっていたことである。父興久もその名からして尼子氏であり、同じく父を塩冶興久の乱で失った宍道氏の子(その母は国久女子)とは、共通する点(父の所領の一部の継承を認められる)と相違点(名前に「久」が含まれるかどうかの違い)がある。そして国久が尼子氏当主晴久を輔弼する機能を果たし得たのは「塩冶氏時代以来の人的交流を前提とする国久の地位と実力である」とされるのも、具体性に欠ける⁽⁷⁵⁾。

③次いで、塩冶掌握が戦国大名化する可能性のあった三沢氏を押さえ込むことを可能にしたとされ、大内氏の出雲国攻めに三沢氏が一旦荷担したことを口実に、横田庄を直轄化したことを述べる。

氏の三沢氏関係史料収集により三沢氏の実態解明は飛躍的に進んだが、ここでも史料の利用については課題が残されている。すなわち、氏は三沢氏と赤穴氏・牛尾氏・三刀屋氏との違いを強調されるが、両者の共通性も見えていかないと実態とずれてしまう。

その一例として、氏は三沢氏が守護京極氏に対して独立性が強く、惣領家はその軍役を忌避する傾向が強かったとして、三沢氏庶子が讓状で永享年間に九州での戦闘に参加したことを述べた部分を引用された(同氏「戦国期出雲国における大名領国の形成過程」)。ところがこの部分を氏のように、三沢氏惣領が軍役を拒否したので庶子がこれに替わって出陣したと解釈することはできない。守護の大事と惣領の大儀は同じ意味で使われていると解釈すべきである。

三沢氏も松田氏同様複数の家に分かれ、康正2年(1455)に守護代尼子清貞とともに出雲大社と日御崎社の紛争の解決にあたっている三沢対馬守(為信か)は、文明初年には出雲国人による反京極氏の国人一揆の中心となっている。一方、惣領信濃守為清とその後の惣領為忠(信濃守為清ではなく、対馬守為信の子であることは総光寺文書により明らか)は京極氏方であった。この点は庶家である備前守が反京極氏で、惣領三河守が京極氏方であった松田氏と同様であり、このような状況は、確認できる史料が残っているかどうかの違いはあるが、多くの出雲国の有力国人家に共通のことであったと思われる。

また、三沢氏が出雲国北西部の神門郡にも所領を得ていた例として、塩冶郷内荻原をあげられた。この地は京極氏が支配し、その一部が牛尾氏に与えられ、それを牛尾氏が日御崎社に寄進していた。それを文明8年には三沢為忠が寄進している。寄進した田は「牛尾田」と記されるように、これまで牛尾氏によって寄進されてきたものである。ところが、荻原そのものの支配が京極氏から三沢氏に替わったため、このような措置がとられたと考えられる。

なぜ三沢氏が荻原を得たかといえ、文明7年（1475）11月に三沢氏惣領為清が近江国の戦闘で討ち死にした勲功による。三沢氏が牛尾・赤穴両氏と同様京極氏と深く関わっている例は他にもあるが、氏はそれらについては触れられない。

④最後に新宮党の討滅について、米原氏の提起をうけて、国久の相矛盾する二側面を踏まえ、晴久が、自己を中心とする権力強化のために、導き出した最終決断であるとし、それは、「晴久が出雲国西部における権力の浸透を、国久を介する方式とは別の方向でさらに推進させていける目処が立ったと判断した可能性が高い」とされるのも、結局、なぜ新宮党を討滅しなければならなかったか、あるいは討伐がなぜ尼子政権の強化となるのかについて説得力ある説明にはなっていない⁽⁷⁶⁾。米原氏の提起そのものも、毛利氏による井上氏討伐とともに、尼子氏直属の富田衆の有力者が天文20年代初めに「～守」に任官していることを根拠としてあげられるが、これは晴久の守護補任にともなう体制の整備である⁽⁷⁷⁾。

長谷川氏は井上寛司氏との共同作業で尼子氏関係史料の収集と公開という大きな成果を上げられたが、こと史料の分析となると机上の論理が先行し、史料をそれに合わせて引用・解釈されるため、いずれも具体的裏付け＝論証を欠くという結果に終わっている。尼子氏研究を含む出雲国中世史研究には史料と研究者がともに乏しいという大きな困難はあるが、その滅亡から16世紀末までの毛利氏の支配を含め、戦国史地域史研究の一翼をになう重要な分野として、実証に基づく研究が積み重ねられていく必要がある。⁽⁷⁸⁾

注

- (1) 大正2年（1913）の第1冊から刊行開始。政高関係文書で無年号のものは、大正11年（1922）刊の第8冊に収録されている。
- (2) 昭和3年（1928）刊。
- (3) 平成11年（1999）、島根県古代文化センター刊。佐々木家で本来どのような形で史料が保存されていたかが記されておらず、且つ編年と並べながら年代比定に消極的である。佐々木文書影写本の写真を掲載したことは、研究を進展させる上で大きな成果であるが、分析が不十分であるため、解説の記述にも多くの問題点を抱えている。
- (4) 平成15年（2004）、広瀬町刊。巻末に尼子氏と家臣の花押一覧を載せるが、その年次変化、特に京極政高（政経）と尼子詮久（晴久）の花押の変化についてほとんど関心が持たれておらず、その事が文書の年次比定と史料分析の精度を低めている。また、尼子氏以前の京極氏関係文書の多くは収録されていない。その背景として長谷川氏の立論が尼子氏は守護京極氏の権限を継承するのみでは戦国大名化は不可能であったというものであることと関係があろう。確かにそれのみでは不可能であるが、その一方で、京極氏権限の継承（その具体化は様々である）無しに戦国大名化は不可能であったことも踏まえなければならない。
- (5) 『出雲尼子一族』（1980）。『尼子経久－風雲の月山城』（1967）を増補・改訂したもの。課題はあるが、初めてのまとまった成果としては現在でも十分評価できるものである。

(6) 『戦国大名尼子氏の研究』(2000)。丹念な史料収集と戦国大名研究の成果を踏まえて記されているが、その個々の評価(具体的史料の分析)には課題が多い。長谷川氏の研究の問題点については、「むすび」でまとめている。

(7) 『尼子裏面史』(1979)、『続尼子裏面史』(1979)、『土一揆と尼子一族』(1982)。ここで述べられた「尼子氏分限帳」の評価については、課題があるが、なぜこのような史料が作成されたのかということが、最大の謎である。

(8) 「中世山陰海運の構造―美保関と隠岐の位置づけを中心に―」(鳥取地域史研究6号、2004)。本稿執筆のきっかけとなったのは、中世後期の出雲大社領が守護と幕府との関係抜きでは語れないということを今年(2010)初めに感じたこと、後に触れる妙光院玄覚について知ったこと、さらにはこの錦織論文を再読したことであった。錦織論文は、石見国鋳物師山根氏のこれまで知られていない史料を分析するために、鋳物師関係論文を収集する中でその存在を知り初めて読んだ。その段階ではその意味が十分理解できなかったが、再読してみると、その意味と問題点がわかり、美保関と尼子氏の関係について見直すことになった。これらをきっかけにこれまでの尼子氏と中世後期の出雲国の政治史研究は全面的な見直しが必要であると思うようになり、戦国大名尼子氏の成立過程を検証しはじめた。今回はその一部である、佐々木文書の分析からわかる応仁・文明期の尼子氏についてまとめた。

なお、筆者は2006年から7年にかけて『出雲塩冶誌』中世編を執筆し、中世後期の出雲国に関する自己の理解はかなり進んだと思っていたが、それは大きな誤解であり、従来の定説を含めて自説そのものにも大幅な手直しが必要であると感じるようになった。そこにおいて、2008年10月から開始した「資料の声を聴く」という従来の通説を再検討する作業が大きく影響した。

(9) ここでは直接の評価の対象としないが、松浦義則「戦国大名の領主層掌握について―出雲尼子氏を例として―」(『福井大学教育学部紀要』Ⅲ-30、1981)は尼子氏の支配体制を詳細に検証し、経久の孫晴久の代にもっとも体制が整備されたことを明らかにした重要な研究である。

(10) 現在は、データベースで画像を閲覧することも、ダウンロードすることもできる。佐々木文書として4巻に分けて影写されているが、本来の保存された状態とは違うことに注意が必要である。

巻末に「周防國吉敷郡平川村佐々木寅介氏所蔵、大正五年十一月寫了」と記されている。後の昭和12年(1937)3月に「分限帳」等の記録類が追加で写されている(「佐々木家文書 四」に追加)。

(11) 謄写本であるが、本来の保存状況に応じて作成されている。また史料編纂所の影写本作成時には調査されていない「裏書」を収録している点で貴重である。ただ、京極氏の花押については典型的なもののみを収録している。末尾には「大正八年十二月山口縣吉敷郡平川村佐々木寅介蔵本ニヨリ写之」と記されている。

(12) 中川四郎氏所蔵文書。東大史料編纂所蔵。

(13) 集古文書。

(14) 水戸彰考館蔵。

(15) 文書は継目に尼子氏の花押のあるものとないものに分かれており、そこには尼子氏の明確な意図が伺われる。例えば、京極導誉とその子高秀の文書には継目花押があるものが多いが、孫の高詮のものには3通を除けばみられない。うち2通は隠岐国那具村地頭職、1通は京都の屋敷地に関するものである。尼子氏は初代高久が高秀の子であって高詮の兄弟である。そのため、高詮は直系の先祖ではないのである。

応仁・文明期の尼子氏宛の文書の大半には継目花押があるが、一部無いものもみられる。無いものは、他の文書より重要で独立して扱われたものと、所領安堵に関係せず重要度が低いものに分かれる。前者の代表として京極生観(応仁2年)と政経(文明11年)からの書下がある。後者の例には応仁2年10月23日京極生観感状があ

る。10月20日の感状を補足する内容で、20日の感状では忠節に基づき「恩賞」を約束しているのに対して、23日の感状は忠節を賞すとともに三沢城について述べているのみである。所領の安堵や給与に関わる文書には継目があり、それに直接触れないものは除かれているのである。

一部を述べたのみだが、継目の有無も整理し残された文書の意図を知る重要な手がかりである。

- (16) 年末詳神魂神社関係記録断簡（秋上文書、『大社町史』2434）に「竹矢ハ尼子殿公領にて候、代官ハ福頼殿、其下代官はかと申者」とある。
- (17) 高詮が明德3年に一族の六郎左衛門尉（尼子高久）に所領を与えているが、この場合は守護代となる以前であり、書状形式の文書で与えている（伊予佐々木文書、『佐々木』）。

当国大原郡近松庄事計申候、可有知行候也、恐々謹言

七月五日 高詮（花押）

六郎左衛門尉殿

- (18) 注(12)参照。『島根県史』第7巻。
- (19) 注(13)・(14)参照。『島根県史』第7巻。
- (20) ただし、文明14年（1482）12月2日に京極政経（政高）が牛尾五郎左衛門尉に寶生寺（持清）判形に任せて本知行分公田4町60歩分の段銭を免除した文書は付年号の書状形式である（集古文書、『大日本史料』第8編第14冊）。
- (21) 小野文書、『大社町史』2620。
- (22) 春日文書、『大社町史』958。
- (23) 阿陀加江の且分については、以下の史料〔五七号〕の下線部に具体的に述べられている。

雲州意宇郡青木兵庫助知行分事、自先年尼子形部少輔殿御計處、去六月比致參洛、田地五段由歎申間、尼子殿江 可被去遣者可然由被仰下處、彼在所過分由御申間、形部少輔殿江被返遣者也、所詮彼在所内田地五段、青木為且分、自尼子殿可被遣者也、其外事者青木可止綺由可被申付、然上者多祢分共以可被沙汰形部少輔殿御代官、尚以不可有無沙汰由依仰執達如件、

文明六年十一月九日

左衛門尉（花押）

沙 弥（花押）

生尾（牛尾）五郎左衛門尉殿

村井又次郎殿

多胡宗右衛門尉殿

- (24) 注(12)参照。『島根県史』第7巻。年号の比定は内容と花押の形状による。
- (25) 『新修島根県史』通史編1、川岡勉「中世出雲国における守護支配と国人一揆」（『尼子氏の総合的研究』その一、1992）など。これに対して米原氏前掲書では、正しく理解されている。
- (26) 本論文で引用したもの以外に、文明4年11月16日京極政高安堵状（小野文書、『大社町史』826）と文明16年10月19日京極政経寄進状（日御碕神社文書、『大社町史』878）がある（文明18年以前のものに限定）。
- (27) 『美保関町誌』上巻（1986）の中世編（藤岡大拙氏担当）では、幕府御料所のもとで、松田氏が美保郷地頭職を保持したとされる。拙稿『竹矢郷土誌』中世編（1989）ではじめて、料所＝京極氏領であることを指摘し、次いで長谷川氏が「戦国期出雲国における大名領国の形成過程」（1993、『戦国大名尼子氏の研究』所収）で主張された。
- (28) 美保関を含む美保郷は承久の乱以降は出雲国守護佐々木氏の所領となり、以下のように一族で分割相続され

た。①泰清の孫扶清（茂清子）が「南浦氏」を名乗っている。②茂清の子を母とする沙弥覚照（美作国守護富田秀貞の守護代高泰）が、出雲大社三月会の頭役負担を求められた際に、南浦・七類・片江は自己の所領でないので直接催促することを求めている。③美保郷内の美保関を含む中心部分は泰清の後継者（当初は時清、後に頼泰か）に譲られた可能性が高い。

問題は南浦がどこかということだが、北浦に対する地名であり、実際の地形からすると現在の下宇部尾ではないか。美保郷は、美保関・福浦・諸喰の東部（塩冶氏）と片江・七類・北浦・南浦の西部（南浦氏）に分割して譲られたと思われる。次いで南北朝の動乱の中で、東部を羽田井高泰が支配したことがあったが、後に反幕府方となって没落し、その跡は新守護京極氏の支配するところとなった

(29) 宝治2年12月日蔵人所牒写（肥後阿蘇品家文書、『鎌倉遺文』7024）

(30) 千家文書、『大社町史』358。

(31) 関東下知状（千家文書、『大社町史』284）。庄園については、平安末期の田数のままであるが、公領についてはその後の検注結果を反映したものとなっている。

(32) 論文の記述の流れの関係で、注として史料を引用しながら戦闘の経過を述べる。

①（応仁2）[一号]

去月廿日松田備前守猛勢にて押寄、富田庄内堺村発向之處、被官人清水弾正其外数輩被疵之条、尤神妙候、弥可被抽戦功候、恐々謹言、

応仁貳

七月六日

生観（花押）

尼子刑部少輔殿

出雲国内での応仁・文明の乱は、応仁2年6月20日の松田備前守の富田城への攻撃から始まった。守護代尼子清貞は被官人を動員してこれに応戦し、7月1日には逆に松田備前守を十神山城に攻めている。その際、備前守と行動をともにしていたのは、田中（飯石郡か）・白紙（島根郡）・湯（意宇郡）・綿貫（?）・坂田（能義郡）・布弘（仁多郡）と備前守の親類・被官、さらには伯耆国と隠岐国の国人だった。7月末には意宇郡内岩坂、春日と伯耆国外波に三沢氏代官福頼氏と下川原氏を攻撃している。次いで8月1日には安来庄内の松田備前守の城と八幡富尾を攻撃した。八幡富尾については意宇郡とされることが多いが（『佐々木』、『尼子』）、岡崎氏の説かれるように能義郡内に比定すべきであろう。

②（応仁2）[二一号]

去月一日於安来松田備前守城并八幡富尾在所、為其之手被責落、敵大勢討捕、頸注文以下到来候、御忠節神妙之至候、就其雖少所候貳ヶ所進之候、同能義郡奉行職事、可被申付候、猶々兵粮以下有計略、当城事能々被抱候者、可為祝着候、当国事落居候ハ、即可然人体可申付候、聊無打置儀候、猶々今度儀条々粉骨至候、在城人衆堪忍神妙之由、可被申聞候、別忝進状候、委細多賀豊後守可申候、恐々謹言、

九月十一日

生観（花押）

尼子形部少輔殿

この勲功に対して京極生観は、9月11日付けの書状で能義郡奉行職と小規模な所領2カ所を与えることを伝えた。そして後半には「当城」をよくよく相抱えたら祝着であるとして、問題が解決したら、しかるべき人物に与えると述べている。この「当城」とはどこであろうか。『佐々木』では富田城とするが、文脈からすると下線部の「安来松田備前守城并八幡富尾在所」であろう。一旦確保した城を保つことを命じるとともに、落ち着いた段階で恩賞として与えると述べている。ただ、10月20日生観書状（③）によると、9月22日にも十神山城に山名六郎以下が立て籠もったとして出陣しており、安定的に確保していたわけではないことに注意しなけ

ればならない。この点については、責め落としたとする他の城についても同様である。9月25日には美保関へ兵を派遣して敵を破ったとする。前半の内容については、実際に9月11日に書下【6】を発給した。

③ [六号]

去七月廿八日岩坂・外波両所御敵数輩楯籠處令勢遣、仍敵悉被切散三沢代官福頼十郎左衛門尉討捕、同日於春日城合戦、被官神保与三左衛門尉・西木彦左衛門尉討死尤神妙至候、同九月十七日大東馬田城、同日春日城、同十九日湯岩屋城切落、同廿二日十神城山名六郎以下之楯籠處、自身令出陣御敵悉被追散候、同廿五日美保関表遣一勢敵悉被切散候、尤神妙至粉骨無比類候、恩賞事可相計候、恐々謹言

応仁貳

十月廿日

生観（花押）

尼子刑部少輔殿

次いで10月23日付書状(④)では、美保郷と美保関へ出兵したこととともに、三沢城が肝心であることが記されている。③で7月28日に岩坂(意宇郡)と外波(比定地不明)で敵を打ち破った際に、三沢代官福頼十郎左衛門尉を捕らえている。三沢氏も反京極氏の対馬守(為信、後述)と京極氏方の信濃守(為清)に分かれており、どちらが三沢城を掌握するかが焦点となっていたのだろう。

④ [二三号]

去月十八日令勢遣、春日城攻落、同日馬田城被追落候、同十九日湯郷岩屋城所々通路相塞、安来十神城ニ山名六郎・松田備前以下敵共楯籠處、同廿一日令出陣、彼城被攻落、同廿五日美保郷并美保関表遣一勢、敵被追払候、尤神妙至候、猶々連々忠節之儀無比類候、次三沢城事肝要候、早々落居候者可令祝着候、恐々謹言

十月廿三日

生観（花押）

尼子刑部少輔殿

③③ この動きを国人による宍道氏擁立の動きであると前出の川岡氏論文は評価するが、それならば京極氏と尼子氏の利害は共通し、このような返事にはならなかったはずである。

③④ 出雲国と隠岐国の守護職の継承次第については、『出雲塩冶誌』中世編で最新の分析結果を示している。

③⑤ 室町幕府引付頭人奉書(北島文書、『大社町史』)。佐藤進一氏は花押を確認しつつ、なお発給者を山名時氏とされ、時氏がこの当時隠岐国守護であったとされたが、成り立たない。この点については拙稿「中世史四題」(『矢上高校研究紀要』1988)で述べた。

③⑥ 佐藤進一氏『室町幕府守護制度の研究』(1988)。

③⑦ 前注③。

③⑧ この年8月に佐波氏が降伏しており、後述の山科家領問題が決着したことで、この文書が出された可能性が高い。

③⑨ 鴻池家旧蔵文書(『尼子』1714)。

④④ 三沢氏については「三沢大森大明神棟札写」(桜井家文書)がある。また、総光寺(三処郷内亀嵩に開設された寺院)が、毛利氏のもとで惣領となった為清・為虎父子に報告した「三沢殿御先祖次第」(総光寺文書)も注目される。三沢氏は重要拠点が三沢郷と三処郷、横田庄など複数あり、その惣領が一族内・兄弟間で頻繁に移動した可能性もあるが、基本的に三沢郷を支配する家が惣領家である。

三沢氏は承久の乱で三沢郷の地頭となり、14世紀初めの①為長の時代には出雲国へ下向し、その子に所領を分割して譲った。南北朝の動乱の初期の惣領②定喜は幕府方として活動していたが、観応の擾乱期には惣領③為常(正喜)を中心に反幕府方に転じた。正平9年7月10日には為常とともに忠節を行っているとして「飯島四郎三郎」への感状(長府毛利家文書)が残されている。為常が出雲三沢氏惣領で、四郎三郎は庶子であろう。関連文

書によると建武3年には「飯島小三郎」が尊氏から新田義貞の追討を命ぜられている（同）。次いで、観応2年（1351）には「飯島四郎三郎」が高師直・師泰兄弟の誅伐を命ぜられている（同）。「小三郎－四郎三郎」が三沢氏一族で小原を支配し、後には香折新宮を獲得した一流であろう。

応永11年（1404）には、総光寺住持明見が正喜（為常）から相伝した所領を見貞に譲っており（総光寺文書、『新修島根県史』史料編1）、惣領為常の時代には三処郷を獲得していた。三処郷は鎌倉後期には得宗領となり、建武3年（1335）には後醍醐天皇が鰐淵寺に地頭職を寄進しているが（鰐淵寺文書）、最終的には幕府から三沢氏が獲得していた。

その後継者が④正覚で、「三沢家譜」（三沢文書）では尾張守為忠と同一人物とするが、正覚は応安3年（1370）段階ですでに出家しており、康暦2年（1380）に山名時義から感状を与えられている「飯島尾張守」（三沢文書）は正覚とは別人で庶子の一人であろう。三沢氏一族も守護山名氏との関係を背景に所領を増やしていたが、明德の乱で挫折し、惣領の交替があったと思われる、⑤覚了が次の惣領となった。覚了は応永29年（1422）には坪付（総光寺文書）に、玄威・源覚・為忠とともに署名している。これによれば、覚了の子が為忠であろう。

系図では15世紀前半の⑥為忠の代に初めて阿井・三処を本領すると記す。そして永享11年（1439）の横田庄内馬場八幡宮棟札に「源信濃守為忠」とみえ、初めて横田庄に進出していることが確認できる（長谷川博史氏「出雲国三沢氏の権力基盤」、『山陰史談』26）。ところが、文安5年（1448）の総光寺住職の相続を安堵する文書には、源覚・覚了とともに⑦為清が署判をしている（総光寺文書）。為忠が死亡し、子ないしは弟である為清が相続したのであろう。その為清も文安元年（1444）には横田庄を支配していることが確認できる（岩屋寺文書、『新修島根県史』史料編1）。

一方、康正2年（1456）には京極氏と尼子氏のもとで活動する⑧対馬守為信がみえ（小野文書、『大社町史』747、748、750）、ついで横田庄の支配も確認できるが（長谷川氏前掲論文）、この人物が惣領であったとは断定できない。守護京極持清が出家する寛正元年（1460）以前の文書に「三沢信濃入道」がみえる（日御碕神社文書、『大社町史』794）。そして応仁年間頃に生観（持清）から出雲大社の問題について命じられている人物の一人に「三沢信濃守」がみえる（北島文書、『大社町史』792）。この「⑦信濃入道為清－⑨信濃守為清」が当時の三沢氏惣領で、それとは別に横田庄を譲られたのが対馬守であったのだろう。

この対馬守は応仁の乱の直前に反京極氏の中心となったため失脚する。一方、⑨信濃守為清は京極氏のもとで活動し、文明7年（1475）には近江国で討ち死にしている。その跡を承けたのは⑩為忠であった。左京亮為忠は寛正5年（1464）に日御崎社検校の相続を確認する7人の国人の一人として登場し（小野文書、『大社町史』1888。ただし、同書は年代比定を誤っている）、文明8年（1476）には横田庄（長谷川氏前掲論文）と神門郡荻原村（日御碕神社文書、『大社町史』831）の地頭であることが知られ、文明10年（1478）には三沢大森神社の棟札にもみえ、三沢氏惣領であることが確認できる。この為忠について、系図（三沢文書）は信濃守為清の子であるとするが、総光寺が毛利氏の時代の惣領為清・為虎父子に報告した「三沢殿御先祖次第」では、為忠の父を義好（対馬守為信か）であるとする。

為忠は左京亮から遠江守に進み、1510年代まで長きに亘って惣領の地位にあった。永正11年（1513）には尼子氏の横田庄攻撃を撃退している。永正6年には引退し、惣領の地位は嫡子左京亮に譲っていた。隠居領である横田庄には晩年の子である庶子為国、為幸、為隆を伴い、為国が横田庄三沢氏の惣領となった。為国は「次郎四郎→次郎左衛門尉→信濃守」であることが確認できるが（長谷川氏前掲論文）、三沢氏惣領の官職である「左京亮」には任官していない。為国は塩冶興久の乱では反尼子方となり、享禄4年（1531）に尼子氏の攻撃を受け降伏し、富田城へ幽閉された。そして天文5年には殺害された（この年にも反尼子氏の動きがあり、詮久は佐波氏や山内氏を攻撃している）。その兄弟で三刀屋氏へ養子に入っていた「三沢紀伊守」は享禄3年頃に尼子経久から

朝山郷稗原を恩賞として与えられており、三沢氏でも対応が分かれた（諸家文書纂、『尼子』214）。惣領左京亮の動向は史料がないため不明だが、天文9年（1540）の竹生島奉加帳（宝厳寺文書、『尼子』392）にみえる「三沢三郎四郎」がその後継者であろう。三郎四郎は惣領の官位である左京亮に進んだが、大内氏の尼子攻めに協力したため殺害され（岩屋寺快円覚書写、『尼子』652）、横田庄は尼子氏の直轄領となった。

- (41) 中川四郎氏所蔵文書。『中世政治社会思想』上で石井進氏が、出雲国では文明2年、8年、11年にこうした事件が起きていると説明されている。ただ、いずれもここに示されるほどの深刻な状況には至っておらず、文明16年の状況（尼子経久の段銭懈怠と富田周辺の押領、さらには出張＝軍事行動と佐波氏の合力）である可能性が高い。
- (42) この「三沢対馬守」は前に述べたように康正2年（1456）には尼子氏とともに大社による日御崎社領押領問題の解決に当たっている。
- (43) この文書は「佐々木京極一類ノ内江當ル感状證文等写」の中に含まれ、東大史料編纂所の影写本では「佐々木文書 四」に収録されている。次の【47】についても同様である。
- (44) 親元日記別録、『大日本史料』第8編第8冊。
- (45) 法王寺文書（以下も牛蔵寺については同じ）。
- (46) 親元日記別録、『大日本史料』第8編第7冊。
- (47) 注35に同じ。
- (48) 注35に同じ。
- (49) 塩冶氏については、『出雲塩冶誌』中世編（2009）を参照。
- (50) 日御崎神社文書、『大社町史』812。
- (51) 2月27日京極生観書状（北島文書、『大社町史』792）。
- (52) 京都朝山文書、長谷川博史『戦国大名尼子氏の研究』。
- (53) 出雲朝山系図。拙稿「出雲朝山氏関係系図を読む」（『島根史学会報』23、1993）。
- (54) 山科家礼記。『大社町史』817以下（以下山科家領については同じ）。
- (55) この時期の問題について前注22の川岡論文では、本稿の理解とは異なり以下のように整理されている（筆者が要約）。

文明8年には松田氏を中心とする能義郡一揆が起これ、国人一揆が相次ぐが文明11年には佐波、三沢氏が京極氏に降参して反乱は鎮圧。将軍に直結するはずの佐波氏も幕命に背いて尼子氏に合力。京極政経・尼子経久を中核とする形で分国支配は一応安定した。

このような理解と文明16年の尼子氏追放に至る過程はどうつながるのであろうか。

- (56) 出雲朝山文書。『新修島根県史』史料編1。
- (57) 注44に同じ。
- (58) 注44に同じ。
- (59) 『陰徳記』など。
- (60) 「同（佐々木）治部少輔江當ル感状其外證文等之謄」に含まれ、影写本では「佐々木文書 三」に収録されている。
- (61) 吉川家文書、『尼子』84。
- (62) 吉川家文書、『尼子』16。
- (63) 景山輔久『花栗村とその周辺』（2002）。
- (64) 集古文書、『尼子』85。勝田勝年「尼子経久の出雲富田城攻略説に就いてー尼子政権の成立に関連してー」

（『國學院雜誌』第79巻第12号、1978年）には、これを受けて、三沢為忠が牛尾氏とともに経久を追討したことを報じ、政経がこれを賞したことを記す。

- 65) 伝尼子経久画像賛（洞光寺蔵）、『尼子』89。
- 66) 応永31年4月25日出雲国守護京極氏奉行人奉書（小野文書、『大社町史』655）。
- 67) 『出雲塩冶誌』中世編参照。
- 68) この点についても『出雲塩冶誌』中世編を参照。
- 69) 米原正義『出雲尼子一族』。
- 70) 弘長寺阿弥陀如来坐像胎内銘、『金寶山弘長禅寺 阿弥陀如来坐像』（2006）に天文3年（1534）段階で8才とある。またこの前後のことは『出雲塩冶誌』中世編を参照。
- 71) 出雲朝山文書。『新修島根県史』史料編1。
- 72) この点については、拙稿「東大史料編纂所蔵中川四郎氏所蔵文書について」（『三刀屋高校研究紀要』第17号、2002）で述べた。
- 73) 東大史料編纂所蔵中川四郎氏所蔵文書巻5－19。
- 74) ここで分析している長谷川氏の見解は「戦国期出雲国における大名領国の形成過程」と「戦国期大名権力の形成－尼子氏による出雲国奉公衆塩冶氏の掌握と討滅－」（同氏『戦国大名尼子氏の研究』所収）による。
- 75) この点については『出雲塩冶誌』中世編で述べた。
- 76) 長谷川氏は天文21年（1552）の出雲大社上官佐草氏と井田氏の相論で国久が重要な役割を果たしたことを述べられる。それに対し、筆者は天文23年の長谷氏と別火氏の相論には国久が関わっていないことを確認した（『出雲塩冶誌』中世編）。その背景として尼子政権内部での世代交代と、出雲大社造営をきっかけとする出雲国西部の支配体制の進展があったことを明らかにした。新宮党でも国久に替わって嫡子誠久とその弟敬久の二頭政治へと移行し、多賀氏を中心とする富田衆が西部の支配にかかわるなど、体制内部の再編成は順調に進んでいたのである。
- 77) この部分についても『出雲塩冶誌』中世編で述べている。
- 78) 本郷和人『武力による政治の誕生』（2010）の中でも研究の危うさについて述べられている。

（はら けいぞう 松江商業高等学校教諭）

島根県民俗学関連雑誌等目次総覧

松江市史専門委員 山 崎 亮 編

解 題

島根県は全国的に見ても、早くから民俗研究が盛んな地域であった。1935年、柳田国男の還暦記念に開催された「日本民俗学講習会」を契機として全国的に民俗研究の気運が高まるなかで⁽¹⁾、島根県ではいち早く1938年に、石見部の牛尾三千夫らを中心として「島根民俗学会」が結成されている。第二次世界大戦前後の混乱のなかでその活動は一時中断するものの、1947年には活動を再開、さらにその翌々年には出雲部の石塚尊俊を中心として「出雲民俗の会」が結成され、1954年からは「山陰民俗学会」と名称を変え、現在に至るまで活発な研究活動を継続している。

そもそも島根県は、出雲、石見、隠岐いずれの地域においても、独自の民俗⁽²⁾が豊かに重層しており、たとえば宮本常一や和歌森太郎など中央の著明な研究者も数多く調査に来訪する⁽³⁾、いわば民俗の宝庫であった。しかしながら、そのような宝庫にあって民俗研究を実質的に支えていたのは、地元の学会に所属する研究者たちによる地道な活動であった。本稿が提示するのは、そのような在地の研究者たちの、70年以上に及ぶ研究蓄積の全体像である。

私は、『松江市史 民俗編』の宗教民俗の部分を担当しているが、執筆に向けての調査・研究の過程で、従来の研究蓄積の探索がきわめて困難な状況に直面した。島根県下の民俗研究に係る主な雑誌は、「島根民俗学会」による『島根民俗』（1938年創刊）と『島根民俗通信』（1947年創刊）、「出雲民俗の会」による『出雲民俗』（1949年創刊）、「山陰民俗学会」による『山陰民俗』（1954年創刊）と『傳承』（1959年創刊）、ならびに『山陰民俗研究』（1995年創刊）の6誌であるが、それぞれの創刊、休刊、廃刊の経緯が複雑であり、またとりわけ当初の3誌はほとんど稀覯本の状態にあるため、その内容を通覧することはきわめて困難である。すべての雑誌を全巻所蔵する——現物がなくコピーのみのものも含む——島根県立図書館のウェブ上でも、その目次の内容は部分的に検索できるだけであり、『島根民俗』に至っては情報は皆無である。他方で山陰民俗学会では、『島根民俗通信』以降『傳承』に至るまでの4誌から、テーマ別に論考をピックアップして再編した『山陰民俗叢書』全12巻を、1995年から2000年にかけて刊行しているが、これによっても研究蓄積の全体像を窺うことは困難である。もとより、一般の読者の眼にはほとんど触れることのない古い論考が手軽に読めるようになった点は大きな前進だが、そもそもテーマ別の分類では通時的な視点の移り変わりが見えにくく、また取り上げた論考の選択基準も明確ではない。新たにこの総目録を公にしようとする所以である。

本稿では、上述の6誌と、これに準じて各学会によって公にされた刊行物の目次を、以下の順に網羅する。

I 「島根民俗学会」による刊行物

- 1 『島根民俗』 1.1-6, 2.1-6, 附録（1938-40）
- 2 島根民俗學會『民俗とその資料 島根民俗叢書第1輯』（1941.7）

- 3 『島根民俗』 再刊 第1輯 (1942.1)
- 4 『島根民俗』 復刊 1-2 (1950-51)
- 5 島根民俗学会編『山陰の民俗』 島根新聞社(1948.7)

II 「島根民俗通信部」による刊行物

- 1 『島根民俗通信』 1-8 (1947-48)

III 「出雲民俗の会」による刊行物

- 1 『出雲民俗』 1-21 (1949-53)
- 2 出雲民俗の会編『山陰の民俗 第二集』 島根新聞社(1949.9)

IV 「山陰民俗学会」による刊行物

- 1 『山陰民俗』 1-60 (1954-93)
- 2 『傳承』 1-16 (1959-65)
- 3 『山陰民俗研究』 1-15+ (1995-2010+)
- 4 山陰民俗学会『中国地方における民俗の地域性』 (1999.3)

先にも触れたように、Iの「島根民俗学会」は、牛尾三千夫ら、石見部の民俗研究者が中心となった組織であり、IIの「島根民俗通信部」は、戦後まもなく活動を再開した「島根民俗学会」にあって、編集担当となった石塚尊俊が出雲部の研究者たちを糾合した過渡的な時期にあたる。IIIの「出雲民俗の会」は、「島根民俗学会」から出雲部の研究者たちが独立して創設した組織、IVの「山陰民俗学会」は、「出雲民俗の会」がさらに発展し、石見部はもちろん鳥取県の研究者たちも取り込んで成立した組織である⁽⁴⁾。

戦前の『島根民俗』は、基本的に短い調査報告を多数掲載するという『民間伝承』⁽⁵⁾の体裁をそのまま踏襲していたが、後の雑誌ではこのスタイルは徐々に後退し、論文形式を取る論考が次第に増加していく。また『島根民俗通信』と『出雲民俗』、ならびに『山陰民俗』の初期の号は謄写版刷りであり、目次のタイトルと本文のタイトルとの異同など、齟齬も目立つが、とりわけ1965年から1975年にかけての『山陰民俗』の休刊期間をはさんで、形式的にも内容的にも学術的な体裁が整うようになってくる。一方で、1959年から1965年まで刊行された『傳承』は、随筆なども含めた一般向けの雑誌をめざしており、より専門的な『山陰民俗』との二本立ての刊行体制は、当時の地方の民俗学会としてはきわめてユニークな試みであった。後に、国書刊行会から『傳承』の復刻版が刊行されることになる⁽⁶⁾所以でもあろう。

これらの雑誌・刊行物に掲載された膨大な論考の内容を整理・解説する作業は、さしあたってこの解題の範囲を越えている。これに関しては、とくに戦後の島根県の民俗研究を長年にわたって牽引してきた石塚尊俊によって、総括がたびたび試みられている⁽⁷⁾。あるいは先にも触れた『山陰民俗叢書』の石塚による編纂そのものが、島根県下の戦後の民俗研究を総括する作業だったと位置づけることもできるだろう。ここでは、民俗を実体視する旧来の日本民俗学の枠組によるその総括の是非は問わないまでも、次の一点だけは強調しておきたい。すなわち、戦前から蓄積されてきたこれらの報告・論考は、もとより調査の精粗、考察の深浅において、現在の視点からすれば玉石混淆

であるように見えるとしても、当時の記録として、失われた民俗あるいは民俗の変容を考える上でも、また民俗に対する当時の研究者の視点・眼差しを考える上でも、きわめて貴重な多くの情報を伝えてくれるという点である。この意味において、これら膨大な記録は、島根県下の民俗さらには民俗研究そのものを再考する際の、またとない素材を提供してくれるはずである。

いいかえれば、従来からの民俗学研究の狭い枠組を越えて、多様な視点から島根県の民俗を考え直すことを可能にする、一種の相対化の作業⁽⁸⁾の第一歩として、まずは在地の研究者たちによる民俗研究の全体像の一端を明らかにし、過去からの貴重な遺産を開かれた共有財産にしようとするのが、本稿のささやかな目的なのである。

註

- (1) この時期の民俗研究に関わる全国的な動向については、たとえば、福田アジオ『日本の民俗学―「野」の学問の二〇〇年―』（吉川弘文館、2009年）の「Ⅴ民俗学の確立」を参照のこと。
- (2) ここでは民俗という語を、伝統的な生活様式全般を指すものとしておおざっぱにとらえておく。
- (3) その成果の典型的な例としては、たとえば宮本常一『出雲八束郡片句浦民俗聞書』（アチックミュージアム、1942年）や同『忘れられた日本人』（未来社、1960年）中の「文字をもつ伝承者（一）」、和歌森太郎『美保神社の研究』（弘文堂、1955年）、同編『西石見の民俗』（吉川弘文館、1962年）などを挙げることができる。また、本稿で取り上げる島根県下の民俗学関連雑誌にも、中央からの多くの寄稿者を見出すことができる。
- (4) この間の経緯に関しては、石塚尊俊「山陰における民俗研究の歴史と課題」（『山陰民俗』25、1975年）、同「民俗学会半世紀の回顧―島根民俗通信・出雲民俗・山陰民俗の総括―」（『山陰民俗』60、1993年）、大庭良美「島根県民俗学の夜明け」（『郷土石見』19、1987年）、松本三喜夫「石見国邑智郡と鹿足郡のこと―『島根民俗』と『島根民俗通信』―」「石見国鹿足郡日原村余聞 『石見日原村聞書』のことなど―大庭良美／聞き手松本三喜夫―」（松本三喜夫『野の手帖―柳田国男と小さき者のまなざし―』〔青弓社、1996年〕）などを参照のこと。
- (5) 『民間伝承』は、柳田国男を中心に組織された「民間伝承の会」の機関誌として1935年に創刊された全国誌であり、各地から短い調査報告を多数募り、柳田を始めとする中央の研究者がこれを指導することで、多くの在地の民俗研究者の発掘・育成に寄与した。
- (6) 山陰民俗学会編『傳承 上下』（国書刊行会、1981年）。
- (7) 先に註(4)で掲げた以外のものとして、石塚尊俊「山陰地方の民俗研究」（『日本民俗学』200、1994年）、石塚尊俊「地方にいて思う民俗学の過去将来」（『山陰民俗研究』3、1997年）などを参照のこと。
- (8) そのような相対化の視点の例として、註(4)で取り上げた松本三喜夫の論考や、橋本裕之「『近代』の復讐―牛尾三千夫の「美しい村」をめぐる―」（『法政人類学』41、1989年）などを挙げることできるだろう。さらには以下の拙稿も参照されたい。山崎亮「日本の祭祀組織論―宮座と頭屋制をめぐる―」（島根県古代文化センター調査研究報告書2『島根半島の祭礼と祭祀組織』、1997年）、山崎亮「荒神祭祀論のための覚書―出雲地方を念頭に置いて―」（島根大学教育学部社会科教育研究室編『有馬毅一郎先生退官記念論集 社会科教育実践の新展開』、2002年）、山崎亮「墓上施設の現在―隠岐、対馬、壱岐におけるスヤをめぐる―」（島根県古代文化センター『古代文化研究』13、2005年）、山崎亮「石見地方の「森神」をめぐる―明治初年「神社書上帳」を手がかりに―」（『山陰民俗研究』15、2010年）。

※参考文献

- ・宮本常一『出雲八束郡片句浦民俗聞書』（アチックミュージアム、1942年：『宮本常一著作集39』[未来社、1995年]に再録）
- ・和歌森太郎『美保神社の研究』（弘文堂、1955年：『和歌森太郎著作集3』[弘文堂、1979年]に再録）
- ・宮本常一『忘れられた日本人』（未来社、1960年：『宮本常一著作集10』[未来社、1971年]に再録：岩波文庫、1984年）
- ・和歌森太郎編『西石見の民俗』（吉川弘文館、1962年）
- ・石塚尊俊「山陰における民俗研究の歴史と課題」（『山陰民俗』25、1975年）
- ・大庭良美「島根県民俗学の夜明け」（『郷土石見』19、1987年）
- ・橋本裕之「近代」の復讐―牛尾三千夫の「美しい村」をめぐる―」（『法政人類学』41、1989年：橋本裕之『民俗芸能研究という神話』[森話社、2006年]に再録）
- ・大庭良美「私の民俗学への道」（『山陰民俗』53、1990年）
- ・石塚尊俊「民俗学会半世紀の回顧―島根民俗通信・出雲民俗・山陰民俗の総括―」（『山陰民俗』60、1993年：石塚尊俊『民俗学六十年』[山陰中央新報社、1998年]に再録）
- ・石塚尊俊「民俗学への道」（『国立歴史民俗博物館研究報告』51、1993年）
- ・石塚尊俊「山陰地方の民俗研究」（『日本民俗学』200、1994年）
- ・松本三喜夫「石見国邑智郡と鹿足郡のこと―『島根民俗』と『島根民俗通信』―」「石見国鹿足郡日原村余聞『石見日原村聞書』のことなど―大庭良美／聞き手松本三喜夫―」（松本三喜夫『野の手帖―柳田国夫と小さき者のまなざし―』[青弓社、1996年]）
- ・石塚尊俊「地方にいて思う民俗学の過去将来」（『山陰民俗研究』3、1997年）
- ・石塚尊俊「石塚尊俊 執筆・講演等目録」（私家版、2005年：島根県古代文化センターにて閲覧）
- ・福田アジオ『日本の民俗学―「野」の学問の二〇〇年―』（吉川弘文館、2009年）

※凡例

- ・本稿は、島根県の民俗学関連雑誌、ならびにそれに準ずる刊行物の目次を総覧するものである。島根県立図書館のウェブ・サイトの目録を活用し、さらに現物をすべて確認しているが、なお遺漏あるを恐れる。お気づきの点、お知らせいただければ幸いである。
- ・雑誌等に掲載された論考は、コラムや書評、会告、会員名簿等も含めて網羅することを原則としたが、「編集後記」、「大会記録」の類は割愛した。
- ・〔 〕内は編者による補足である。とくにペンネームで本名の分かるものについては可能な限り補足してある。
- ・表紙や目次での論考のタイトルと論考本文のタイトルが異なっている場合には、後者を採用した。
- ・それぞれの論考名・著者名の前に付された①～⑫までの番号は、その論考が再録された『山陰民俗叢書』（1995-2000）の巻数を示している。①～⑫までの番号の直後の（ ）内には、再録された際に変更された名称を記している。ただ、『山陰民俗叢書』再録時に記載された初出記録には誤りが多いので注意が必要である。なお、『山陰民俗叢書』各巻のタイトルは、本稿末尾の「※関連図書」の項を参照されたい。

I 「島根民俗学会」による刊行物

1 『島根民俗』1.1－6, 2.1－6, 附録 (1938-40)

第1巻第1号 (1938.9)

- ・柳田國男「石見佐次右衛門」 pp.1-4
- ・臼田甚五郎「苗持ち子供素描」 pp.5-7
- ・矢富熊一郎「阿度部ノ磯良傳説考」 pp.8-10
- ・後藤藏四郎「板敷神社の祭式」 p.10
- ・石田春昭「石見方言雜考 (其一)」 pp.10-11
- ・木村晚翠「猿猴に関する三隅地方の傳説と行事」 p.12
- ・「新刊紹介：瀬川清子著『見島聞書』民間傳承の會發行、柳田國男編『海村調査報告』民間傳承の會發行、石川縣圖書館協會編『町村誌編纂の栞』非賣品」 p.12
- ・舟木賢寛「男根石に就いて」 p.13
- ・「大元神樂御崎帳 (牛尾三千夫記)」 p.13
- ・椿貞「飯石郡地方に於ける年中行事」 p.14
- ・千代延尚壽「石州海岸部の年中行事」 pp.14-15
- ・大庭良美「盆踊歌」 p.15
- ・横地満治「天狗さんとヤマト」 p.16
- ・「うぐひす長者 (採集地＝邑智郡日貫村：話者＝高橋梅吉氏)」 p.17
- ・島根民俗學會「島根民俗の撥刊に就いて」 pp.16-17
- ・牛尾三千夫「大元神樂に於ける中の舞に就いて」 p.18
- ・「佐渡と石見 (千代延記)」 p.18
- ・田中梅治「稻作語彙」 p.19
- ・「人倫語の方言分布 (石田)」 p.19

第1巻第2号 (1938.11)

- ・石田春昭「石見地名考 その一」 pp.1-2
- ・並河太「出雲方言六題」 p.2
- ・大庭良美「よいやなアー鹿足郡日原村畑の民謡 (二) 一」
- ・「會員通信」 pp.4-7
 - 横地満治「隠岐中村地方の子守歌・盆踊・田植歌」 p.4
 - 森脇太一「能義郡母里村地方に行はるゝ田植歌」 pp.4-5
 - 木村晚翠「三瓶の姓に就て」 p.5
 - 岡義重「地名二三」 p.5
 - 中林季高「神原間府の由來」 pp.5-6
 - 千代延尚壽「石州海岸部の年中行事 (二)」 pp.6-7
 - 田中梅治「蚊帳縫ひ」 p.7
 - 岩井肅吉郎「神樂疏談一石見一」 pp.7-8
 - 山根俊久「「えんこう」の話」 pp.9-10
 - 矢富熊一郎「津田盆踊傳來考」 p.8 [p.10の誤り]
 - 牛尾三千夫「さばいがみ」 p.11
- ・「新刊紹介：中山徳太郎・青木重孝共編『佐渡年中行事』民間傳承の會發行」 p.11

第1巻第3号 (1939.2)

- ・牛尾三千夫「正月行事の問題」 p.1
- ・千代延尚壽「石州野鼠一件について」 pp.2-5
- ・山根俊久「「えんこう」の話 (前承)」 p.5
- ・椿貞「童謡二三」 p.5
- ・「會員通信」 pp.6-11
 - 木村晚翠「船唄」 p.6
 - 森脇太一「江津の餅搗唄」 p.6
 - 大庭良美「白挽き歌一鹿足郡日原村畑の民謡 (三) 一」 p.6
 - 中林季高「光明寺の梵鐘に付て」 pp.6-7
 - 並河太「背」 p.7
 - 田中梅治「稻作語彙 其二」 p.7
 - 栗山一夫「農耕技術の調査に就いて」 p.8
 - 石田春昭「サコとエゴ」 pp.9, 11
 - 岡義重「年中行事」 p.10
 - 矢富熊一郎「津田盆踊傳來考 (前承)」 pp.10-11

第1巻第4号 (1939.4)

- ・小林存「三瓶といふ姓のこと」 p.1
- ・「會員通信」 pp.2-10
 - 大庭良美「節分のこと」 p.2
 - 水師重吉「船唄と神謡」 p.2
 - 佐草正雄「背に就いて」 pp.2-3

- 木村晩翠「褒め口上」 p.3
- 中林季高「富豪木次屋」 p.3
- 椿貞「虫に関する童謡」 pp.3-4
- 藤原篤男「サコとエゴ」 p.4
- 森脇太一「どんとぶし」 p.4
- 牛尾三千夫「昔話三篇」 pp.5-6
- 岡義重「年中行事―簸川郡伊波野村―」 p.6
- 山根俊久「石見窯業語聚」 pp.6-8
- 田中梅治「稲作語彙（三）」 p.8
- 矢富熊一郎「津田盆踊傳來考（前承）」 pp.8-9, p.12
- 湯淺茂武「大元神樂神名帳」 p.10
- ・「歌謡特集に就いて（編輯部）」 p.10
- ・「質疑應答欄」 p.11

第1巻第5号「歌謡特輯」（1939.6）

- ・藤田徳太郎「民謡の移動」 p.1
- ・「會員通信」 pp.2-17
 - 松浦静麿「皆一踊の歌」 p.2
 - 横山彌四郎「ゑびす祭りの日の歌その他」 p.2
 - 横地満治「せり唄」 p.2
 - 牛尾三千夫「隠岐島の民謡」 pp.3-5
 - 佐草正雄「蒼柴籬神事粉碎歌」 p.5
 - 朝山皓「佐陀浦江角の漁師歌」 p.5
 - 後藤藏四郎「松江の大黒舞の一段」 pp.5-7
 - 並河太「能義郡廣瀬町歌謡集」 p.7
 - 中林季高「俚謡通信―大原郡加茂町―」 pp.7-8
 - 小瀧遙「鑑歌の二三」 p.8
 - 岡義重「出雲斐伊川下流の童謡」 pp.8-16
 - 三上鎮博「橋の下の菖蒲―童謡―」 p.9
 - 田中梅治「民謡と童謡と」 p.9
 - 湯淺茂武「大元神樂かぐら歌」 pp.9-10
 - 牛尾三千夫「民謡採集手帖から」 pp.10-12
 - 森脇太一「麥打唄など」 pp.12-13
 - 飯田哲朗「きさらぎやま二篇」 p.13
 - 木村晩翠「踏鞴唄と音頭」 p.14
 - 大庭良美「麥搗唄」 pp.14-15
 - 矢富熊一郎「『口説歌記』に就いて」 pp.15-17
 - 椿貞「『サンバイ』に就て」 p.17
 - 朝山皓「田植歌について教を乞ふ」 p.17
- ・「明治拾五年春四月吉日 多卯恵字多盆記 邑智郡三原村高田政一郎藏（牛尾三千夫記）」 pp.18-19

第1巻第6号（1939.8）

- ・白田甚五郎「杵差論一心着くまゝ」 pp.1-4
- ・石田春昭「金屋子縁起鈔」 p.4
- ・牛尾三千夫「旅早乙女の事」 p.5
- ・「會員通信」 pp.6-11
 - 横地満治「徳川時代に於ける結婚手續調査資料」 pp.6-7
 - 椿貞「をとみの水」 p.7
 - 森脇太一「俗信の二三」 p.7
 - 牛尾三千夫「このはぶみ」 p.7
 - 堤榮花「天人女房」 pp.8, 11
 - 田中梅治「冠婚葬祭の儀禮に就いて」 p.8
 - 矢富熊一郎「石州野鼠一件附記」 p.8
 - 多田知敏「三瓶姓について」 pp.9-10
 - 大庭良美「えんこうの話」 p.10
 - 水師重吉「木遣歌その他」 p.10
 - 田中梅治「稲作語彙四」 p.11
 - 八幡静男「田植歌―隠岐國五箇村―」 p.11
- ・湯淺茂武「大元神樂神名帳其三」 pp.11-12
- ・「新刊紹介：農村更生協會「稗叢書」に就いて（牛尾三千夫）」 p.12

第2巻第1号（1939.10）

- ・西角井正慶「神樂と人形」 pp.1, 11
- ・牛尾三千夫「民俗に於ける美の問題」 pp.2-4
- ・山田次三「白い椿の下」 p.5

- ・「會員通信」 pp.6-12
 - 谷垣義雄「水無瀬神宮に於ける松囃神事（俗稱サンヤレ）」 p.6
 - 横地満治「隠岐國の雨乞ひ」 pp.6-7
 - 矢富熊一郎「狗の憑物」 pp.7-8
 - 山田次三「ツユザエモンサンのこと」 p.8
 - 大庭良美「昔のはなし（一）一七十五と七十になる伯父夫妻の話一」 pp.8-9
 - 中林季高「大原郡人口の變遷」 p.9
 - 岡義重「年中行事一簸川郡伊波野村一」 pp.9-10
 - 田中梅治「稲作語彙五」 pp.10-11
 - 堤榮花「希妙といふ舞」 pp.11-12
- ・「紹介と批評と：鈴木棠三編『佐渡昔話集』民間傳承の會發行、『昔話の研究 藝備叢書第二輯』廣島師範學校郷土室刊行、江馬三枝子著『飛驒と稗飯』農村更生協會發行、雜誌『出雲』大社教東京分祠内大社學生會發行（堤榮花記）」 pp.6-9
- ・「會合記（水師重吉記）」 pp.10-11
- ・「第一卷總目次」 pp.13-16
- ・湯淺茂武「大元神樂神名帳其四」 p.16

第2卷第2号（1940.1）

- ・鈴木棠三「神在月の問題」 pp.1-2, 4
- ・瀬川清子「北濱村の若者（島根縣簸川郡）」 pp.3, 5
- ・宮本常一「旅信」 p.4
- ・大庭良美「昔のはなし（二）」 p.5
- ・「資料★會員通信」
 - 朝山皓「盗人石の話」 p.6
 - 木村晚翠「田園小話一數則一」 pp.6-7
 - 花田直幸「大元神社託舞」 p.7
 - 水師重吉「龍神祭」 p.8
 - 中林季高「義田考」 pp.8-9
 - 矢富熊一郎「高島の聖樹」 pp.9-10
 - 森脇太一「祖式侯の寶劍」 pp.10-11
 - 田中梅治「稲作語彙」 p.11
 - 田中梅治「昔の子供の遊び言葉」 p.11

第2卷第3号（1940.4）

- ・山田次三「一地方學徒として」 pp.1, 6
- ・牛尾三千夫「古海の一夜」 pp.2-5, 9
- ・大庭良美「昔のはなし（三）」 pp.5-6
- ・佐草正雄「門と戸口」 pp.7-8
- ・田中梅治「藤布」 p.8
- ・森脇太一「亥の子の祝言葉」 p.8
- ・矢富熊一郎「紙漉重寶記」に現はれた石見方言に就いて」 pp.8-9
- ・花田直幸「二宮村派サントウ氏」 pp.10-11
- ・「島根民俗第二卷第一號・第二號目次」 p.12

第2卷第4号「田植特輯」（1940.8）

- ・①柳田國男「日本を知る為に」 pp.1-3
- ・早川孝太郎「さんばいのことなど」 pp.4-7
- ・本田安次「奥羽の田植神事」 pp.7-8
- ・鈴木棠三「田唄斷章」 pp.8-12
- ・水師重吉「出雲大社田植神事」 p.12
- ・臼田甚五郎「翁・田主・田神・翁」 pp.13-19
- ・三田村耕治「近江高島郡川上村構の田植」 pp.20, 33
- ・能田多代子「田植と其語彙（青森縣五戸町近在採集）」 pp.21-24
- ・江馬三枝子「飛驒の田植唄」 p.24
- ・宮本常一「田植二例」 pp.25-26
- ・小玉曉村「奥羽の田うゑ」 pp.26-27
- ・大庭良美「昔のはなし四」 pp.28-29
- ・朝山皓「佐太神社の田植祭」 pp.30-31
- ・佐草正雄「關参り」 pp.31-32
- ・岡義重「田植神事」 pp.32-33
- ・小瀧遙「田植聞書一出雲飯石郡吉田村一」 pp.33-34
- ・中林季高「田植小感」 p.34
- ・森脇太一「六日市稲作語彙」 pp.35-36
- ・横地満治「舊時代に於ける隠岐の田植に關する事柄」 pp.36-37
- ・田中梅治「稲作語彙七」 p.37

- ・堤榮花「田植料理」 pp.37, 43
- ・牛尾三千夫「田唄のこと」 pp.38-42
- ・田中梅治「五十年前の田植」 pp.42-44

第2巻第4・5・6号附録（1940.8）

- ・瀬川清子「ソリコの事」 pp.1-5
- ・花田直幸「二宮村派サントウ氏（二）」 pp.5-8

2 島根民俗學會『民俗とその資料 島根民俗叢書第1輯』（1941.7）

- ・大庭良美「昔の子供一七十七と七十三になる伯父夫妻の話から一」 pp.3-8
- ・山田次三「ゲドーのことなど一備後北部地方一」 pp.9-13
- ・水師重吉「松尾神社古傳神事」 pp.14-16
- ・朝山皓「神在祭について」 pp.16-20
- ・佐草正雄「縁結の信仰」 pp.21-25
- ・沖本常吉「吉賀地方に於ける木地屋資料」 pp.25-31
- ・森脇太一「狐の話」 pp.31-35
- ・津戸千代次郎「楯縫地方に於ける年中行事」 pp.36-40
- ・牛尾三千夫「田植とその禁忌」 pp.41-47
- ・花田直幸「西方寺の過去帳から」 pp.47-50
- ・山根雅郎「市場の左義長」 pp.51-52

3 『島根民俗』再刊1（1942）

第1輯（1942.1）

- ・臼田甚五郎「竈神譚」 pp.4-17
- ・金子總平「鮮満熊探訪記」 pp.18-24
- ・沖本常吉「西石見のレブラ分布一血族結婚地帯と蒟蒻地帯一」 pp.25-33
- ・松浦静麿「「どっさり」節に就いて」 pp.34-39
- ・牛尾三千夫「さんばいの性格とその祭式」 pp.40-70
- ・横地満治「隠岐国の葬儀について」 pp.71-75
- ・四宮守正「諸喰探訪記」 pp.76-80
- ・佐草正雄「身隠神事」 pp.81-84
- ・椿彌太郎「出産と育児」 pp.85-87
- ・岡義重「童戯抄（簸川郡伊波野村）」 pp.88-92
- ・水師重吉「子供の遊び一こども風土記を中心として一」 pp.93-96
- ・大庭良美「食べもののことなど一七十七と七十三になる伯父夫妻の話から一」 pp.97-104
- ・「菊田村本御哥雙紙（牛尾三千夫）」 pp.105-120
- ・「安藝雌田資料（翻刻）一岡熊臣の紀行「若葉の雫」より抄出一（沖本常吉）」 pp.121-122
- ・「玖可組田植歌（翻刻）一吉川子爵家蔵本寫本玖珂郡志所収一」 p.123

4 『島根民俗』復刊1－2（1950-1951）

第1号（1950.8）

- ・「復刊にあたって（牛尾三千夫記）」 p.1
- ・大藤時彦「田の神のことから」 pp.2-5
- ・興茂利「奄美大島の信仰問題一字検村大字字検を中心として一」 pp.5-9
- ・牛尾三千夫「山入木のことなど」 pp.9-10
- ・山根雅郎「大社の婚姻」 pp.11-13
- ・水師重吉「葭津のモット」 pp.13-14
- ・森脇太一「濱田地方魚方言」 pp.15-16

第2号（1951.2）

- ・倉光清叟「「出雲」の神祭（序説）」 pp.1-6
- ・興茂利「奄美大島の信仰問題（承前）一字検村大字字検を中心として一」 pp.7-12
- ・牛尾三千夫「大元神楽式に於ける神懸りに就いて」 pp.13-15

5 島根民俗学会編『山陰の民俗』島根新聞社（1948.7）

- ・石塚尊俊「炬火の明」 pp.3-4
- ・石塚尊俊「こよりの着物」 pp.4-5
- ・池田弘子「ぼてぼて茶」 pp.5-7
- ・水師重吉「すなどり船」 pp.7-9
- ・牛尾三千夫「大田植」 pp.9-11
- ・沖本常吉「木地屋部落」 pp.11-13
- ・水師重吉「村の組織」 pp.13-14
- ・山口壽々栄「婿のすり逃げ」 pp.14-15
- ・山口壽々栄「児やらい」 pp.15-17
- ・牛尾三千夫「埋墓と本墓」 pp.17-18

- 山根雅郎「正月と盆」 pp.18-20
- 山根雅郎「花祭りと亥の子」 pp.20-21
- 牛尾三千夫「祭りと神楽」 pp.21-23
- 岡義重「子供の遊び」 pp.23-25
- 池田弘子「出雲弁・昔話」 pp.25-28
- 馬庭克吉「かどな祝い」 pp.28-29
- 池田弘子「田唄」 pp.29-31
- 石塚尊俊「こいに居る」 pp.31-32
- 石塚尊俊「狐つき」 pp.32-34

II 「島根民俗通信部」による刊行物

1 『島根民俗通信』 1 - 8 (1947-48)

第1号 (1947.9)

- ・「発刊の辞」 p.1
- ・牛尾三千夫「挨拶として」 p.2
- ・山根俊久「要らざる言」 p.3
- ・「島根往来」 p.3
- ・石塚尊俊「日本民俗學への願ひ」 pp.4-6
- ・「資料」水師重吉「お客講」 p.6
飯塚純平「みみげの神事その他」 p.6
岡義重「ねこはげばあじ」 p.7
- ・「学界消息 終戦後二年」 p.8

第2号 (1947.11)

- ・「島根民俗學會々則」 p.1
- ・大梁灰儿「千家尊統」 「水祭と火祭」 p.2
- ・田中豊治「隠岐中村の日月祭」 p.3
- ・④馬庭克吉「カドナ祝ひ」 p.4
- ・沖本常吉「民俗雜資料」 p.5
- ・④（「垣内小篇」）「垣内調査」 p.5
- ・「學界消息」 pp.6-7
- ・「會員名簿」 pp.6-7
- ・「島根往来」 p.8

第3号 (1948.1)

- ・朝山皓「釜ばらひ」 pp.1-2
- ・「消息往来」 p.2
- ・田中豊治「隠岐中村の日月祭（承前）」 pp.3-4
- ・堀井度「お供へ考」 pp.4-5
- ・④（「弓浜部における谷の名稱」）土屋長一郎「弓浜部に於ける谷の稱呼」 pp.5-6
- ・④（「垣内について」）中林季高「垣内に付て」 p.7
- ・④（「ガーチについて」）岸田儀平「ガーチに就て」 p.7
- ・「『憑き物』調査（共同課題）」 p.7
- ・「島根民俗放送」 p.7
- ・沖本常吉「鉦文書（承前）」 p.8
- ・「島根民俗既載論文及資料」 p.9
- ・「音信抄報」 p.10

第4号 (1948.3)

- ・和歌森太郎「社会科と民俗學」 pp.1-2
- ・「地方學界」 p.1
- ・石塚尊俊「憑物の問題」 p.3
- ・堀井度「憑物調査（伯耆米子附近）」 p.4
- ・土屋長一郎「憑物調査（出雲大原郡木次町）」 p.4
- ・岸田儀平「憑物調査（石見鹿足郡日原町）」 pp.5-6
- ・沖本常吉「憑き物二圖」 pp.6-7
- ・田中豊治「隠岐中村の日月祭」 p.8
- ・岡義重「食ふ言葉」 p.8
- ・「島根民俗既載論文及資料（承前）」 pp.9-10
- ・「島根往来」 p.10

第5号 (1948.4)

- ・④関敬吾「民間醫學の問題」 pp.1-2
- ・⑦（「伯耆日吉津採訪記」）山根雅郎「日吉津採訪記」 p.2
- ・馬庭克吉「大呂覺書」 p.3
- ・「消息通信」 p.4

第6号 (1948.6)

- ・④丸山久子「子どもを守る神」 pp.1-3
- ・「地方学会」 p.1
- ・「島根往来」 pp.3-4

第7号 (1948.8)

- ・大梁灰儿「千家尊統」 「耳塞餅異説」 pp.1-3
- ・堀井度「蟻地獄寸言」 p.3

- ・「新刊紹介」 p.4

第8号 (1948.10)

- ・「終刊の辞 (石塚尊俊記)」 p.1
- ・①柳田國男「ミカハリ考の試み」 pp.2-5
- ・⑥ (「家の神の祭り」) 大藤時彦「家の神の祀り」 p.6
- ・⑦ (「八日おやき」) 山根雅郎「八日オヤキ」 p.7
- ・⑦ (「お忌みさんその他—能義地方—」) 飯塚チカヨ「からさでその他」 p.7
- ・山本宇迦人「千家尊統」 「塞の神と縁結び」 pp.8-9
- ・朝山皓「岡見八幡の御祭神」 pp.10-11, 16
- ・堀井度・樋口一男「田下駄と竹馬」 pp.12-13
- ・岡義重「思出の遊び」 p.13
- ・③ (「島根半島塩津の四つ張網」) 井塚忠・勝部淳二「北濱村採集覚書」 pp.14-15
- ・岩崎敏夫「東北民俗だより 民俗學への道」 pp.16-17
- ・「島根民俗通信總索引」 p.17
- ・「會員名簿」 p.20

Ⅲ「出雲民俗の会」による刊行物

1『出雲民俗』1-21(1949-53)

創刊号(1949.1)

- ・「表題・記名なし。「出雲民俗の会」発足の経緯」p.1
- ・馬庭克吉「屋號の研究」pp.1-4
- ・岡義重「カドナ資料」p.5
- ・池田俊雄「台湾の阿也都古」pp.6-7
- ・「垣内調査」p.8

2号(1949.2)

- ・岡義重「焼米その他」p.1
- ・「共同調査」p.1
- ・石塚尊俊「民俗学に於ける「常民」の規定」pp.2-3
- ・⑥竹田旦「水神研究の課題一特に「河童」の占める位置と関連して一」pp.4-6
- ・樋口一男・井塚忠「両墓制資料」pp.6-8
- ・「消息後記」p.8

3号(1949.3)

- ・稲浦生「千家尊統」「稲作呪術一杵那築の森と千本松の森一」p.1
- ・山根雅郎「同族荒神」pp.2-3
- ・岡義重・石塚尊俊「荒神資料」p.3
- ・井塚忠「荒島村両墓制補遺」p.3
- ・蓮仏重寿「焼米その他」p.4
- ・石塚尊俊「鍛冶問書抄」pp.4-5
- ・「共同調査一狐憑の研究一」pp.6-7
- ・「消息後記」p.8

4号(1949.5)

- ・鉄脚梨「千家尊統」「有賀さんの「村落生活」を読む」p.1
- ・能田多代子「五戸月山正八幡宮一鍛冶神の一資料一」pp.2-3
- ・さざなみ生「石塚尊俊」「出雲赤名八幡宮縁起」pp.3-4
- ・堀井度「ミミズに小便をかけるとチンコが腫れる話その他」pp.4-5
- ・岡義重「須佐から一正月行事その他一」p.5
- ・「原稿募集＝「山陰の民俗」第二集」[頁表記なし]

5号(1949.7)

- ・石塚尊俊「衛生教育と民俗学」p.1
- ・小林存「ミミズに小便をかけるとチンコが腫れる話について」p.2
- ・堀井度「ミミズに小便の稿再説」pp.3, 8
- ・朝山皓「資料一灘の祭」pp.4-5
- ・雲鶴山人「千家尊統」「民俗雑談」p.5
- ・「名簿」pp.6-7

6号(1949.8)

- ・堀井度「蝮と青大将と縞蛇」pp.1-2
- ・全愚耳「千家尊統」「紋」p.2
- ・⑦(「出雲須佐の盆」) 岡義重「須佐の盆」p.3
- ・④岡義重「垣内」p.3
- ・桑原視章「モバの入札」p.4
- ・蓮仏重寿「地名二三」p.4

7号(1949.10)

- ・馬庭克吉「民俗学と郷土研究と」pp.1-2
- ・石塚尊俊「農村労力の行方」pp.2-3
- ・吉田稔「須佐のダヨセ」p.4
- ・「新刊紹介：岩田正俊著『人狐一伝説とその正体』、民俗学研究所校閲出雲民俗の会編『山陰の民俗』第二集」p.4

8号「狐憑特輯」(1949.11)

- ・「特輯の辭」p.2
- ・「人狐物語(抄)(岡義重校訂)」p.3
- ・大藤時彦「狐憑き研究の意義」pp.4-6
- ・石塚尊俊「狐憑研究覺書」pp.6-10
- ・岡重義「人狐物語解説」p.11
- ・樋口一雄・佐々木一雄・松本興・堀井度・菅野清・松崎清・岡義重・馬庭克吉・桑原視章・石塚尊俊「狐・狐持・狐憑調査」

- 「一、狐」 p.12
- 「二、狐持」 pp.12-15
- 「三、狐憑」 pp.15-16

- ・馬庭克吉「数字的に見た持筋の実態—出雲簸川郡X村に於ける—」 pp.17-19
- ・「人狐辨惑談（抄）」「廣瀬の狐蟲（紫芝園溫筆）」「頓病松・蛇神（伊豫西城誌）」[資料] p.19
- ・竹川文一「出雲山間部に於ける生靈憑きの話—私の家の告白—」 pp.20-22
- ・山崎英穂「狐を落す話」 pp.22-23
- ・岩田正俊「人狐の動物学的検討」 pp.24-25
- ・堀井度「狐憑の精神医学的所見」 pp.26-27
- ・「横山狐（諸國里人談）」 p.27

9号（1950.1）

- ・菅野清「荒神さん」 p.1
- ・「（伊智のこと）（石塚尊俊）」 p.1
- ・雲鶴山人「千家尊統」「鏡餅は神の依代—民俗雑談二—」 pp.2-4
- ・岡義重「兆占禁呪—飯石郡西須佐村—」 pp.5-7
- ・「音信抄（柳田先生、堀一郎氏、早川孝太郎氏、沖本常吉氏、山口壽々栄女史）」 p.8

10号（1950.3）

- ・竹川文一「イナリガデナイヨ—生靈—」 pp.1-3
- ・「学界消息」 pp.1, 6-8
- ・蓮佛重壽「狐つきととうびょう狐」 pp.4-5

11号（1950.5）

- ・石塚尊俊「鍛冶神の信仰」 pp.1-3
- ・「柳田先生著作目録—除重版—」 pp.4-5
- ・「共同調査—禁忌習俗—」 p.5
- ・田中新次郎「とうびょう憑き」 p.6
- ・飯塚純平「田植を忌む日」 p.6
- ・山田野太郎「千家尊統」「マツカ」 p.6

12号（1950.7）

- ・石塚尊俊「金屋子信仰の傳承者としての金屋の問題—その出據と語義—」 pp.1-3
- ・山田野太郎「千家尊統」「三角形のニギリ飯」 pp.4-6
- ・④馬庭克吉「若連中資料」 pp.6-7
- ・「消息」 p.7
- ・「禁忌習俗採集要項」 p.8

13号（1950.9）

- ・山田野太郎「千家尊統」「今宮のつんぼエビス」 pp.1-2
- ・石塚尊俊「海村儀礼—簸川郡佐香村坂浦—」 p.2
- ・③（「中海の櫓舟—ソリコ・ヒラタ・サンマイゾコ・カンコー」）堀井度「中海のロブネ」 pp.3-7
- ・松崎清「山村通信」 p.8

14号「年頭行事特集」（1952.2）

- ・「表題・記名なし。会の活動中断・再開の経緯と特集の主旨」 pp.1-2
- ・⑦石塚尊俊「歳神とその祭儀—出雲を中心に山陰における—」 pp.3-12
- ・⑦（「出雲仁多郡横田地方の正月」）松崎清「年頭習俗語彙—仁多郡横田町—」 pp.12-13
- ・安田春子「予兆資料—邑智郡祖式村—」 p.14
- ・堀井度「禁忌断片」 p.15
- ・岡義重「熊子のからはたぎ」 p.15

15号「民間信仰特集」（1952.5）

- ・岡義重「雲陽誌（享保二年黒澤長尚撰）所収の叢祠」 pp.2-5
- ・⑥石塚尊俊「サエの神研究覚書」 pp.6-15
- ・「堀一郎著『民間信仰』」[新刊紹介] p.15
- ・⑥（「神棚調査小報告」「共同課題屋内神」 pp.16-18
 - 長岡莊三「出雲簸川郡佐香村」 p.16
 - 杉谷利市「出雲簸川郡莊原村」 p.16
 - 壺倉正紀「石見安濃郡波根東村」 pp.16-17
 - 小脇清「隠岐海士郡海士村」 pp.17-18
 - 石塚尊俊「伯耆東伯郡矢送村」 p.18
- ・松崎清「山村時令—仁多郡横田町—」 pp.16-18
- ・⑥馬庭克吉「簸川平野の塚さん」 p.19
- ・「共同課題—荒神信仰—」 p.20

16号「葬制と盆行事特集」(1952.8)

- ・⑦(「精霊祭と吉事盆」) 石塚尊俊「精霊祭と吉事盆—山陰地方における聞き書き—」 pp.2-5
- ・⑦(「平田市小伊津の盆」) 長岡莊三「小伊津の盆」 p.5
- ・⑤山根雅郎「山陰における喪屋の遺制」 p.6
- ・⑤長岡莊三「親族葬・同齡感覚・流灌頂—出雲小伊津浦—」 p.7
- ・⑤岡義重「キノが悪いこと—簸川郡伊波野の葬制禁忌—」 p.7
- ・③(「農耕伝承—伯耆所子村」) 堀井度「農耕伝承—伯耆所子村に於ける—」 pp.8-10
- ・岡田初市「乙見神社と雨乞い—石見馬路村—」 p.10
- ・蓮佛重壽「サイの神」 p.11
- ・朝山皓「サシビの木」 p.11
- ・「学界近況」 p.12

17号「諸職の民俗特集」(1952.11)

- ・「諸職の研究」 p.2
- ・③草光繁「秋鹿杜氏」 pp.3-8
- ・石塚尊俊「村下の技術」 pp.9-13
- ・岡義重「なばえ師—西須佐上宮原角森老人の話—」 p.13
- ・雲鶴山人「千家尊統」 「民俗随感」 p.13
- ・千家遂彦「出雲信仰と御師の廻國」 pp.14-17
- ・「遊行神人・芸能人・乞丐人」 pp.18-24
 - ・蓮佛重壽「餅もらいなど—因幡八頭郡—」 pp.18-21
 - ・岡義重「ほがい来る者—出雲簸川郡—」 pp.21-22
 - ・沖本常吉「初春のほがい人—石見鹿足郡—」 pp.22-24
- ・堀井度「特殊部落聞書」 pp.24-26
- ・「学界近況—承前」 p.27
- ・「さんいん抄」 p.28

18号「荒神信仰」(1953.2)

- ・「開白」[頁表記なし]
- ・「荒神信仰研究序」[石塚尊俊] p.1
- ・⑥蓮佛重壽「氏神と荒神—因幡八頭郡国英村を中心に—」 pp.2-6
- ・⑥壺倉武蔵郎「石見安濃郡の地主神」 p.6
- ・石塚尊俊「地荒神の拡大—出雲簸川平野に於ける試み—」 pp.7-11
- ・⑥田中新次郎「因伯の荒神」 p.12
- ・⑥堀井度「伯耆西伯郡荒神雜記」 pp.13-14
- ・⑥(「西伯郡大国村の荒神祭」) 土屋長一郎「伯耆西伯郡大国村荒神祭聞書」 pp.15-16
- ・⑥井塚忠「出雲能義郡の荒神」 pp.16-17
- ・⑥(「能義郡荒島村の荒神」) 島田成矩「出雲能義郡荒島村荒神調査」 pp.17-18
- ・⑥(「簸川郡諸方荒神聞書」) 岡義重「出雲簸川郡諸方荒神聞書」 pp.19-20
- ・⑥(「飯石郡三刀屋町の荒神」) 石田隆義「出雲飯石郡三刀屋町大谷部落の荒神」 p.20
- ・⑥小脇清「隠岐島荒神調査」 pp.20-21
- ・⑥(「岡山縣北部の荒神信仰—山陰地方との対照資料として—」) 三浦秀有「岡山縣北部に於ける荒神信仰の概況—山陰地方との対照資料として—」 pp.22-25
- ・「次号予告 狐持狐憑号についてお願い」[頁表記なし]

19号「狐持狐憑」(1953.5)

- ・「開白」[頁表記なし]
- ・「狐持狐憑研究序」[石塚尊俊] p.1
- ・瀬川清子「出雲の狐持その他」 pp.2-3
- ・石塚尊俊「出雲に於ける持筋の実態—特にその入村時期について—」 pp.4-11
- ・小脇清「隠岐島における狐持の分布と系統」 pp.12-14
- ・田中新次郎「因伯における狐憑の問題と実話」 pp.15-17
- ・堀井度「狐憑きの発生因子に関する研究」 pp.18-25
- ・新福尚武「「狐つき」において不思議だと云われる現象とその心理的発生機転」 pp.26-29
- ・「民間医学調査要項」 p.30
- ・「月刊『民間傳承』六人社発行、岩崎敏夫著『日本の年中行事—磐城編—』、月刊『芸能復興』演劇博物館発行、朝山・山本・石塚共著『出雲叢話』第一輯」[新刊紹介。頁表記なし]

20号「民間醫術」(1953.8)

- ・④(「民間醫術特集 開白」)「開白」 p.1
- ・④堀井度「民間醫術概説—An Outline of the Folk-medicine—」 pp.1-13
- ・④「呪いと医療小報告」 pp.14-15
 - ・野坂久子[石塚尊俊]「能義郡安来町」
 - ・長岡莊三「簸川郡佐香村」
- ・④(「簸川郡大社町」) 山根雅郎「簸川郡大社町の呪いと医療」 p.15

- ・④（「簸川・飯石郡地方療法覚書」）岡義重「簸川飯石地方療法覚書」 pp.16-17
- ・④蓮佛重壽「醫療漫言」 pp.18-23
- ・「文献紹介」[民間医術関係：石塚尊俊] p.24
- ・「共同課題 忌の日調査」[頁表記なし]
- ・「新刊紹介：季刊『日本民俗学』第一号、和歌森太郎著『日本民俗学』」[頁表記なし]

21号「日忌信仰」（1953.11）

- ・「開白」[頁表記なし]
- ・朝山皓「神名火山の祭儀—統神在祭について—」 pp.1-3
- ・石塚尊俊「お忌み諸社の成立」 pp.4-11
- ・「神在祭各社の傳承」 pp.12-19
 - ⑧水師重吉・山根雅郎「出雲大社とその周辺」 p.12
 - 「朝山神社（朝山村史）」 p.12
 - ⑧朝山皓「佐太神在祭」 pp.13-17
 - 「賣豆紀社（雲陽誌）」 p.17
 - ⑧（「神魂神社の神在祭」）秋上武雄「神魂神社（大庭大宮）」 p.18
 - ⑧岡義重「多賀明神と万九千社」 pp.18-19
 - ⑦（「からさで婆の話」）山根雅郎「からさで婆」 pp.20-21
- ・「日忌調査報告」 pp.22-25
 - 蓮佛重壽「因幡八頭郡国英村」 pp.22-23
 - 岡田治道[石塚尊俊]「出雲簸川郡久木村」 p.23
 - 井塚忠「出雲能義郡布部村」 p.23
 - 島田成矩「出雲能義郡荒島村」 pp.23-24
 - 青山康次「出雲八束郡江角浦の日の忌と行為の忌」 pp.24-25
 - 小脇清「隠岐島各地」 p.25
 - 竹縄定二郎[石塚尊俊]「石見鹿足郡蔵木村」 p.25
- ・「折口信夫先生」[訃報] p.26
- ・「會告—山陰民俗学会への飛躍の件—」[頁表記なし]

2 出雲民俗の会編『山陰の民俗 第二集』島根新聞社（1949.9）

- ・財團法人民俗学研究所「校閲の記」 p.2
- ・岡義重「五昔以前」 pp.3-6
- ・③福島和夫「檜皮師」 pp.6-8
- ・石塚尊俊「もやい島」 pp.8-15
- ・馬庭克吉「しぎ」 pp.15-17
- ・田中新次郎「婿いじめ」 pp.17-19
- ・井塚忠「捨墓と石碑墓」 pp.19-21
- ・岡義重「田と田の神」 pp.21-27
- ・山根雅郎「こんこ」 pp.27-29
- ・蓮佛重壽「民間薬」 pp.29-31
- ・山根俊久「★附録★出雲俚諺の断片」 pp.31-34

IV「山陰民俗学会」による刊行物

1『山陰民俗』1-60(1954-1993)[1号から24号までは表紙に「季刊」の表示あり]

1号(1954.2)

- ・「巻頭言(石塚尊俊誌)」p.1
- ・大藤時彦「山陰民俗に望む一資料と問題一」pp.4-5
- ・堀一郎「新たなる風土記として」pp.5-6
- ・千葉徳爾「山陰における課題」pp.6-7
- ・牧田茂「文献資料の取扱い」pp.7-8
- ・⑧祝宮静「神社経済と民間伝承—出雲隠岐地方の祭費慣行を通じて—」pp.9-10
- ・田中新次郎「東山陰(特に因伯)の民間伝承」pp.10-13
- ・山根雅郎「出雲における荒神信仰の地方差」pp.14-15
- ・堀井度「四つの希望」p.15
- ・石塚尊俊「山陰における民間伝承の地方的領域—カルトグラフィによる二、三の試み—」pp.16-23
- ・「所感・交詢」pp.24-27
 - 山根俊久「地域常民の生活顕拓に」p.24
 - 森山繁樹「有利な環境の上に立って」p.24
 - 庄司久孝「人文地理学の立場から」p.25
 - 朝山皓「文献史学の立場から」pp.25-26
 - 倉橋清太郎「社会科への招待」pp.26-27
 - 中島正国「手近な言葉について」p.27
 - 桑原視草「くらしの中に究められるもの」p.27
- ・「資料報告」pp.28-33
 - ③(「石州の瓦つくり」)井之口章次「石州の瓦つくりたち」p.28
 - ③(「出雲のつけぎ製造」)岡義重「出雲のつけぎ製造一例」pp.28-29
 - ③(「葺おろし行事」)福島和夫「隠岐島の葺おろし行事」pp.29-30
 - ④(「隠岐島後大久の婚姻」)小脇清「隠岐島後大久部落の婚姻」pp.30-31
 - ④三原鹿市「出雲西浜村の若者宿と婚姻」p.30
 - 「櫻田勝徳氏より」p.31
 - ⑥(「出雲八束郡揖屋町の地区荒神」)島田成矩「出雲八束郡揖屋町の部落荒神」pp.32-33
 - 堀井度「民間医術補遺—ヤブとユター—」p.33
- ・「書誌紹介:日本民俗学会機関誌『日本民俗学』第3号、にひなめ研究会編『新嘗の研究』、堀一郎著『我が国民間信仰史の研究』、牧田茂著『生活の古典』、現代随想全集第一巻『柳田国男・笠信太郎集』、柳田先生稿「私の仕事」(『世界』2月号)、『短歌』創刊「釈超空追悼号」、雑誌『民間伝承』、『あしなな』37、『伯耆文化』28、『岡山民俗』9、『防長民俗』2、『近畿民俗』12、『加能民俗』2-7、『庄内民俗』3、小井川潤次郎著『いたこの伝承』、津軽民俗の会編『砂子瀬の話』」pp.34-35
- ・「会員名簿」p.36
- ・「山陰民俗学会々則」[頁表記なし]

2号(1954.5)

- ・⑫櫻田勝徳「隠岐、大久採訪旧記」pp.2-5
- ・⑧祝宮静「出雲隠岐地方の祭費慣行(承前)」pp.5-6
- ・⑧(「西出雲の頭屋」)岡義重「出雲の頭屋」pp.7-10
- ・蓮仏重寿「因伯のサイの神—特に部落との関連—」pp.10-11
- ・朝山皓「「つき物もち迷信の歴史的考察」を読む」pp.12-15
- ・大梁灰儿「千家尊統」梅の民俗その他」p.16
- ・井上栄蔵「感ずることの二三」pp.16-17
- ・石田隆義「石東民俗の地域性」p.17
- ・③中島正国「美保神社の諸手船と諸手船神事」pp.18-22
- ・堀井度「中海の櫓舟—ソリコ・ヒラタ・サンマイゾコ・カンコー—」pp.23-26『出雲民俗』13所収論文の再掲載
- ・③石塚尊俊「ソリコの技術伝承」pp.27-29
- ・③横山彌四郎「隠岐島前鱸戸船断片」pp.30-32

3号「諸国憑物特集」(1954.8)

- ・早川孝太郎「オトラ狐の後日譚について」pp.2-3
- ・小井川潤次郎「狐の憑いた話二三」pp.3-6
- ・直江広治「陸前十五浜のイジナ」p.6
- ・戸川安章「イタカゾンと狐憑き」pp.7-9
- ・「二つの地方学会—相模民俗と鹿児島民俗—」p.9
- ・岩崎敏夫「はやまののりわらの話」pp.10-11
- ・川端豊彦「両総地方の憑物」pp.12-13
- ・和田正洲「甲州北都留郡の狐憑」pp.13-16
- ・沢田四郎作「大和葛城地方の憑物」p.16
- ・千葉徳爾「赤石山系の山村における狐持について」pp.17-20[表紙・目次に記載なし]
- ・三浦秀有「美作地方に於ける憑物の概要」pp.21-27
- ・堀田吉雄「東海道西辺の狐憑二三」p.27
- ・石塚尊俊「出雲およびその周辺地方の狐持と狐神」pp.28-31

- ・船津重信「石見邑智地方の犬神思想」 pp.32-34
- ・松浦康磨「隠岐島前飯綱の記録」 pp.34-35
- ・桂井和雄「土佐の犬神統と蛇統」 pp.36-40
- ・井之口章次「肥前北松浦郡平戸周辺の憑物」 pp.40-42
- ・村田熙「隅薩のヤコツキについて」 pp.42-44

4号 (1954.11)

- ・土屋長一郎「稲米稱呼の推移」 pp.2-7
- ・④小森搖子「出産と夫」 pp.8-11
- ・⑥「(能義郡布部村西ノ谷の同族神)」井塚忠「同族と同族神一出雲能義郡布部村西ノ谷部落の場合一」 pp.12-13
- ・「小論・交詢」 pp.14-15
 - 藤原央子「民俗学と私」 p.14
 - ④馬庭克吉「親方と子方」 pp.14-15
- ・「資料報告」 pp.16-24
 - 佐々木嘉竹「隠岐大久の伝説」 pp.16-17
 - ⑥岡義重「八束郡諸方荒神聞書」 pp.17-21
 - ⑥山根雅郎「簸川、飯石地方荒神調書」 pp.22-24
- ・「書誌紹介：民俗学研究所編『民俗学手帖』、本田安次著『霜月神楽之研究』、本田安次・郡司正勝編『民俗芸能』、牧田茂著『海の民俗学』、機関誌『日本民俗学』2-2」 p.25

5号 (1955.2)

- ・蓮佛重寿「昔ばなし抄」 pp.2-4
- ・牧田茂「焼火信仰と船霊信仰」 pp.5-8
- ・⑥石塚尊俊「中山陰の屋敷神一特に祭祀団との関聯において一」 pp.9-15, 25
- ・「小論・交詢」 pp.14-17
 - 朝山皓「カイマンの話」 p.16
 - 石塚尊俊「門松の事」 pp.16-17, 19
- ・「資料報告」[目次にのみ表記あり] pp.18-25
 - 堀井度「大和吉野郡の炭焼き」 pp.18-19
 - 永海一正「隠岐島前採集備忘」 pp.20-22
 - ⑨横山彌四郎「隠岐島知夫村一宮社の皆一踊」 pp.22-23
 - 石田隆義「石見物部神社の祈雨祭」 pp.23-24
 - 堀井度「沖縄島尻郡久米島のユタ」 pp.24, 19
- ・「書誌紹介：柳田国男著『月曜通信』、渋澤敬三編『明治文化史(12)生活編』、柳田国男編『明治文化史(13)風俗編』、井之口章次著『佛教以前』、桂井和雄著『土佐の伝説 二』、日本民俗学協会編『日本社会民俗事典 2 (さーち)』、『日本民俗学』2-3、『岡山民俗』13、『加能民俗』2-13,14、『近畿民俗』15、『民間伝承』18-12」 pp.26-27

6号 (1955.5)

- ・②井之口章次「傳播の様相」 pp.2-7
- ・⑤岡義重「湯屋谷考」 pp.7-10
- ・石塚尊俊「七十五という数」 pp.10-12
- ・三浦秀有「荒神神楽序説」 pp.12-13
- ・「小論・交詢」 pp.14-17
 - 木門実「千家尊統」[似た事・似た物] p.14
 - 蓮仏重寿「一つの疑問」 p.15
 - 朝山皓「憑いた話」 p.16
 - 堀井度「最近孤持になった話」 pp.16-17
 - 土屋長一郎「(隠岐島前採集備忘)に寄す」 p.17
- ・「資料報告」[目次にのみ表記あり] pp.18-23
 - ④田中新次郎「因幡・伯耆の産育習俗」 pp.18-21
 - 樋口益重「伯耆東伯郡上中山村のサイの神」 pp.21-22
 - 堀井度「吉野の親不幸鳥」 pp.22-23
- ・井上栄蔵「通信 民俗断片のはじめに」 p.23
- ・「書誌紹介：民俗学研究所編『日本民俗図録』、日本民俗学会機関誌『日本民俗学』2-4、千家尊宣氏編『神道学』5、遠藤二郎氏編『山陰研究』第一冊」 p.24

7号 (1955.8)

- ・石塚尊俊「山陰の両墓制」 pp.2-4
- ・郷田洋文「同族の祭と外竈一椀貸伝説の背景一」 pp.5-15, 24
- ・小島櫻礼「まん女系譜」 pp.15-17
- ・「小論・交詢」 pp.18-19
 - 山根俊久「石見のかっぱ」 pp.18-19
 - 馬庭克吉「胞の処置」 p.19
- ・「資料報告」[目次にのみ表記あり] pp.21-24
 - ④山根雅郎「出雲日御碕の二つの禁忌」 pp.20-22

- ④青山康次「出雲江角浦のコイについて」 pp.22-23
- ④横山弥四郎「隠岐島前浦郷の若者宿」 p.23
- 石塚尊俊「七十五補稿」 p.24

8号 (1955.11)

- ・山本宇迦夫「千家尊統」「かまくら考」 pp.2-3
- ・朝山皓「荒神さんに就いて」 pp.3-7
- ・「小論・交詢」 pp.8-9
 - ③永海一正「一斗蒔其他」 p.8
 - 蓮仏重寿「台所という所」 pp.8-9
- ・「調査報告」 pp.10-23
 - ⑫桜田勝徳「大根島旧記」 pp.10-12
 - ④石塚尊俊「出雲佐香地方の村落結合」 pp.12-15
 - 岡義重「出雲斐川村黒目のトンドの頭屋」 pp.16-17
 - 永海一正「隠岐の神社概観」 pp.17-21, 15
 - 秋田三穂「芸備地方憑物二話」 pp.22-23
- ・「書誌紹介：和歌森太郎著『美保神社の研究』、堀井度著『民間医術概論』、遠藤二郎編『山陰研究』第二冊、桂井和雄著『土佐山民俗誌』」 pp.23-24

9号 (1956.2)

- ・④丸山久子「産屋と女性」 pp.1-3, 5
- ・⑧桑原視草「出雲簸川郡西部の頭屋」 pp.4-5
- ・⑦「(「出雲大原郡加茂地方の年中行事」) 末次福三郎「出雲大原郡加茂地方の歳時」 pp.6-9
- ・⑫石塚尊俊「石見鹿足郡蔵木民俗誌」 pp.10-21
- ・「書誌紹介：盛永俊太郎編『稲の日本史』、柳田国男著『年中行事覚書』『新たなる太陽』、民俗学研究所編『総合日本民俗語彙』全5巻」 pp.22-23

10号 (1956.5)

- ・島田成矩「狐憑狐持研究史梗概」 pp.1-9
- ・草川隆「疱瘡神小考」 pp.9-12, 14
- ・馬庭克吉「モヤツケ語源考—出雲地方婚姻語解—」 pp.13-14
- ・宵魚「天つ罪国つ罪」 p.15
- ・坂本茂男「家筋と証人仲人」 p.15
- ・池田和生「千種たたら聞書」 pp.16-17
- ・⑩「(「松皮師の隠語語彙」) 福島和夫「松皮師の隠語—その語彙—」 pp.18-23
- ・⑩「(「童言葉・言い草・諺—出雲簸川郡斐川村採集—」) 岡義重「童言葉・言い草・諺 (一) —簸川郡斐川村採集—」 pp.24,17
- ・「田植習俗の調査」 p.25
- ・「書誌紹介：橋浦泰雄著『民俗学問答』、今野円輔著『馬娘婚姻譚』」 p.26

11号 (1956.8)

- ・⑨俵元昭「石見神楽舞の問題点」 pp.1-14
- ・「音信 (桜田勝徳氏より)」 p.14
- ・⑨松浦康磨「隠岐島前の湯立について」 pp.15-17
- ・池田和生「播磨赤栗郡千種村西河内の産育習俗」 pp.18-19, 23
- ・⑩「(「童言葉・言い草・諺—出雲簸川郡斐川村採集—」) 岡義重「童言葉・言い草・諺 (承前) —出雲簸川郡斐川村—」 pp.20-23
- ・「新刊案内：武田静澄『河童・天狗・妖怪』」 p.23
- ・「書誌紹介：『芸能復興』10、『近畿民俗』19、『上毛民俗』34、『民俗』19、『女性と経験』3、『兵庫民俗』2-2、『鹿兒島民俗』3-1」 p.24

12号「岡義重氏還歴記念特集」(1956.12)

- ・編集部「岡義重氏稿 出雲簸川郡平坦地の民俗 発刊の辞」 p.1
 - 「目次」 p.2
 - 「略歴」 p.2
- ⑫「(「出雲簸川郡平坦地の民俗」「民家と築地松」)「簸川平野の民家と築地松」 pp.3-5
- ⑫「(「出雲簸川郡平坦地の民俗」)「民家の旧類型」 pp.6-7
- ⑫「(「出雲簸川郡平坦地の民俗」)「井戸用水」 p.7
- ⑫「(「出雲簸川郡平坦地の民俗」)「村の燈火」 pp.8-9
- ⑫「(「出雲簸川郡平坦地の民俗」)「服飾の思い出」「明治の頃—服飾の思い出—」 pp.10-11
- ⑫「(「出雲簸川郡平坦地の民俗」)「ももひき」 p.11
- ⑫「(「出雲簸川郡平坦地の民俗」)「食習歳時記」 pp.12-16
- ⑫「(「出雲簸川郡平坦地の民俗」)「小作と出入者」 pp.16-17
- ⑫「(「出雲簸川郡平坦地の民俗」)「村の休ん日」 p.17
- ⑫「(「出雲簸川郡平坦地の民俗」)「青年会以前」 pp.18-19

- ⑫ (「出雲簸川郡平坦地の民俗」)「青年の練成—タモギホリ・コメエナエコなど—」 pp.19-20
 - ⑫ (「出雲簸川郡平坦地の民俗」)「婚礼の話」 pp.20-21
 - ⑫ (「出雲簸川郡平坦地の民俗」)「ヒヤワセのことなど」 p.21
 - ⑫ (「出雲簸川郡平坦地の民俗」)「無常講」 pp.22-23, 31
 - ⑫ (「出雲簸川郡平坦地の民俗」)「年中行事覚書」 pp.24-26
 - ⑫ (「出雲簸川郡平坦地の民俗」)「岡惣荒神」 pp.26-27
 - ⑫ (「出雲簸川郡平坦地の民俗」)「富村の頭屋」 pp.28-31
 - ⑫ (「出雲簸川郡平坦地の民俗」)「富村の獅子舞」)「出雲富村の獅子舞」 pp.32-33
 - ⑫ (「出雲簸川郡平坦地の民俗」)「千度参り」 p.33
 - ⑫ (「出雲簸川郡平坦地の民俗」)「斐伊川下流の童謡」 pp.34-37
 - ⑫ (「出雲簸川郡平坦地の民俗」)「児童の遊び」 p.37
 - 「岡義重氏著作目録」 pp.38-39
 - ・岡義重「お礼の言葉」 p.40
- 13号 (1957.3)
- ・郷田洋文「留守神信仰」 pp.1-15
 - ・永海一正「地名「ヨコマクラ」の考—隠岐島に於ける条里制遺構の問題—」 pp.16-20
 - ・編集部「解説の頁 民俗学への道—目的と方法— (石塚尊俊稿)」 pp.21-23
 - ・⑫ (「早川孝太郎氏」「岡田秀勝氏」「朝山皓氏」)「計報—早川孝太郎氏、吉岡福寿氏、岡田秀勝氏、朝山皓氏—」 [石塚尊俊] pp.24-25
- 14号 (1957.6)
- ・石塚尊俊「歳神の滞留とその祭場の問題」 pp.1-7
 - ・蓮仏重寿「「市」のつく地名」 pp.8-9
 - ・③横山彌四郎「隠岐島前の漁と船の習俗」 pp.10-13, 9
 - ・馬庭克吉「八幡社の頭屋—出雲市下古志町上北組部落—」 pp.14-15, 13
 - ・岡義重「童言葉・言い草・諺 (承前)—出雲斐川村採集—」 pp.15-17, 19
 - ・「中国四国歴史学協会第六回大会研究発表要旨 (石田隆義「島根県の民家について」、牛尾三千夫「大元神楽に於ける託宣の方式」、松岡利夫「「通り合い」について」、田中新次郎「山陰の葬送」、石塚尊俊「いわゆる「お忌みさん」の成立」)」 pp.18-19
 - ・「雑誌メモ」 p.20
- 15号「隠岐民俗特集」(1957.11)
- ・桜田勝徳「離島民俗の研究」 pp.2-3
 - ・⑫牛尾三千夫「島の伝承者と採集者」 pp.3-7
 - ・田中新次郎「隠岐民俗走見記」 pp.8-9
 - ・石塚尊俊「隠岐の民俗と本土の民俗」 pp.10-13
 - ・③祝宮静「隠岐の「ともど」その他」 pp.14-16
 - ・田中豊治「隠岐の牧畑—性格とその発生論的考察—」 pp.17-22
 - ・④佐々木嘉竹「隠岐島の拔祝言」 pp.23-24
 - ・⑨本田安次「隠岐国分寺の連華会祭」 pp.24-26
 - ・⑨ (「隠岐の民俗芸能—神楽—」「隠岐の田楽と庭の舞」[部分]) 松浦康鷹「隠岐の民俗芸能—神楽・田楽・庭の舞について—」 pp.26-32
 - ・岡義重「隠岐民俗拾遺」 p.33
 - ・⑫直江広治「五箇村久見の民俗」 pp.34-36
 - ・⑥ (「五箇村苗代田採訪録—隠岐におけるイエの神とムラの神の一例—」) 永海一正「五箇村苗代田部落採訪録—隠岐に於ける屋敷神の一例—」 pp.36-41
 - ・横山彌四郎「知夫村俚諺採集控」 pp.41-43
 - ・⑦ (「隠岐島の年中行事」[部分]) 石塚尊俊「隠岐島民俗誌抄—村構成と歳時習俗—」 pp.43-50
 - ・「隠岐民俗文献目録」 [石塚尊俊] pp.51-52
- 16号 (1958.2)
- ・石塚尊俊「日本における蠱術の道統」 pp.1-11
 - ・足立東衛「西近江に於ける神サン苗の稲作遺習」 pp.11-12
 - ・⑤石田隆義「葬礼覚書」 pp.13-14
 - ・坂本茂男「縄手と横枕私考」 pp.14-15
 - ・木村重延「出雲の日待」 pp.15-16
 - ・井上栄蔵「マムシの民俗」 p.17
 - ・岡義重「続隠岐民俗拾遺」 pp.18-19
 - ・木村重延「鹿島名分の巨人伝説」 p.19
- 17号 (1958.5)
- ・④馬庭克吉「簸川地方の隠居分家」 pp.1-6
 - ・⑦ (「石見東部地区の正月行事」) 石田隆義「石見のとんどについて」 pp.7-9
 - ・岡義重「島根県方言研究小史」 pp.10-18

- ・井上栄蔵「柏餅のカヤマキの作り方」 p.19
- ・「書誌紹介：蓮仏重寿著『因伯道神志』、田中新次郎氏著『因幡の摩尼寺』」 p.20

18号 (1958.9)

- ・土屋長一郎「はんぼの語源」 pp.1-13
- ・「石塚尊俊・岡義重・小汀松之進共編『出雲の民話』（日本の民話12）」[新刊紹介] p.13
- ・鶴山生「千家尊統」「田の神去来の道筋」 p.14
- ・井上栄蔵「持田のモシとサネモリさん」 pp.14-16
- ・岡義重「富村の昔の染色」 pp.16-17
- ・⑥（「隠岐島後の同族神」）石塚尊俊「隠岐島の同族と同族神」 pp.17-19
- ・「書誌紹介：桜井徳太郎『日本民間信仰論』、平凡社編『日本民俗学大系』、落合高校歴史研究クラブ編『八塔寺周辺の民俗』」 p.20

19号 (1959.11)

- ・⑧宮地治邦「隠岐に於ける神社祭祀の一事例—長尾田の白山神社の場合—」 pp.1-4
- ・⑧石塚尊俊「島根半島における頭屋制序説」 pp.5-13
- ・③蓮仏重寿「木地屋メモ」 pp.14-16
- ・⑩（「桧皮師の隠語語彙 補」）福島和夫「檜皮師の隠語語彙」 pp.16-17
- ・木村重延「荒神についてのノート」 pp.18-19
- ・「島根県内発行民俗学関係出版物目録」 pp.20-21
- ・「新刊紹介：新藤久人著『芸北神楽と秋祭』、山岡栄市編『山陰農村の社会構造』、堀井度著『日本民間病名総覧』、読売新聞社編『わたくしたちの伝説』、『國學院大學日本文化研究所紀要』5、成城大学民俗学研究室『南島文献資料目録』」 p.22

20号「特集 島根半島およびその周辺地区の正月行事」（1960.6）

- ・石塚尊俊「自序」「目次」[頁記載なし]
- ・石塚尊俊「島根半島およびその周辺地区の正月行事」 pp.1-26

21号「民俗芸能特集」（1961.10）

- ・⑨西角井正慶「山陰芸能管見」 pp.1-4
- ・⑨本田安次「出雲神楽の弘布—神楽の分類—」 pp.5-9
- ・⑨松浦康麿「隠岐島後の注連行事」 pp.9-15
- ・石塚尊俊「神能と王子立—中国地方諸神楽の成立に関する私案—」 pp.16-20
- ・田中新次郎「因幡伯耆の獅子舞」 pp.21-22
- ・宮原兎一「西石見の盆踊」 pp.23-24
- ・⑨岡義重「出雲国内の盆踊」 pp.25-27
- ・⑨横山直材「八雲琴私考」 pp.27-30
- ・牛尾三千夫「夜網を引く歌に就いて」 pp.31-33
- ・「旧法により選定されていた芸能」 p.33
- ・榎本由喜雄「文化財保護法の立場から見た地方の芸能」 pp.34-37
- ・祝宮静「民俗資料としての芸能」 pp.38-39
- ・「民俗芸能研究文献」 p.39
- ・編集部「山陰の民俗芸能 解説（文責、石塚尊俊）」 pp.40-53

22号 (1962.10)

- ・⑫「柳田国男先生を悼む」[石塚尊俊] p.1
- ・⑧（「日御碕社神劔奉天神事考」）吉田重成「神劔奉天神事考—日御碕社に詣でて—」 pp.2-16
- ・⑧石田隆義「山陰の民俗と修験道」 pp.17-21
- ・「民俗資料緊急基本調査—島根県文化財だより—」 p.21
- ・田中新次郎「鮎の今昔資料覚書」 pp.22-23
- ・③（「夜打畑・灘肥」）岡義重「夜打畑・灘肥・茶碗継ぎ」 pp.24-25
- ・③石塚尊俊「麻の皮剥ぎ」 p.25
- ・「新刊紹介：蓮仏重寿編『柳田先生はがき栞』、井之口章次編『昭和三十五年民俗探訪』」 p.26

23号「大根島特集」（1963.10）

- ・「大根島特集」
- ⑫石塚尊俊「大根島梗概一付、大根島と人蔘—」 pp.1-6
- ⑫石田隆義「大根島の阿弥陀堂」 pp.7-8
- ⑫酒井董美「大根島波入の童戯」 p.8
- ⑫山根俊久・岡義重・森脇太一・石田隆義・永海一正・松浦康麿・酒井董美・石塚尊俊「大根島民俗誌（文責石塚尊俊）」 pp.9-21
- ・③岡義重「鹿島町上講武の藤布」 pp.22-24
- ・奥原国雄「松江市大垣の影人形」 pp.25-28
- ・勝部正郊「隠岐島探訪記」 pp.29-30
- ・「『島根県下三十地区の民俗』、『昭和三十六年度民俗探訪』」[新刊紹介] p.30

24号 (1965.1)

- ・⑩酒井董美「「唄問答」等の意義を考えるために」 pp.1-11
- ・⑧勝部正郊「頓原町由来八幡宮の当屋制と神事」 pp.12-17
- ・岡義重「霜月雑記 山陰路の四季—山陰文化シリーズ3—」 p.17
- ・松浦康磨「隠岐島後布施村の山神祭」 pp.18-23
- ・堀江要四郎談：石塚尊俊記「菅谷鑪村下聞書」 pp.24-33

25号 (1975.10)

- ・「巻頭言（石塚尊俊記）」 p.1
- ・「山陰民俗学会 会則」 p.2
- ・石塚尊俊「山陰における民俗研究の歴史と課題」 pp.3-21
- ・「書誌紹介：川上迪彦氏の『いろいろばた』、谷川健夫著『健康栄農』」 p.21
- ・⑥白石昭臣「石見における大元信仰」 pp.22-33
- ・⑤（「安来平野の両墓制—特に久白・出来須地区の場合—」）井塚忠「安来平野の両墓制—特に久白・出来須部落の場合—」 pp.34-41
- ・⑪（「出雲平野 明治の食生活」）岡義重「〈遺稿〉簸川平野の食習歳時記—明治時代の農事暦による—」 pp.42-47
- ・島田成矩「黒田芹採訪記」 pp.48-59
- ・勝部正郊「民具の収集について」 p.60
- ・⑫（「岡義重翁逝く」）「訃報 岡義重氏」 p.61
- ・「会員名簿」 pp.62-64
- ・「山陰民俗文献目録1（未定稿）」[石塚尊俊] pp.65-72

26号 (1976.4)

- ・石塚尊俊「白蓋考」 pp.1-8
- ・⑨渡辺友千代「石西地方の神楽について」 pp.9-14
- ・高橋重夫「石見山間部の大元神と大元神楽—邑智郡羽須美村阿須那地方の場合—」 pp.15-22
- ・「岡義重翁遺稿『斐川町物語（仮称）』」[遺稿集出版予告] p.22
- ・井塚忠「島根半島の両墓制」 pp.23-26
- ・⑧八幡静男「隠岐島後の「氏神さんのゴザイレ」について」 pp.27-29
- ・⑦川上迪彦「伯耆日野郡日南町神戸上の正月行事」 pp.30-32
- ・白石昭臣「山の神信仰に関する資料」 p.32
- ・⑫大庭良美「石見吉賀地方の民俗」 pp.33-51
- ・「会員名簿（前号掲載以後）」 p.51
- ・「山陰民俗文献目録2（未定稿）」[石塚尊俊] pp.52-60

27号 (1976.10)

- ・大庭良美「村の神々—石見日原における神社整備以前—」 pp.1-7
- ・「幻の書 水まさ雲 再刊なる」 p.7
- ・⑨石塚尊俊「山の神出現の神楽」 pp.8-13
- ・⑨渡辺友千代「抜月神楽の「山舞」について」 pp.14-17
- ・⑨勝部月子「石見益田糸操り人形」 pp.18-26
- ・「第二回大会研究発表要旨」 pp.27-45
 - ③（「伯耆日野郡の焼畑慣行」）川上迪彦「伯耆日野郡の焼畑慣行について」 pp.27-33
 - ③浅沼博「雲南地方における鞍下牛の慣行について」 pp.34-36
 - ③（「石見山間部の紙漉き用具」）隅田正三「石見山間部の紙漉き用具について」 pp.37-45
- ・⑦井塚忠「松江市朝酌の年中行事」 pp.46-49
- ・⑦石塚尊俊「ムコ神さんをたずねる」 pp.50-54
- ・「山陰民俗文献目録3（未定稿）」[石塚尊俊] pp.55-56

28号 (1977.4)

- ・⑧祝宮静「二つの「まつり」—幼き日の思い出—」 pp.1-3
- ・山田良夫「[石塚尊俊]「生活の歴史—老人学級のために—」」 pp.4-11
- ・⑩大庭良美「麦搗唄と田植唄」 pp.12-16
- ・野村正大「塩鯖」 pp.17-21 [29号p.23に訂正記事あり]
- ・④谷川健夫「ヒョンジとハーデー—西伯郡中山町の慣行—」 pp.22-23
- ・白石昭臣「焼畑のむら—その信仰と祭祀構造—」 pp.24-31
- ・石塚尊俊「納戸神に始まって」 pp.32-52

29号 (1977.10)

- ・牛尾三千夫「草取唄」 pp.1-6
- ・①（「民俗学の新しい課題」）宮田登「第三回大会講演 民俗研究の新しい課題」 pp.7-16
- ・「新刊紹介：山陰民俗学会編『ふるさと再見』、隠岐島前高校郷土部『隠岐島前の民話』」 p.16
- ・④（「邑智郡石見町における寝小屋の習俗」）土井久夫「第三回大会研究発表要旨 石見町における寝小屋の習俗について」 pp.17-19

- ・渡辺友千代「第三回大会研究発表要旨 石見における団七踊りについて」 pp.19-23
- ・⑧（「隠岐島前の御座替・御座入神事」）松浦康鷹「文献に見る隠岐島前の御座替・御座入神事」 pp.24-26
- ・⑧八幡静男「隠岐島後五箇村の客祭り」 pp.26-30
- ・石塚尊俊「出雲の客神と客神祭り」 pp.30-31
- ・⑧馬庭克吉「出雲市下古志町の八幡講」 pp.32-35
- ・青山富三「松江市多賀神社の鎮火祭など」 pp.35-36
- ・⑦浅沼博「大原郡のミコ神さん」 pp.36-37
- ・⑪（「横田奥大呂の今昔」）森山庫市「大呂民俗落穂籠」 pp.38-41
- ・⑨大庭良美「石見神楽雑記」 pp.42-51
- ・大庭良美「書評 牛尾三千夫著『美しい村』」 pp.52-53
- ・勝部正郊「学会紹介 中国四国地区の民具研究会」 p.53
- ・「第二十九回日本民俗学会年会」 p.53
- ・「会員名簿（前号掲載以後）」 p.54
- ・「故岡義重翁執筆目録」[石塚尊俊・岡佳英] pp.55-62

30号（1978.4）

- ・勝部正郊「中国山地における雪すきについて」 pp.1-12
- ・石塚尊俊「島々の神楽と神楽師一壱岐・対馬・五島・平戸・隠岐一」 pp.13-36
- ・「共同課題 祭祀習俗調査概報」 pp.37-53
 - ⑧野村正雄「出雲朝山八幡宮の頭祭り」 pp.37-39
 - ⑧中江国憲「伯耆中山町岡の氏神祭り」 pp.39-40
 - ⑧岩田暦男「石見金城町上若生の名と祭り」 pp.40-42
 - ⑧高橋重夫「石見羽須美村賀茂神社の次ノ日祭り」 pp.43-44
 - ⑦三上正照「節分の豆煎り一邑智郡瑞穂町下亀谷一」 p.44
 - 山口覚「石見川本町田原の世はかり」 p.45
 - 石塚尊俊「出雲八雲村星上寺の大餅さん」 pp.46-49
 - ⑦石倉諒一「出雲八雲村田村神社の大餅さん」 pp.49-50
 - ⑦青山富三「松江市西尾町天神神社のお祷さん」 pp.50-51
 - 山田良夫[石塚尊俊]「出雲鹿島町片句の頭開き」 pp.52-53
- ・「新刊紹介：『とんとん昔があったげな』」 p.53
- ・「学会記事」「中国四国民具研究会案内」 p.54
- ・⑫（「森脇太一氏」「小汀松之進氏」）「会員訃報：森脇太一氏、小汀松之進氏」 p.54

31号（1978.10）

- ・岩田勝「死繁昌の杖一壬生井上家蔵天正十六年荒平舞詞一」 pp.1-28
- ・野村正雄「第四回大会研究発表要旨 出雲平野における荒神と祭祀団」 pp.29-30
- ・白石昭臣「第四回大会研究発表要旨 両墓制の成立について一島根の事例から一」 pp.31-35
- ・「牛尾三千夫氏古稀祝賀会」 p.35
- ・⑨山口覚「第四回大会研究発表要旨 出雲・石見の祭り花について」 pp.36-44
- ・⑩川上勉彦「第四回大会研究発表要旨 俚謡“三匹の猿”を追って」 pp.45-53
- ・⑪（「石見国鹿足郡畑村 第一稿 村と家」）大庭良美「石見国鹿足郡畑村一村と家一」 pp.54-63
- ・「会員名簿（前号掲載以後）」 p.64

32号（1979.4）

- ・「巻頭言 自郷人の民俗誌」 p.1
- ・⑪（「人の一生一祖父友十とその子たち一」）大庭良美「石見国鹿足郡畑村一人の一生一」 pp.2-12
- ・⑪（「石見山村小作農の暮らし一那賀郡波佐菅廻舎小作の場合一」）上田房一「石見山村小作農の一年一那賀郡波佐菅廻舎小作の場合一」 pp.13-49
- ・「新刊紹介：宮家準編『大山石鎚と西国修験道』、田中卓著『古代天皇の秘密』」 pp.49
- ・森山庫市「続 大呂民俗落穂籠（遺稿）」 pp.50-54
- ・④馬庭克吉「ある民間療法の手控」 pp.55-56
- ・⑨川上登「山の神と荒平一仙山神楽の詞章一」 pp.57-58
- ・⑫（「祝宮静博士を悼む」「山根俊久宮司帰幽」）「二つの訃報一祝宮静博士と山根俊久宮司一」[石塚尊俊] pp.59-60

33号「創立三十周年記念大会号」（1979.10）

- ・岩田勝「五竜王から五人の王子へ」 pp.1-23
- ・⑨小島清兵衛「獅子頭について」 pp.24-25
- ・⑧馬庭克吉「一畑灯籠と一畑講」 pp.26-32
- ・石橋義貴「部落祭祀〈歳神祭り〉その変容一平田市小伊津町の場合一」 pp.33-36
- ・⑤（「シンポジウム 葬制・墓制・祖霊信仰」）「シンポジウム一葬制・墓制・祖霊信仰一」 pp.37-53
 - 土井卓治「1墓と葬法の問題点」 pp.38-43
 - 白石昭臣「2祖霊観について一山陰の事例から一」 pp.44-48
 - 喜多村正「3南西諸島における祖神化」 pp.49-53

34号 (1980.4)

- ・坂田友宏「モット講とミタママツリー弓浜半島における地主神祭祀」 pp.1-6
- ・岩田勝「五竜王から五人の王子へ（承前）」 pp.7-18
- ・⑩川上登「出雲神楽のほめ言葉」 pp.19-20
- ・山田良夫「石塚尊俊」出雲槻之屋神楽の「山神祭」の詞 p.20
- ・石塚尊俊「サエノカミ信仰の成立（旧稿）（昭和十五年一月）」 pp.21-39
- ・⑪（「石見国鹿足郡畑村 第二稿 百姓の暮らし」）大庭良美「むかしの百姓—石見国鹿足郡畑村（三）—」 pp.40-53

35号 (1980.10)

- ・岩田勝「神子と法者—近世前期における郷村祭祀の祭司層—」 pp.1-18
- ・⑥石倉諒一「第六回大会研究発表要旨 八雲村における荒神祭祀について」 pp.19-21
- ・市後崎長昭「第六回大会研究発表要旨 屋内に祀る田の神—山陰の納戸神と南九州の田の神—」 pp.22-23
- ・川上廸彦「第六回大会研究発表要旨 語られる頻度による昔話の伝承経路について」 pp.24-29
- ・⑥「シンポジウム—家の神と村の神—」 pp.30-61
 - 石塚尊俊「1神棚・屋敷神・産土神」 pp.31-37
 - 坂田友宏「2屋敷神研究の一視点—井戸神の問題—」 pp.38-43
 - 三浦秀有「3使者霊信仰の一面について」 pp.44-51
 - 日野西眞定「コメント(1)」 pp.51-55
 - 原宏「コメント(2)」 pp.56-61
- ・⑫（「畑伝之助氏」）「訃報：畑伝之助氏」 p.62

36号 (1981.4)

- ・③（「江川船と船乗りたち」）山口覚「江川船と船乗りたちの習俗」 pp.1-20
- ・岩田勝「身ウリ能の形成と伝播」 pp.21-29
- ・⑨高橋重夫「大元神楽の「天蓋」と「御崎」について—宇都井神楽団に伝えられた—」 pp.30-34
- ・⑧原宏一「山陰の磨崖仏について」 pp.35-39
- ・馬庭克吉「龍と水と」 pp.40-43
- ・⑪（「石見国鹿足郡畑村 第三稿 畑作その他」）大庭良美「農林業—畑作その他—石見国鹿足郡畑村(四)」 pp.44-52
- ・⑫（「宮本常一氏」）「訃報：宮本常一氏」 p.52
- ・「〔余滴〕」 p.52

37号 (1981.10)

- ・「第7回大会研究発表要旨」 pp.1-35
 - ⑧伊藤彰「海藻の民俗」 pp.1-4
 - ⑤白石昭臣「年忌習俗の成立について—隠岐美田の事例から—」 pp.5-10
 - ⑤坂田友宏「日野川流域の両墓制」 pp.11-22
 - ⑧原宏一「山陰における石仏分布の地域的特色」 pp.23-24
 - ⑥勝部衛「玉湯町中大谷における民俗信仰」 pp.25-29
 - 中保均「出雲地方における“小正月の訪問者”について」 pp.30-35
- ・〔新刊紹介：井塚忠・伊藤彰等共著『中国の生業2 漁業・諸職』p.4、真下三郎著『広島県の神楽』p.10、『島根町誌資料編』p.22、『探訪神々のふるさと三出雲と瀬戸内の神々』p.24、池口漂舟・谷川健夫編『日本を変えた淀屋』p.49〕
- ・⑨石塚尊俊「神楽について」 pp.36-38
- ・⑪（「石見国鹿足郡畑村 第四稿 仕事習い」）大庭良美「仕事習い—石見国鹿足郡畑村（五）—」 pp.39-49

38号 (1982.4)

- ・岩田勝「盤古から父盤古大王へ」 pp.1-21
- ・⑤坂田友宏「西伯郡東部の両墓制」 pp.22-33
- ・⑪（「離島にいて思い起すふるさとの明治—郷里出雲の伊波野で育ったころ—」）浅川タネ「ふるさとの明治—出雲国簸川郡伊波野村—」 pp.34-37
- ・⑦大庭良美「村の一年—石見国鹿足郡畑村（六）—」 pp.38-47
- ・⑫（「高崎正秀博士逝去」）「訃報 高崎正秀博士」 p.48

39号「第8回大会特集号」(1982.10)

- ・⑨守屋毅「〈講演〉日本の祭りと芸能の特色」 pp.1-10
- ・⑨岩田勝「〈大会発表要旨〉五行神楽の成立について」 pp.11-16
- ・三宅博士「〈大会発表要旨〉水のまつり—馬贄の系譜をめぐって—」 pp.16-23
- ・⑤坂田友宏「東伯耆の両墓制」 pp.24-37
- ・③勝部正郊「〈大会発表要旨〉中国山地の雪橇について」 pp.38-43
- ・⑤（「霊なるもの—石見国日原—」）大庭良美「霊なるもの—石見国鹿足郡日原の民俗—」 pp.44-50

40号 (1983.4)

- ・石塚尊俊「現代と民俗学」 pp.1-13
- ・川上廸彦「唐王御前信仰メモ」 pp.14-17
- ・⑦山口覚「九月盆について」 pp.18-23
- ・⑪（「離島にいて思い起すふるさとの明治—郷里出雲の伊波野で育ったころ—」）浅川タネ「ふるさとの明治

- (2)一出雲国簸川郡伊波野村一」 pp.24-28
- ・③(「石見日原の農耕用具」)大庭良美「石見日原の民俗資料―鍬と鎌 稲作とその用具 麦作とその用具 杵―」 pp.29-42
- ・「新刊紹介：牛尾三千夫著『続美しい村』」[石塚尊俊] p.42
- ・⑫山田良夫「石塚尊俊」[吉賀奥採訪記―石見鹿足郡蔵木村民俗誌(抄)―][1948年] pp.43-51
- ・⑫(「最上孝敬氏」「堀三千女史」「奥原國雄氏」「訃報：最上孝敬氏、堀三千女史、奥原國雄氏」)[石塚尊俊] p.52

41号「第9回大会特集号」(1983.10)

- ・⑤(「民俗研究の今までとこれから―葬制・墓制研究に寄せて―」)石塚尊俊「民俗研究の今までとこれから」 pp.1-4
- ・⑤佐藤米司「〈講演〉葬制・墓制研究の問題点」 pp.5-12
- ・「山陰地方―葬制・墓制関係文献(編集部)」[石塚尊俊] p.12
- ・⑤勝部正郊「出雲平野の屋敷墓」 pp.13-15
- ・⑤馬庭克吉「同族体の展開と屋敷墓―出雲市内平坦地において―」 pp.16-24
- ・⑤坂田友宏「屋敷墓と両墓制」 pp.25-33
- ・⑤石塚尊俊・鳶原訓司・勝部正郊・近藤殷範・馬庭克吉・川上登・坂田友宏・錦織天秋「質疑応答」 pp.34-36
- ・大庭良美「石見日原の民俗資料―運搬用具・蕨粉ほり用具・紙すき用具・櫛もぎ用具・牛の用具・養蚕用具」 pp.37-50
- ・川上迪彦「唐王御前信仰メモ(二)補遺」 pp.50-51

42号(1984.4)

- ・「三月節供の研究に寄せて(石塚尊俊)」 pp.1-6
- ・⑦坂田友宏「因幡の雛送りノート」 pp.7-14
- ・⑦白石昭臣「三月節供の山登り」 pp.15-17
- ・⑦(「年中仕来り記録控―伯耆汗入郡所子村―」)川上迪彦「年中仕来り記録控―伯耆所子村―」 pp.18-27
- ・石塚尊俊「年中例式録―出雲稗原村―」 pp.28-37
- ・⑫(「瀬川清子女史」[部分])「訃報：竹矢鄰夫氏・瀬川清子女史・小笠原宣秀氏」[石塚尊俊]
- ・⑨谷本浩之「芸北神楽の特色と背景」 pp.38-41
- ・大庭良美「石見日原の民俗資料(三)―山道具・木挽道具・炭焼道具・漁撈用具・狩猟用具―」 pp.42-53
- ・「新刊紹介：岩田勝著『神楽源流考』」[石塚尊俊] p.54

43号「第10回大会特集号」(1984.10)

- ・⑩馬庭克吉「カドナ祝いとカドナの命名と―出雲平野に見られる屋号の態様をめぐって―」 pp.1-9
- ・山藤忠「旭町の谷舞について」 pp.10-11
- ・②「シンポジウム 民俗の地域差」 pp.12-49
 - 〔司会者(石塚)による前置き〕 pp.12-14
 - 坂田友宏「1因伯における民俗の地域差」 pp.15-23
 - 白石昭臣「2雲石の農耕儀礼にみる地域差」 pp.23-29
 - 藤井昭「3芸備の地域差とその背景」 pp.30-36
 - 川上迪彦「コメント(1)」 p.37
 - 原宏「コメント(2)」 pp.38-39
 - 「回答」「質疑応答」 pp.39-49

44号(1985.4)

- ・⑦川上迪彦「狐狩り考」 pp.1-9
- ・淵川訓子「尾道市吉和の寒施行」 pp.10-11
- ・⑥浅沼博「斐伊川流域の竜神」 pp.12-13
- ・⑧大梁灰儿「千家尊統」・朝山皓「神在祭・新嘗祭問状答」[1952-53] pp.14-19
- ・②谷本浩之「浄土真宗の浸透と家の神信仰の変容」 pp.20-28
- ・大庭良美「石見日原の民俗資料(四)―藁・機織り・鍛冶・桶・石臼・槌・筵機・箕・高瀬舟・筏―」 pp.29-42

45号「第11回大会特集号」(1985.10)

- ・⑤鈴木岩弓「摩尼寺における死者供養の形態と構造―仏教民俗学的一考察―」 pp.1-12
- ・④馬庭克吉「屋号を通してみる出雲の垣内―出雲平野の周辺にみるカイト系屋号の整理―」 pp.13-24
- ・③宅野幸徳「江の川下流域の漁撈習俗」 pp.25-31
- ・酒井董美「昔話「ネズミ浄土」における隠岐タイプの話型について」 pp.32-41
- ・「新刊紹介：牛尾三千夫著『神楽と神がかり』、大庭良美著『家郷七十年―村の生活誌―』、大庭良美著『緋駒』」[石塚尊俊] pp.42-44

46号(1986.4)

- ・石塚尊俊「いわゆる神送り・神迎えの問題」 pp.1-21
- ・⑦(「山陰の綱引き」)坂田友宏「山陰の綱引きについて」 pp.22-34
- ・⑨谷本浩之「將軍という名の神楽考 序説」 pp.35-46
- ・岩田勝「〈研究ノート〉対馬の迎六道・送六道をめぐって」 pp.47-53

47号(1986.11)

- ・石塚尊俊「女人司祭―トカラからはじめて―」 pp.1-15

- ・白石昭臣「田の神と家の神―稲作と畑作の相違から―」 pp.16-21
- ・⑤坂田友宏「島根半島大芦の両墓制」 pp.22-29
- ・⑦（「島根半島御津浦の歳神頭行事」）喜多村理子「島根半島御津浦の調査報告（一）―歳徳さん行事と本願の役割―」 pp.30-36
- ・「下野敏見『ヤマト文化と琉球文化』、井之口章次編『六十年代民俗探訪』」[新刊紹介] p.36
- ・名子平充美「神社信仰の諸類型―八重垣神社の場合―」 pp.36-43
- ・「書誌紹介：大庭良美『日原の民俗資料』、吉野裕子『陰陽五行と童児祭祀』、飯島吉晴『竈神と廁神』、井之口章次『俗信60話』」[石塚尊俊] p.44
- ・⑫（「牛尾三千夫氏帰幽」）「訃報 牛尾三千夫氏」[石塚尊俊] p.45
- ・「会員名簿（昭和61.10.1現在）」 pp.48-52

48号「大山北麓民俗調査特集」（1987.4）

- ・⑥谷本浩之「伯耆中山町のイエとムラとカミ―高橋地区を例として―」 pp.1-4
- ・白石昭臣「稲と麦―一年中行事の調査から―」 pp.5-8
- ・④（「伯耆中山町・赤碕町の婚姻」）松田精一郎「中山町・赤碕町の婚姻」 pp.9-13
- ・「中山民俗断片（一）～（三）」[石塚尊俊] pp.13, 19, 41
- ・④（「伯耆中山町の産育について」）河内理恵「中山町の産育について」 pp.14-16
- ・川上廸彦「船上山信仰」 pp.17-19
- ・⑥勝部正郊「竜宮祠と竜神祭」 pp.20-24
- ・酒井董美・川上廸彦「伯耆大山北麓 口承文芸概観」 pp.25-40
- ・「会員名簿」 p.42

49号（1987.10）

- ・福留範昭「韓国の家祭と祖先」 pp.1-9
- ・⑫（「小泉八雲と民俗学―来日後の著書の分析を中心として―」）小泉凡「ラフカディオ・ハーン 小泉八雲と民俗学―来日後の著書の分析を中心として―」 pp.10-28
- ・⑥（「東出雲町内馬地区の荒神信仰・地主信仰」）浅沼政誌「東出雲町内馬地区の荒神信仰・地主信仰―信仰の実態について―」 pp.28-30
- ・⑥宮崎力「長門三隅町の神信仰」 pp.30-31
- ・永場三郎：「記録」勝部正郊「亀嵩算盤作りの今昔」 pp.32-37
- ・⑦（「七月盆」）馬庭克吉「民俗連鎖」 pp.38-39
- ・「共同課題・原稿募集・荒神・地主神・地神等調査」 p.39
- ・①石塚尊俊「民俗研究の姿勢はどう変わったか」 pp.40-49

50号「荒神・地主神特集」（1988.4）

- ・⑤白石昭臣「荒神信仰と祖霊信仰」 pp.1-5
- ・岩田勝「備後北部の弓神楽による荒神祭り―庄原市川北町久井田―」 pp.6-14
- ・⑥西村正志「湖辺周落の荒神―因幡旧高草郡三津の聖空間と村落構造―」 pp.15-20
- ・⑥川上廸彦「米子市富益の荒神・屋敷神信仰」 pp.21-29
- ・⑥若林久「隠岐島後の地主・荒神―布施村飯美・五箇村苗代田探訪報告―」 pp.30-35
- ・⑥野村正雄「西出雲平野の荒神祭祀―出雲市高松地区―」 pp.36-40 [51号p.13に訂正記事あり]
- ・⑥川上登「多伎町久村の三宝大荒神」 pp.40-41
- ・⑥（「平田市北浜の荒神・地主神」）石塚尊俊「島根半島漁村の荒神・地主神―平田市北浜地区の場合―」 pp.42-43
- ・「書誌紹介：石倉諒一『岩坂の荒神さん』、嘉藤紀道「遥堪樽戸谷荒神の記」」[石塚尊俊] p.43
- ・③（「千代川流域の筏流し」）勝部正郊「談話会発表要旨 千代川流域の筏流しの技術伝承」 pp.44-48
- ・川上廸彦「談話会発表要旨 なぞの出土民具三角板を追って」 pp.48-49

51号「大会発表特集」（1988.10）

- ・⑧西村正志「御埦の海子―大社町日御碕の古層と荒神―」 pp.1-10
- ・若林一弘「ポッペレ伝説の出自と成長」 pp.11-16
- ・上神千波弥「社祠を中心とする社会結合―大崎下島沖友地区の場合―」 pp.17-22
- ・①浅沼博・高木敏郎・井塚忠「共同討議 社会科における民俗資料の活用」 pp.23-36
- ・石塚尊俊「皇居前祈念・記帳のこと」 pp.37-40
- ・⑫石塚尊俊「坪井洋文君を憶う」 pp.40-44
- ・「新刊紹介：吉田冥莫『ちずごおり、あいづむら 杣所、山村共同体の研究』、白石昭臣『畑作の民俗』、馬庭克吉『苗字と門名』」[石塚尊俊] pp.45-47

52号「大会発表特集」（1989.10）

- ・白石昭臣「講演 私の民俗学」 pp.1-6
- ・土井伸一「ワニを食べる文化」 pp.7-13
- ・熊田一康「妙見講集団の展開」 pp.14-19
- ・④馬庭克吉「家名と村構成（序説）―一家名調査報告の一断面―」 pp.20-24
- ・勝部正郊「民具の展示について」 pp.25-28
- ・③山口覚「カギアズカリという言葉」 p.28
- ・⑦（「安来地方の亥の子」）井塚忠「亥の子さん二例―亥の子・田の神・歳神―」 pp.29-31

- ・大庭良美「神楽今昔」 pp.32-39
- ・①（「“常民”の変遷」）石塚尊俊「〈講義〉常民論」 pp.40-49

53号(1990.4)

- ・①牧田茂「ケガレとコモリ」 pp.1-9
- ・白石昭臣「稲の伝承」 pp.10-12
- ・⑩西村正志「潜水の方言（上）—海人（あま）文化の言語地理的再検討—」 pp.13-23
- ・「会員の著作1：岩田勝『中国地方神楽祭文集』、三浦秀有『荒神とみさき—岡山県の民間信仰—』」[石塚尊俊] p.23
- ・大庭良美「民具の展示」に寄せて」 pp.24-26
- ・「会員の著作2：大庭良美『津和野の民俗資料』」[石塚尊俊] p.26
- ・石塚尊俊「解説—歳時習俗の消長—正月・節分・彼岸—」 pp.27-34
- ・⑪（「卒寿にして思う—飯石郡頓原町志津見に生きて—」）藤原良政「若き日の思い出 昔の暮し」 pp.35-38
- ・大庭良美「私の民俗学への道」 pp.39-48
- ・「会員の著作3：勝部正郊『山陰の民具』、白石昭臣『江の川流域の民俗と伝承』、酒井董美『蛇むこものがたり』、竹田旦『兄弟分の民俗』、吉野裕子『山の神—易・五行と日本の原始蛇信仰—』、橋本鉄男『輪ノ内の昔』上」[石塚尊俊] pp.48-50

54号 (1990.10)

- ・②「シンポジウム—民俗の地域性—」
勝部正郊「アプローチ」 p.1
「交易と文化」
多田房明「鮮魚の行商と農漁村文化の交流」 pp.2-7
「討議（司会 鈴木岩弓）」 pp.8-11
「社会結合と祭祀」
藤井昭「「名」の結合と荒神祭り」 pp.12-17
「討議（司会 坂田友宏）」 pp.18-22
「民間信仰の地方差」
高島信平「サイノ神の機能と形態」 pp.23-27
「討議（司会 川上勉彦）」 pp.27-30
「歳時と信仰」
若林久「納戸の祭りと田の神の去来」 pp.31-36
「討議（司会 白石昭臣）」 pp.37-41
「総括（司会 石塚尊俊）」 pp.42-51
- ・⑩西村正志「潜水の方言（下）—海人文化の言語地理的再検討—」 pp.52-60
- ・「会員の著作：森納『塞神考—因伯のサイノカミと各地の道祖神—』、倉石忠彦『道祖神信仰論』、岩田勝編『神楽—歴史民俗学論集1—』、竹田旦『祖霊祭祀と死霊結婚』」[石塚尊俊] pp.61-63

55号 (1991.4)

- ・⑩平賀英一郎「若林一弘」 「牛鬼考」 pp.1-14
- ・⑩大庭良美「日原地名考」 pp.15-23
- ・⑩（さざなみ [石塚尊俊]）「オシミのこと」 p.23
- ・⑥井塚忠「出雲伯太町赤屋のサエの神」 pp.24-28
- ・今村充夫「アエノコトと納戸」 pp.29-30
- ・③平賀英一郎「若林一弘」 「カギアズカリについて」 pp.31-32
- ・③（「瀬戸内平野の高畝栽培」）河内理恵「広島県の高畝栽培について—安芸郡海田町を例にして—」 pp.33-35
- ・⑫石塚尊俊「田麦掘り探訪記」 pp.36-40

56号「柳田国男先生三十年祭・大会特集」（1991.10）

- ・①（「三十年祭記念大会の記」）「巻頭言」 pp.1-2
- ・①鎌田久子「講演 柳田国男先生回想—貴にして野を思う—」 pp.3-10
- ・①川上勉彦「「遠野物語」にひかれて—周囲論についての一つの考え—」 pp.11-17
- ・①鈴木岩弓「「家の永続」をめぐる」 pp.18-27
- ・①白石昭臣「「稲の産屋」考」 pp.28-34
- ・「柳田国男の心に迫る—語部・鎌田女史に聞く—」[鎌田久子の講演後の質疑応答] pp.35-42
- ・大庭良美「村の老人たち—日原村聞き書き—」 pp.43-59
- ・「新刊案内：勝部正郊『雪の民具』（石塚尊俊）」 p.59

57号 (1992.4)

- ・⑩鈴木岩弓「神社縁起にみられる神仏出現譚—『雲陽誌』を手がかりに—」 pp.1-7
- ・⑤浅沼政誌「「弔い上げ」を行わない地域の霊魂観について—八束郡東出雲町A地区の場合—」 pp.8-14
- ・⑧川上勉彦「幕末の因伯を歩いた宗教者たち」 pp.15-26
- ・⑦平賀英一郎「若林一弘」 「ネエタラオコセ考」 pp.26-27
- ・④大庭良美「「家」というもの」 pp.28-36
- ・④（「家と村—出雲市大津地区の場合—」）石塚尊俊「家と村」 pp.37-48

58号 (1992.10)

- ・①柳田國夫「旧稿再掲 将来の農政」 pp.1-18
- ・森廣厚造「柳田国男の農政思想について」 pp.19-21
- ・「編集附記」[石塚尊俊] p.21
- ・「大会研究発表特集」 pp.22-43
 - 浅藤直幸「日本民俗学から見る社会科の構想」 pp.22-26
 - 勝部正郊「民具の活用―特に小中学校における―」 pp.27-29
 - ⑩酒井董美「子どもの遊び今昔」 pp.30-36
 - ⑧「(船上さん信仰)」中村芳雄「船上山信仰」 pp.37-40
 - ⑧森納「廁の民俗―因幡・伯耆の実態調査を通して―」 pp.41-43
 - ⑧若林久「隠岐のせんちの神さん」 p.43
- ・大庭良美「村の老人たち―一日原村聞書ノート―」 pp.44-53
- ・「会員の著作：岩田勝『神楽新考』、新谷尚紀『日本人の葬儀』」[石塚尊俊] p.53

59号 (1993.4)

- ・①「(社会科と民俗学再考)」浅藤直幸「民俗学からみる社会科再考」 pp.1-20
- ・③石塚尊俊「出雲平野の農具と農法」 pp.21-35
- ・大庭良美「村の老人たち(3)―一日原村聞書ノート―」 pp.36-49

60号 (1993.10)

- ・③「(山小屋の生活)」勝部正効「〈大会発表要旨〉山小屋の生活習俗について」 pp.1-7
- ・「新刊紹介：森納『日本盲人史考』」[石塚尊俊] p.7
- ・川上廸彦「衰退した信仰の推定とその方法について―高麗山信仰を例として―」 pp.8-12
- ・⑤竹内正樹「出雲平野の屋敷墓にみる祖先祭祀の形態と構造―簸川郡斐川町中州を事例として―」 pp.13-17
- ・⑦「(温泉津町の年中行事)」多田房明「温泉津町の年中行事から―問題の所在と調査地域の概要―」 pp.18-23
- ・大庭良美「村の老人たち(4)―一日原村聞書ノート―」 pp.24-36
- ・石塚尊俊「民俗学会半世紀の回顧―島根民俗通信・出雲民俗・山陰民俗の総括―」 pp.37-65

2 『傳承』 1－16 (1959-1965)

創刊号 (1959.2)

- ・「巻頭言 この十年」 p.1
- ・「論説 民俗学を学ばねばならぬ人々」[石塚尊俊] pp.2-3
- ・池田昭「《教育実験記録》採集による社会科学学習―三・四年の学習―」 pp.4-13
- ・③石塚尊俊「山陰海岸の刳舟の分布と祖型」 pp.14-17
- ・田中新次郎「因幡と伯耆の亥の子の祭り」 pp.18-19
- ・⑨矢富熊一郎「石見盆踊と楽器」 pp.19-21
- ・蓮仏重寿「因伯道神志その後」 pp.22-23
- ・井上栄蔵「島根半島のサイノカミ」 pp.23-25
- ・「出雲市文化財通信」[石塚尊俊] p.25
- ・溝上泰子「嫁の座」 pp.26-27
- ・漢東種一郎「入れ歯誕生」 pp.28-29
- ・「イメージの破壊」[石塚尊俊] p.29
- ・土屋長一郎「方言の探求 “出雲の民話” から」 pp.30-34
- ・⑩清水兵三「松江地方の俚諺など」 pp.34-35
- ・⑩「(童言葉・言い草・諺―出雲簸川郡斐川村採集―)」岡義重「童言葉・言い草・諺(承前)―出雲簸川郡斐川村―」 p.36
- ・⑫牛尾三千夫「山陰紀行」 pp.37-45
- ・桑原視草「鎮西行」「三瓶行」[俳句十句] p.45
- ・「新刊紹介：柳田国男『炭焼日記』、『千家先生還暦記念神道論文集』、『昭和三十二年度民俗採訪』」 p.46

2号 (1959.5)

- ・「論説 新生活運動の基礎学」[石塚尊俊] p.1
- ・宮本常一「新生活運動と民俗学」 pp.2-8
- ・石塚尊俊「俗信の残留と地域性の問題―憑きもの筋の多寡と家結合の形態―」 pp.9-15
- ・⑩福島和夫「檜皮師の隠語について―一点描的な考察―」 pp.16-18, 21
- ・土屋長一郎「続方言の探求 まくれる・だらじ・こく―出雲の民話から―」 pp.19-21
- ・⑪「(祭の夜の神楽の記憶)」井原青々園「出雲神楽の思い出(遺稿)」 pp.22-23
- ・「(伝承)という言葉(桜田勝徳)」 p.23
- ・⑪「(氷山「あこのころの物売り・大道芸など」) 清水兵三「物売り・大道芸・見せ物など」 pp.24-27
- ・桑原視草「神門水海畔抄」[俳句十句] p.27
- ・木村重延「穴道の猪石」 pp.28-29
- ・⑩「(童言葉・言い草・諺―出雲簸川郡斐川村採集―)」岡義重「童言葉・言い草・諺(承前)―出雲簸川郡斐川村―」 pp.28-31
- ・石塚尊俊「隠岐島の俗信」 pp.30-31
- ・⑫牛尾三千夫「隠岐紀行」 pp.32-39
- ・「新刊紹介：宮本常一著『中国風土記』」 p.40

3号 (1959.8)

- ・「論説 本当の神道を識る学問」[石塚尊俊] p.1
- ・⑦高崎正秀「七夕の話」 pp.2-5
- ・山田野太郎「千家尊統」[殯宮、御旅所、神や魂を迎へる習俗] pp.6-8
- ・石田隆義「石東地方の民間信仰」 pp.8-9
- ・松崎清「言葉の二、三」 p.9
- ・⑦木村重延「講武地方の歳棚など」 pp.10-12
- ・小滝空明「小滝遥」[土に憑かれて「短歌五首」] p.11
- ・土屋長一郎「一コンニコン」 p.13
- ・松下圭道「言い草」 p.13
- ・山根俊久「社頭随感 心に浮かぶままに」 pp.14-15
- ・花田定穂「刈山」 p.15
- ・⑨祝宮静「笛と太鼓一美保神社奉納楽器調査メモ」 pp.16-19
- ・木村重延「馬橋長者の話」 p.20
- ・坂本茂男「とうぼうさくの話」 pp.21-22
- ・堀井度「粟島（弓浜）の八百ベクサン」 pp.22
- ・「富田清知氏」[訃報] p.22
- ・⑩（「童言葉・言い草・諺一出雲簸川郡斐川村採集一」）岡義重「童言葉・言い草・諺（承前）一出雲簸川郡斐川村一」p.23
- ・⑪（「松江城下の商家の一年」）清水兵三「思い起こすままに」 pp.24-31
- ・⑫牛尾三千夫「隠岐紀行」 pp.32-40

4号 (1960.3)

- ・⑦（「トシトコ棚の恒久化」「ミコガミさま追記」[部分]）石塚尊俊「若干の家の神とその信仰圏」 pp.1-6
- ・⑦木村重延「仏式の御頭・神式の御頭」 pp.7-10
- ・⑩（「『しらきてんじょ』のこと」）松下圭道「『しらきてんじょ』のこと」 p.10
- ・⑦井上栄蔵「年神さんと田の神さん」 pp.11-15
- ・原節子「いい伝え二、三一安来市大塚一」 p.16
- ・島田成矩「狐の史料一、二」 pp.16-17
- ・桑原視草「去年今年」[俳句八句] p.17
- ・⑩（「童言葉・言い草・諺一出雲簸川郡斐川村採集一」）岡義重「童言葉・言い草・諺（承前）一出雲簸川郡斐川村一」 pp.18-19
- ・小滝空明「小滝遥」[山の正月に想ふ]「短歌十二首」 p.19
- ・漢東種一郎「随想 「出雲の方言」の駄弁」 pp.20-21
- ・⑪（「松江城下の商家の一年」）清水兵三「暮から正月まで一思い起こすままに（承前）一」 pp.22-30

5号 (1960.9)

- ・「論説 学問と世間風」[石塚尊俊] p.1
- ・木村重延「歳神の祭り様」 pp.2-5
- ・桑原視草「神門水海畔」[俳句十句] p.5
- ・④（「出雲佐香地方の村落結合」）石塚尊俊「海村の村連合一平田市佐香地区の場合一」 pp.6-11
- ・藤村則善「奥州気仙沼伊豆那見聞録」 pp.12-15
- ・横知文一「石塚尊俊」[隠岐島前憑物騒動覚] pp.16-17
- ・村田正夫「体験記録 私は鼠におされている」 pp.18-19
- ・岡義重「きのまた考」 p.20
- ・土屋長一郎「十二クダケ」 pp.20-21
- ・森脇太一「都野津の塩辛」 p.21
- ・「ブックガイド：落合高校編『二川の民俗』、蓮仏重寿著『天皇伝説』、毎日新聞社編『山陰路』、川端豊彦訳『民俗学入門』、齊藤楓堂編『若越民俗語集』、戸川安章著『羽黒山二百話』」 pp.22-23
- ・⑪（「出雲と朝鮮一思い起こすままに一」）清水兵三「出雲と朝鮮一思い起こすままに一」 pp.24-32
- ・小滝空明「小滝遥」[秋冬抄]「短歌十首」 p.31
- ・「山陰往来」 p.32

6号 (1961.1)

- ・「論説 “民俗ブーム”の内容」[石塚尊俊] p.1
- ・⑩牛尾三千夫「麦搗唄」 pp.2-7
- ・⑨倉林正次「出雲神楽の周辺一曲目構成を中心として一」 pp.8-15
- ・②郷田洋文「習俗の変化と観察の限界」 pp.16-19
- ・石塚尊俊「お歳暮のはなし」 pp.20-21
- ・土屋長一郎「リイクンサンその他」 p.21
- ・岡義重「鳥取民俗管見」 pp.22-23
- ・清水兵三「松江の言い草 きんといえども使われず」 pp.22-23
- ・森脇太一「都野津の俚諺一市のよいのは牛市田町一」 p.23
- ・太田直行「案外陥り易い穴」 pp.24-25
- ・④木村重延「生理日の旧習」 pp.25-27

- ・桑原視草「俳句十句」 p.27
- ・⑥石塚尊俊「採訪メモ 因伯の村の神と家の神」 pp.28-39
- ・小滝空明「小滝遥」「登呂遺跡その他」[短歌十首] p.39
- ・「宮本常一著『日本の離島』」[新刊紹介] p.40

7号 (1961.4)

- ・太田直行「民俗の真義を尋ねて」 pp.1-6
- ・桑原視草「神門水海畔抄」[俳句十句] p.5
- ・千葉徳爾「狩の伝承について」 pp.7-12
- ・堀井度「疾病と治療の伝承」 pp.12-17
- ・池田昭「はるかなる国より来たり給う神々」 pp.18-23
- ・蓮仏重寿「清水という地名」 pp.24-25
- ・岡義重「『伝承』を読んで」 p.25
- ・③今岡美友「辛灰の話」 pp.26-27
- ・山本忠一「石塚尊俊」「カンザキミサキ」 p.27
- ・野坂ふさ「石塚尊俊」「まじないの覚え」 p.27
- ・⑩牛尾三千夫「民謡に於ける一筋のながれ」 pp.28-30
- ・井上栄蔵「松江市持田の字名」 p.31
- ・「書誌紹介：『法学雑誌』6、『岡山民俗』特集号、『鹿児島民俗』5-3・4、『土佐民俗』会報1、『日本民俗学会報』16」 p.32
- ・「島根県文化財だより」 p.32

8号 (1962.1)

- ・桑原視草「歳晚歳旦」 p.1
- ・⑩宮尾しげを「石見の田植囃子から」 pp.2-4
- ・興茂利「奄美大島の“性わる”」 p.4
- ・石塚尊俊「門櫓と御幣餅」 p.4
- ・⑨石塚尊俊「八岐の大蛇の譚と芸能と」 pp.5-11
- ・岡義重「ことばの旅から—島根県下方言調査こぼれ話—」 pp.12-13
- ・勝部正郊「奥飯石の霜月祭—姫の館（ひめのえ）神事について—」 pp.14-16
- ・⑧（「出雲大社の古伝新嘗祭」）山根雅郎「出雲大社の霜月祭—いわゆる古伝新嘗祭—」 pp.16-17
- ・石田春昭「「かい掴み」から」 p.18
- ・さざなみ「石塚尊俊」「年賀状」 pp.18-19
- ・蓮仏重寿「俗」 p.19
- ・三浦秀有「ツボネの語」 p.19
- ・④（「若者宿と娘宿—八束郡島根村野波地区—」）酒井薫美「八束郡島根村野波部落の若者宿と娘宿」 pp.20-22
- ・井上栄蔵「八十八才の伯母に聞いたももひきの話」 pp.23-24
- ・岡田千代子「土族の年中行事」 pp.25-31
- ・小滝空明「小滝遥」「小川芋銭画伯の絵を前に」[短歌十首] p.31
- ・藤脇久稔「祭りの本来性」 pp.32-35

9号 (1962.4)

- ・⑧和歌森太郎「宮座と家族関係」 pp.1-4
- ・「東南アジアの“国学”」 pp.4-5
- ・「島根県文化財通信」 p.5
- ・芳賀日出男「山王寺神楽と出雲大社教」 pp.6-10
- ・渡部一雄「嫁入・婿入に位牌を持って行くこと」 pp.10, 17
- ・加藤義成「神名樋山の民俗信仰」 pp.11-15
- ・小滝空明「小滝遥」「立春前後」[短歌十首] p.15
- ・奥原国雄「知井宮の人形」 pp.16-17
- ・⑪（「土族の家の年中行事—父は武家の後嗣、母は社家の出の下で育った娘のころの思出—」）岡田千代子「武家の父と社家出の母との間に育った娘の頃の話」 pp.18-19
- ・「『定本柳田国男集』9」[新刊紹介] p.19
- ・岡義重「須佐朝原聞書」 p.20
- ・桑原視草「春風好日」 p.21
- ・⑩牛尾三千夫「臼挽唄そのほか—嫁と姑と小姑との問題—」 pp.22-29
- ・⑩岡霜月「民謡よせ書」 pp.30-31
- ・⑩（「わらべ歌は生きている」）酒井薫美「わらべうたは生きている—他の民謡との違い—」 pp.32-34

10号 (1963.1)

- ・桑原視草「初詣」 p.1
- ・④竹田旦「友人協同体の民俗」 pp.2-6
- ・③（「藤もじりのこと」）桜田勝徳「藤もじりのこと」 pp.6-7
- ・小滝空明「小滝遥」「高冷地の春」[短歌十首] p.7
- ・坪井洋文「備中吉川八幡の当番祭資料」 pp.8-13
- ・井上栄蔵「猫の絵奉納」 p.13

- ・石塚尊俊「美保関町雲津の頭屋行事」 pp.14-20
- ・「井之口章次編『筑波山麓の村』」[新刊紹介] p.20
- ・原節子「能義の手まり歌」 p.21
- ・「山陰民俗22号正誤表」 p.21
- ・⑦（「出雲大原郡加茂地方の年中行事 追記南加茂の餅搗き」）末次福三郎「南加茂の餅搗き」 p.22
- ・千原秀「七十嬬物語」 p.23
- ・「島根県文化財専門委員の顔ぶれ」 p.23
- ・⑦奥原国雄「出雲の泥天神」 pp.24-34
- ・「おもしろく読めて教えられるところの少なからぬ本 芳賀日出男著『そこに何かがある 秘境旅行』」 pp.34-35

11号（1963.4）

- ・桑原視草「葦焼く」 p.1
- ・③最上孝敬「高津川の鵜飼」 pp.2-6
- ・⑤（「葬礼覚書」）石田隆義「鉢巻のことなど」 p.7
- ・⑦倉石忠彦「半夏生のこと」 pp.8-13
- ・「重要民俗資料になった美保神社のソリコ」 p.13
- ・⑧（「頭屋祭の予祝演技—はんばかべりと嫁の飯まつり—」）藤脇久稔「芸能以前—はんばかべりと嫁の飯まつり—」 pp.14-20
- ・田中新次郎「藤の伝承」 pp.20-21
- ・小滝空明「小滝遥」 「雪におびえて山人のうたへる」 [短歌十首] p.21
- ・勝部正郊「座談記録 大黒巡遊」 pp.22-23
- ・⑩牛尾三千夫「麦搗唄其後」 pp.24-31
- ・「ソリコ・トモド資料（横山直材）」 p.31
- ・③石塚尊俊「農村労働の今昔—八束郡八雲村での話—」 pp.32-33
- ・「国・県指定を見た東比田の生産用具」 p.34

12号（1964.1）

- ・桑原視草「寒鮒」 p.1
- ・⑩金関丈夫「箸・櫛・つるぎ」 pp.2-8
- ・②坪井洋文「日本社会における民俗文化の地域性」 pp.9-14
- ・牛尾三千夫「走島のえびより唄に就いて」 pp.15-18
- ・⑨石塚尊俊「因伯の神楽「七座」について」 pp.18-23
- ・「牛尾三千夫氏に中国文化賞」 p.23
- ・③竹崎嘉徳「藤布のことから」 pp.24-26
- ・新田瑠璃子「藤布を尋ねて」 pp.26-28
- ・佐々山義雄「那賀郡安城の民俗」 pp.29-31
- ・小滝空明「小滝遥」 「山茶花」 [短歌十首] p.31
- ・酒井董美「鹿足郡柿木村の地神申し」 pp.32-35
- ・「山陰最初の民俗資料収蔵庫」 [月山城趾] p.35
- ・大庭良美「鹿足郡日原町畑の地神申し」 p.36
- ・清水兵三「朝鮮で古墳を掘った話」 pp.37-41
- ・「『岡山民俗』美作民俗特集号」 [新刊紹介] p.41

13号（1964.4）

- ・倉石忠彦「麦の年中行事」 pp.1-7
- ・⑫（「中島正國氏」）「訃報 中島正国大人」 p.7
- ・⑧（「島根県下御田植神事資料」）山路興造「島根県下御田植祭資料」 pp.8-12
- ・漢東種一郎「ある建白書」 pp.13-15
- ・小滝空明「小滝遥」 「風樹」 [短歌十首] p.15
- ・藤脇久稔「シシキト」 pp.16-19
- ・清水兵三「出雲風土記と雪」 pp.20-23
- ・「訃報 長瀬定市翁」 p.23
- ・石村春荘「いろはがるた」 pp.24-26
- ・岡義重「辰と巳と」 p.27
- ・石塚尊俊「里神楽の成立—中国地方の六つの神楽についての管見—」 pp.28-33
- ・「大社町で御師関係資料の蒐集に着手」 p.33
- ・「新刊紹介：竹田旦著『民俗慣行としての隠居の研究』、内藤喬遺著『鹿児島民俗植物記』」 p.34

14号（1964.8）

- ・桑原視草「心太」 p.1
- ・③牛尾三千夫「田の草取り」 p.2-10
- ・石塚尊俊「調査日誌」 p.11
- ・岡義重「霜月雑記—よばり神さん—」 p.11
- ・⑩金関丈夫「シンデレラの靴」 pp.12-15
- ・白石昭臣「地名の二三」 pp.16-17, 21

- ・④勝部正郊「嫁ごさんみ一出雲奥飯石地方一」 pp.18-21
- ・藤原巳代子「出雲路」 pp.22-23
- ・清水兵三「松江地方に行なわれた外来語」 pp.24-32

15号 (1965.1)

- ・桑原視草「ちまき」 p.1
- ・後藤捷一「藍とその染色に就いて 其一」 pp.2-10
- ・③長田染水「藍の買いつけ」 p.11
- ・③小森清「松江市とその近郊の紺屋」 pp.12-13
- ・③岡義重「(霜月雑記) 紺屋のことども」 pp.14-15
- ・奥原国雄「松江の姉様と作者」 pp.16-19
- ・「新指定の民俗資料と無形文化財」 p.19
- ・白石昭臣「地名の二三 (承前)」 pp.20-21
- ・酒井董美「下木部の地主様」 pp.21-22
- ・蓮仏重寿「田中新次郎さんのこと」 pp.23-24
- ・⑫「(清水兵三氏) [部分]」 石村春莊「清水兵三氏と江指盛一氏」 pp.25-26
- ・「訃報 田中新次郎氏、清水兵三氏、江指盛一氏」 p.26
- ・石塚尊俊「〈問題解説〉葬式」 pp.27-34
- ・「新刊紹介：石田隆義著『山陰の民俗と原始信仰』、清水兵三氏著『出雲の民話民謡集』」 p.34

16号 (1965.11)

- ・桑原視草「柿一つ」 p.1
- ・石村春莊「松江の武者風」 pp.2-7
- ・⑦「(石見東部地区の正月行事)」 石田隆義「石見東部の正月行事」 pp.8-11
- ・③小森清「松江市とその近郊の紺屋 (承前)」 pp.12-13
- ・「新刊紹介：萩原龍夫著『祭り風土記 (上)』、今野円輔著『日本迷信集』」 pp.12-13
- ・⑫「(田中新次郎さんとの四日間一採訪日録から一)」 井之口章次「採訪日録一田中新次郎さんとの四日間一」 pp.14-20
- ・③「(柿木村の鵜飼)」 酒井董美「柿木の鵜飼」 pp.20-21
- ・勝部正郊「テープコーダーをひっさげて 民俗芸能収録事業参加の記」 pp.22-26
- ・岡義重「〈霜月雑記〉労働」 pp.26-27
- ・小滝空明「小滝遙」「三刀屋町峯寺吟行抄」[短歌七首] p.27
- ・⑫「(沼になる集落一備後高野山採訪日録一)」 石塚尊俊「沼になる部落一備後高野山採訪日録一」 pp.28-36

3 『山陰民俗研究』 1-15+ (1995-2010+)

1号 (1995.3)

- ・「巻頭言」 p.1
- ・②石塚尊俊「在来信仰の消長一中国地方における在来信仰と地域の宗旨および社会構造の関係一」 pp.3-38
- ・中上明「石見地方神楽舞の芸態分類に関する調査報告及び考察」 pp.39-53
- ・鈴木文子「韓国における出産の不浄観に関する予備的一考察」 pp.55-73
- ・門脇尚子「衣食の変遷と主婦の才覚一奥出雲民俗調査より一」 pp.75-97
- ・大庭良美「村の老人たち一幕末生れの老人の生活体験一」 pp.99-138

2号 (1996.3)

- ・坂田友宏「地主と荒神一山陰の事例を中心に一」 pp.1-18
- ・④「(ムラ生活の諸相一伯耆東伯郡赤碕町大字八幡向原地区下市地区民俗調査の一端一) [部分]」 喜多村理子「神社合祀とムラ社会一大正五年鳥取県東伯郡安田村大字八幡における宮騒動一」 pp.19-111
- ・西村正志「潜水方言考一山陰・山陽の潜水方言の比較一」 pp.113-157
- ・門脇尚子「鋳物師と地域社会一倉吉鋳物師の例一」 pp.159-174
- ・平賀英一郎「若林一弘」「掛合町の「絵取り」」 pp.175-178
- ・大庭良美「日原農村語彙」 pp.179-218

3号 (1997.3)

- ・石塚尊俊「〈第四十八回日本民俗学会講演〉地方にいて思う民俗学の過去将来」 pp.1-32
- ・多田房明「石見東部地域における海・山の交流一行商活動の展開とその影響一」 pp.33-47
- ・岡佳英「千歯(千把・後家倒し)について」 pp.49-53
- ・浅沼政誌「韓国のチブと家族一宅号の再検討一」 pp.55-65
- ・川上勉彦「将棋墓考一中・西伯耆における墓碑の最初と板碑の形式の変遷について一」 pp.67-81
- ・石塚尊俊「石見柿木村下須の萬歳楽」 pp.83-91
- ・小松善則・小林龍雄・山本茂信・吉田政博「但馬浜坂町川下祭りについて」 pp.93-102
- ・永井猛「鳥取県西部の盆踊り」 pp.103-122
- ・酒井董美「山陰の妖怪伝説「七尋女房」の正体」 pp.123-142
- ・酒井董美「〈山陰民俗学会平成八年度大会講演要旨〉仁多郡の昔話「金の犬こ」に見る伝承要素」 pp.143-152

4号 (1998.3)

- ・西村正志「山陰の追込漁の系譜」 pp.1-18
- ・勝部正郊「カンジキの地域差」 pp.19-32
- ・勝部正郊「民俗資料から見る韓国・山陰—ワラ工品とスキ・機具を通して—」 pp.33-40
- ・品川知彦「出雲への神参集伝承の再検討に向けて」 pp.41-64
- ・白石昭臣「稲粃から米・餅へ—稲魂信仰の系譜—」 pp.65-77
- ・平賀英一郎「若林一弘」 「東欧から柳田国男を見る」 pp.79-84
- ・石塚尊俊「柳田国男翁の書翰」 pp.85-108
- ・「〈予告〉山陰民俗学会結成五十周年記念 民俗学の地域差とその基盤を考えるセミナー」 pp.109-111

5号 (2000.3)

- ・田中宣一「講演 伝承の力—これからの民俗学について考える—」 pp.1-22
- ・多田房明「海産物行商活動と農漁村文化の交流—石東海岸地域の事例を中心に—」 pp.23-42
- ・和多須三男「毒流し漁法の民俗の根源《緊急報告》—神楽発生論の確立に向けて—」 pp.43-94
- ・伊藤芳枝「盲僧と民間信仰」 pp.95-104
- ・藤脇久稔「四段吹き」 pp.105-107
- ・石塚尊俊「切目の神楽考」 pp.109-154

6号 (2001.3)

- ・石塚尊俊「民俗研究の反省と願望」 pp.1-20
- ・片山寛志「大原神職神楽の背景と譜本に関する一考察」 pp.21-25
- ・山崎亮「隠岐島前の墓上施設—「スヤ」の現象学に向けて—」 pp.26-38
- ・山下裕作「中国中山間地域農村における伝統的社会集団と地域営農・生活組織」 pp.39-44
- ・浅沼政誌「韓国の祭祀習俗—洞祭を中心に—」 pp.45-55
- ・降井直人「現代人と世間話—トイレの怪談を中心に—」 pp.56-81
- ・近藤直也「島根県下に於ける初誕生儀礼」 pp.82-96
- ・坂田友宏「風鎮めと火伏せの祭り—出雲大社・諏訪大社・智頭諏訪神社の事例から—」 pp.97-104
- ・エリツア・マリノヴァ「日本の風俗における水世界の階層構成と空間的な特性」 pp.105-115
- ・石田武久・山本質素・白石昭臣「第48回日本民俗学会年会シンポジウム 地域社会の形成と民俗」 pp.116-144
- ・「石塚先生によせて」 pp.145-149
 - 下野敏見「南九州から見る石塚尊俊先生」 pp.145-146
 - 野本寛一「金輪柱なす学を仰ぐ—石塚先生の傘壽に寄せて—」 pp.146-147
 - 勝部正郊「石塚先生の思い出」 pp.147-149
- ・酒井董美「書評：石塚尊俊著『山陰民俗—口事典』」 p.150
- ・「新刊紹介：白石昭臣・酒井董美共著『島根の冠婚葬祭』、酒井董美『島根 隠岐の民話』、酒井董美『鳥取ふるさと民話』、小泉時・小泉凡共編『文学アルバム小泉八雲』、平川祐弘編『小泉八雲事典』、米子市史編さん協議会編『新修米子市史』第5巻民俗編」 pp.150-151

7号 (2002.2)

- ・近藤直也「鬼子の文化史（前）」 pp.1-51
- ・板垣貴志「鞍下牛慣行と博労に関する一考察—鞍下牛貸出経営農家の史料紹介—」 pp.52-58
- ・和多須三男「西日本潜水方言考—ツブリ系潜水語とスムの成立—」 pp.59-94
- ・「会員新刊の紹介：石塚尊俊著『出雲国神社史の研究』、森納著『鳥取県の疾病史覚書—明治・大正時代—』、石塚尊俊著『出雲神楽』、石塚尊俊著『神話と祭りと芸能の山陰路』」 p.95

8号 (2003.2)

- ・室山敏昭「アユノカゼの文化誌—漁民の風に対する世界観—」 pp.1-22
- ・中田眞治「御碕さんの祭り」とその背景」 pp.23-39
- ・和多須三男「蜂狩り民俗の本質—クロスズメバチの方言とコキ祝いの蜂の子飯—」 pp.40-54
- ・白石昭臣「生業から見る出雲的世界」 pp.55-63
- ・坂田友宏「地名と神社にみる南九州海人族の足跡—アタ・クマ・カシをキーワードに—」 pp.64-77
- ・片山寛志「真砂」の田植え囃子」 pp.78-80
- ・近藤直也「鬼子」の文化史（後）」 pp.81-109
- ・「会員新刊の紹介：室山敏昭著『「ヨコ」社会の構造と意味—方言性向語彙に見る—』、近藤直也著『「鬼」論序説—その民俗的考察—』、近藤直也著『「鬼子」と誕生餅—初誕生儀礼の基礎的研究 九州沖縄編—』、石塚尊俊著『民俗の地域差に関する研究』、勝部正郊著『神の国の祭り暦』」 p.110

9号 (2004.3)

- ・勝部正郊「講演 民具探訪をふりかえり」 pp.1-8
- ・石橋圭子「出雲・伯耆地方の龍宮信仰」 pp.9-25
- ・松村文「付喪神の誕生—その背景と特異性—」 pp.26-34
- ・藤原宏夫「石見地方における諸神楽の比較音楽研究—大太鼓のリズム分析による神楽の系統分類序説—」 pp.35-49
- ・中上明「神楽能「十羅」・「日御碕」について」 pp.50-73

10号「白石昭臣会長追悼号」(2005.2)

- ・石塚尊俊「白石昭臣君を悼む」p.1
- ・酒井薫美「白石昭臣会長を悼む」pp.2-3
- ・三村泰臣「西中国山地と瀬戸内海の神楽」pp.4-15
- ・和多須三男「樹体告知の民俗誌(1) トートとコトの日一種類にこめられた柳の呪力の源泉」 pp.16-38
- ・中村芳雄「赤崎町における地名の由来——考察——」 pp.39-41
- ・霧理恵子「日本民俗学とフェミニズム」 pp.42-50
- ・品川知彦「平穏無事を志向する宗教性—宝永期・明和期の伊勢神宮への集団参詣現象をめぐって—」 pp.51-59
- ・坂田友宏「小伊津の調査メモから」 pp.60-66
- ・「会員新刊の紹介：坂田友宏著『因伯民俗歳時記』(川上迪彦)、石塚尊俊著『出雲平野とその周辺』(内藤正中)、酒井薫美著『山陰のわらべ歌』(小泉凡)、門脇尚子著『生きる』(浅沼博)、石塚尊俊著『暮らしの歴史』(酒井薫美)」 pp.67-70

11号 (2006.2)

- ・石塚尊俊「山陰民俗の思い出」 pp.1-10
- ・松浦亮「出雲地方における「盆踊り」考」 pp.11-34
- ・福代宏「鳥取の山岳信仰—二つの国峰の比較から—」 pp.35-40
- ・和多須三男「樹体告知の民俗誌(2) 山椒の木の下で歌うなかれ—セツの日と田植儀礼前後の山椒を中心に—」 pp.41-55
- ・石塚尊俊「くらしの証言—七、八十年前の出雲平野の暮らし—」 pp.57-64
- ・金藤洋一郎「大正時代末期の農村の子供」 pp.65-71

12号 (2007.2)

- ・エリツァ・マリノヴァ「日本の異類婚譚における人間の世界と異界の対立—ヨーロッパとの比較—」 pp.1-16
- ・松村文「付喪神と日本の宗教観」 pp.17-23
- ・田文優華「鳥取県西部地方における新方言「へん」についての研究—発生と使用拡大の要因を探る—」 pp.24-37
- ・和多須三男「樹体告知の民俗誌(3)大歳の火と檜そして木地師—木と火と灰のフォークローア—」 pp.38-50
- ・川上迪彦「伯耆日野町の年中行事」 pp.51-63
- ・多田房明「森脇太一生誕百年記念行事によせて」 pp.64-67
- ・「会員新刊の紹介：石塚尊俊著『顧みる八十余年—民俗探訪につとめて—』(酒井薫美)、川上迪彦著『米子の民話散歩』(酒井薫美)」 pp.68-69

13号 (2008.3)

- ・酒井薫美「お別れの言葉」p.1
- ・浅沼博「勝部正郊先生を偲ぶ」p.2
- ・小泉凡「イギリスに渡った出雲の護符」 pp.3-25
- ・和多須三男「樹体告知の民俗誌(4)シンデレラの涙と栃と女の力—栃の実ひろい・灰作り・栃合わせ—」 pp.26-39
- ・大谷めぐみ「島根半島四十二浦巡礼の展開と性格——畑薬師信仰と習合した浦巡礼——」 pp.40-53
- ・原島知子「鳥取の愛宕信仰」 pp.54-64
- ・喜多村正「石見地方のコウジュウ(講中)—島根県瑞穂町の事例—」 pp.65-82
- ・川上迪彦「因幡に残る呪い歌」 pp.83-90
- ・平賀英一郎「若林一弘」柳田国男覚書」 pp.91-124
- ・浅沼博「昭和十年代の稲作り」 pp.125-126

14号 (2009.3)

- ・石井正己「(講演) 郷土研究と出雲—清水兵三と高木敏雄・柳田国男—」 pp.1-14
- ・藤原宏夫「羽須美の神楽—島根県邑智郡邑南町羽須美における神楽の歴史—」 pp.15-26
- ・廣江正幸「出雲地方における参道石造狛犬についての調査報告」 pp.27-43
- ・多田房明「石見銀山遺跡の世界遺産登録調査から—港町・鞆ヶ浦と沖泊の民俗—」 pp.44-58
- ・酒井薫美「出雲地方の荒神分布」 pp.59-66
- ・佐藤忠吉・(反訳・筆録) 喜多村正「木次町宇谷の農村生活」 pp.67-71
- ・「新刊紹介：川上迪彦著『伯耆に生きて—私が見聞した人々の生活文化—』(酒井薫美)、小泉時・小泉凡著『文学アルバム小泉八雲』(酒井薫美)、石原洋三著『東中国山地・木地師の世界』(坂田友宏)、西中国山地民具を守る会編『民具を用いた労働慣行—実践民俗学を提唱して四〇年—』(浅沼政誌)」 pp.72-74
- ・酒井薫美「元理事・川上迪彦先生を悼む」 pp.75-76

15号 (2010.3)

- ・小川直之「(講演) 折口民俗学の可能性—今、なぜ折口信夫なのか—」 pp.1-16
- ・喜多村正「部落という語の変遷」 pp.17-37
- ・山崎亮「石見地方の「森神」をめぐって—明治初年「神社書上帳」を手がかりに—」 pp.39-59
- ・土田拓「伝承としてのハマバタケ—山陰地方海岸砂地調査ノート—」 pp.61-73
- ・錦織稔之「出雲神楽における七座の〈勧請(神降し)〉について—近世役指帳に見える〈注連行事〉の分析から—」 pp.75-87
- ・中田眞治「銀山附役人阿部光格の日記に見る石見銀山社会の暮らし」 pp.89-109
- ・「新刊紹介：酒井薫美著『向かい山猿が三匹とおる—石見の民話・民謡・わらべ歌—』(神本晃)、酒井薫美・藤

井浩基著『島根の民謡―歌われる古き日本の暮らしと文化―』（小泉凡）、坂田友宏著『とっとり民俗文化論』（喜多村正） pp.110-112

4 山陰民俗学会『中国地方における民俗の地域性』[山陰民俗学会結成五十周年記念セミナーの記録]、1999年

- ・勝部正郊「開会の辞」 pp.1-2
- ・坂田友宏「民俗の分布から見た山陰の地域」 pp.3-20
- ・白石昭臣「出雲・石見・安芸の民俗」 pp.21-36
- ・佐藤米司「吉備地方の民間伝承」 pp.37-47
- ・日野西眞定「地域の宗教と民俗―とくに真言寺院の年中行事について―」 pp.49-78
- ・藤井昭「山陰・山陽の民俗―安芸を中心として―」 pp.79-104
- ・金谷匡人「ならしの力と民俗の応用力―防長の場合―」 pp.105-126
- ・石田寛「山陰民俗を見る眼、差異と共通点」 pp.127-148
- ・乗本吉郎「過疎の実態調査メモから」 pp.149-170
- ・坂田友宏・白石昭臣・佐藤米司・日野西眞定・藤井昭・金谷匡人・石田寛・乗本吉郎・石塚尊俊「総合討議」 pp.171-196
- ・石塚尊俊「閉会の辞」 p.197
- ・「参考資料」 pp.199-213
- ・「関連論文」 pp.215-294
 - 日野西眞定「平家落人伝承と熊野（ゆうや）」 pp.217-245
 - 石塚尊俊「明治改革以前における村氏神の地域性―近世地誌による中国地方十二カ国の比較―」 pp.247-294

※関連図書

○山陰民俗学会編『傳承 上下』（国書刊行会、1981年）

○石塚尊俊編『山陰の祭祀伝承』（山陰民俗学会、1997年）

○山陰民俗学会編『山陰民俗叢書』（島根日日新聞社、1995-2000年）

- ①『柳田國男 抄』1995.6
- ②『民俗の地域性』1996.9
- ③『生業と用具』1995.12
- ④『村と家・人生』1998.8
- ⑤『葬・墓・祖霊信仰』1997.8
- ⑥『家の神・村の神』1998.2
- ⑦『年中行事』1995.9
- ⑧『祭りの組織と行事』1999.3
- ⑨『神楽と風流』1996.4
- ⑩『言語伝承』1997.3
- ⑪『古老の生活体験』1999.6
- ⑫『採訪記・人物誌』2000.1

[付記] 本稿の作成は、「2010年度島根大学法文学部山陰研究センター・人文社会諸科学の基盤形成事業」の一環でもある。

（やまざき まこと 島根大学法文学部教授）

松江市史編纂日誌

1. 松江市史編纂における主な活動状況

(平成20年度)

平成20年

期 日	内 容	備 考
7月4日	第1回 松江市史編纂検討委員会	〔議題〕 ①市史の編纂方針 ②市史の内容（構成）
7月25日	松江市史編纂検討小委員会	〔議題〕 松江市史編纂基本計画（素案）について ・出版計画 ・執筆者 など
7月31日	松江市史編纂検討小委員会	〔議題〕 松江市史編纂基本計画（素案）について 1) 具体的な編集構成 2) 出版予定年 3) 完成年 4) 大まかな時期区分 5) 編集・執筆陣の基本方針 など
8月28日	第2回 松江市史編纂検討委員会	〔議題〕 松江市史編纂基本計画（素案）について ・松江市史編纂の必要性和目的、松江市の目指す新しい市史 ・市史編纂の方針 ・市史の内容、出版計画 ・市史編纂上の基礎調査と付帯出版物 ・市史編纂体制
9月2-6日	松江藩家老三谷家文書調査	
9月30日	松江市史編纂検討小委員会	〔議題〕 松江市史編纂基本計画について
10月8日	第3回 松江市史編纂検討委員会	〔議題〕 松江市史編纂基本計画について
10月20日	松江市史編纂基本計画提出	松江市史編纂検討委員会藤岡大拙委員長から松浦正敬松江市長へ

(平成21年度)

平成21年

期 日	内 容	備 考
6月15日	第1回 松江市史編纂委員会	〔議題〕 ①松江市史編纂基本計画について ②松江市史の構成と出版計画について ③松江市史編纂体制について ④平成21年度事業計画について
6月21日	第1回 松江市史編集委員会	〔議題〕 ①第1回松江市史編纂委員会（6月15日開催）の報告について ②松江市史各巻の体裁について ③史料編「近世Ⅰ」の構成・掲載史料・体裁について
6月21日	原始古代史部会	〔議題〕 ①部会の任務と構成の検討 ②史料編・通史編の編纂方針の検討
6月21日	中世史部会	〔議題〕 ①史料編の編纂について

6月21日	近世史部会	〔議題〕①史料編「近世Ⅰ」の内容について ②通史編の項目案について ③今後の調査対象史料について
6月21日	近現代史部会	〔議題〕①市史編纂計画と近現代編の位置付けについて ②松江市近現代史上の主要問題について ③近現代編の編纂日程について など
6月21日	近現代史料調査	松江市役所総務課書庫所蔵史料調査
6月22日	民俗部会	〔議題〕①調査項目の分担、合同調査の予定、調査方針等の検討
7月27日	自然環境部会	〔議題〕①出版計画に向けた準備
7月29日 －8月1日	松江藩家老三谷家文書調査	
8月9日	近現代史部会	松江市域巡見
8月10日	近現代史部会	〔議題〕①近現代編の編纂方針について ②編集年次計画と平成21年度計画について ③研究報告
8月21日	民俗調査	恵曇地区聴き取り調査
8月23日	民俗調査	八束地区聴き取り調査
8月23日	考古専門部会	〔議題〕①史料編「考古資料」の編集方針の検討
8月24日	第2回 松江市史編集委員会	〔議題〕①各専門部会の進捗状況について ②平成22年度事業計画について ③史料編『考古資料編（原始・古代・中世）』（仮題）の編集方針について
8月24日	原始古代史部会	〔議題〕①史料編の編集方針の検討
8月24日	中世史部会	〔議題〕①史料編の編集の作業内容とその進め方について
8月24日	近世史部会	〔議題〕①史料編「近世Ⅰ」の内容検討について ②史料編「近世Ⅱ」の掲載史料候補について
8月25日	民俗調査	美保関地区聴き取り調査
8月28日	民俗調査	秋鹿地区聴き取り調査
8月30日	民俗調査	片江地区聴き取り調査
9月9日	自然環境部会	〔議題〕①工程表の検討
9月21日	考古専門部会	〔議題〕①史料編「考古資料」の掲載遺跡、判型、遺跡一覧等の検討
10月17日	古代専門部会	〔議題〕①史料編「古代・中世Ⅰ」の判型、版面設定、掲載史料の検討
10月27日	考古専門部会	〔議題〕①史料編「考古資料」の掲載遺跡・執筆者、凡例等の検討
10月30日	第2回 松江市史編纂委員会	〔議題〕①松江市史編纂事業の進捗状況について ②松江市史編纂体制について
11月1日	「市史編纂だより①」発行 (市報松江11月号に掲載)	〔タイトル〕松江市史の編纂が始まりました ・市史編纂の必要性 ・市史編纂の基本方針 ・松江市史の構成 ・出版計画

11月18日	考古専門部会	〔議題〕 ①史料編「考古資料」の版面、資料集成、個別遺跡解説等の検討
12月25日	考古専門部会	〔議題〕 ①史料編「考古資料」のスケジュール、版面設定、執筆要領の検討

平成22年

1月27日	考古専門部会	〔議題〕 ①史料編「考古資料」の執筆状況の確認 ②史料編「考古資料」の資料集成の検討
3月1日	「市史編纂だより②」発行 (市報松江3月号に掲載)	〔タイトル〕 松江市史への思い(編纂委員)
3月3日	考古専門部会	〔議題〕 ①史料編「考古資料」の執筆状況イメージ、掲載遺跡の追加の検討
3月14日	古代専門部会	〔議題〕 ①史料検索の進捗状況の確認 ②史料編「古代・中世Ⅰ」の構成の検討
3月30日	民俗部会	〔議題〕 ①調査結果の報告 ②平成22年度調査地区の確認

2. 松江市史料編纂室史料調査活動一覧（目録作成分）

平成21年度末現在

（平成19年度）

調査先・史料名	史料所在地	備 考
阿部家（旧香西家）	京田辺市薪長尾谷	『乙部家等古文書史料調査目録』に収録
園山家	松江市北堀町	〃
乙部家	松江市東奥谷町	〃
櫻井家	松江市北堀町	〃
三谷家（別置文書）	松江市上乃木	〃
小竹原家（柳多家旧蔵文書）	松江市浜乃木	〃
信楽寺（瀧川家・新屋旧蔵文書）	松江市堅町	〃
大橋家文書	松江市末次町	〃
長岡家文書	松江市白潟本町	〃
定秀家（北国屋）	東京都世田谷区瀬田	〃
石川家	北海道苫小牧市	
網干屋襖史料	松江市末次町	
忌部公民館	松江市東忌部町	
古志原公民館	松江市古志原	
城北公民館	松江市北堀町	
横井家	松江市末次町	

（平成20年度）

調査先・史料名	史料所在地	備 考
月照寺	松江市外中原町	『乙部家等古文書史料調査目録』に収録
松江神社	松江市殿町	〃
神谷家	松江市北堀町	〃
清巖寺	松江市内中原町	〃
石田家	松江市内中原町	〃
千手院	松江市石橋町	〃
売布神社（中世）	松江市和田見町	〃
落合家	松江市内中原町	〃
圓成寺	松江市栄町	〃
乙部家（分家）	松江市上乃木	
円流寺	松江市西尾町	
長野家	松江市古志町	
末次商人断簡類	松江市末次町	
古江公民館	松江市古曾志町	
津田公民館	松江市東津田町	
竹矢公民館	松江市竹矢町	
上講武公会堂	松江市鹿島町	
南講武村区長史料	松江市鹿島町	
北講武村史料	国文学研究資料館	

（平成21年度）

調査先・史料名	史料所在地	備 考
森本家	北海道帯広市	
神田家	出雲市下古志町	
奥村家	松江市菅田町	
小田家	松江市南田町	
内村家	松江市外中原町	
鷗鷗家	松江市西川津町	
大森家	安来市赤江町	
山久瀬家	松江市西茶町	
和田家	松江市末次町	
持田公民館	松江市東持田町	
古浦集会所	松江市鹿島町	

附 松江市史編纂基本計画

松江市史編纂基本計画

1. 新しい松江市史について

(1) 松江市史編纂の必要性と目的

松江開府400年を迎え、地域の歴史を見直そうという気運が高まる中で、平成22年（2010）には松江歴史館の開館が予定されている。松江の歴史と文化を学ぶことにより、改めて現在を見つめ直し、先人の経験と知恵を活かして未来を展望するための中核施設が出来上がることに併せ、施設の諸機能を支える歴史情報、特に松江藩の時代に関するものの集積が求められている。

また、昭和16年（1941）に、当時としては高い水準の松江市誌（旧版松江市誌）が出版され、以来、数次の市誌が編纂されたが、旧版松江市誌の発刊から60年あまりが経過し、松江市域を含めた全国的な歴史研究については大きな進展が見られた。中国・朝鮮半島に対面する日本海岸に立地し、近世城下町を前身とする都市であり県都でもある松江は、国際文化観光都市として、最新の学問成果と史料に基づいた全国的視点に立った松江市史の編纂が求められている。新しい市史では、松江市の歴史を通史的に記述する「通史編」と、基本史料をまとめた「史料編」から構成されるものとしなければならない。史料は地域の歴史の真実を集積した基礎をなすものであり、地域の歴史を見直し、顕彰し、未来を見とおすためには、「史料編」に重点を置く必要がある。

一方、平成17年（2005）の市町村合併により誕生した新松江市では、これまで公民館区や旧町村単位で、いくつかの小地域史や自治体史がまとめられているものの、貴重な史料の急速な散逸が懸念されとともに、島根県外においても松江市関連史料の存在も確認されていることから、早急に史料の調査・収集・保存・資料化（体系的整理）が求められている。特に近世・近代の史料は、これまで十分に調査がなされていないことから、緊急な対応が必須な状況である。

さらに、地方分権、厳しい財政状況、道州制の導入等予想される時代の変化に対応し、地域の歴史の中に、地域の未来を見つける努力を始めるためにも、改めて松江市の歴史を総合的に編纂する必要がある。

以上の観点から、新しい松江市史を編纂する目的は次のとおりである。

- ① 松江開府400年を契機とした大事業として、松江市域における最新の地域史研究の成果を集結させた、県都にして国際文化観光都市である松江にふさわしい「全国・世界に誇れる、史料編に重点を置く『松江市史』」を後世に伝えていく。また、松江歴史館の開館に併せ、松江藩の歴史については重点的に取り組む。
- ② 松江市に関係する歴史史料をこの機会に全国的視野で徹底的に調査・収集・保存・資料化（体系的整理）することで、今後の史料の散逸を防ぎ、その活用を図る。
- ③ 時代の変化に対応していくため、地域の過去の歩みを明らかにすることによって、現在を見つめ直し、そこから地域と地域に住む人々の進むべき未来を見とおしていく。

(2) 松江市の目指す新しい市史

市町村史は、専門家（研究者）に執筆を依頼し、それを住民に示すといったタイプのもの、ある

いは地元の人たちだけで作り上げてしまうタイプのものがある。

松江市の目指す新しい市史は住民、行政、専門家が共に地域について考え、知恵を出し合ってまとめ作り上げていくべきものであり、このことによって現在の学問レベルに裏打ちされた、住民のための新しい市史ができるのである。

2. 市史の編纂方針と内容、計画

(1) 市史編纂の方針

[通史編について]

通史編については学問的に信頼されるものであり、最新の歴史学研究の成果を盛り込んだものでなくてはならない。史料編を踏まえて通史編が執筆されるという歴史学の学問的方法（事実に基づいて過去を総括する）をとり、執筆にあたっては、歴史学研究の到達点を踏まえ、現在の学問レベルを反映できる専門家が中心となる。また、松江市域という地域の側に視点を据え、全国的・世界的な視点から見た松江市の持つ地域的独自性を解明すると同時に、松江市の歴史をとおして日本・世界を問い直し、一方で日本・世界の歴史の中に松江市の歴史を位置づけるよう試みる。

[史料編について]

市民が地域に残された史料（資料）を基に地域を見直し、顕彰し、未来を見とおすためには通史編だけではなく、史料編に重点を置く必要がある。

この松江市史における史料編には、次の4つの性格をもたせる。

① 史料そのものの現在における歴史的総括

現時点で史料の所在を可能な限りくまなく確認し、その史料を活字化して網羅することで、歴史の検証を可能にし、後世へ史料を引き継ぐことができる。

そのためには、「史料編」は永久性・普遍性をもたなければならない。

② 「通史編」叙述の根拠の明示

「通史編」が歴史的事実に基づき記述されているという根拠を示すものである。

③ 市民のための歴史研究の基礎資料

原文そのままの史料では一般には難解なため、句読点、返り点等を付し、内容によっては解説などを付ける必要がある。

④ 松江藩とその時代の歴史の重視

松江開府400年を契機に編纂を開始するこの松江市史では、これまで十分な史料調査がされていないため明らかにされてこなかった松江藩の歴史を解明するため、可能な限り多くの史料を掲載する。

史料の収集、編纂にあたっては市民の皆さんの協力をいただくとともに、専門家の指導の下に、行政内におかれる編纂組織（室）スタッフがあたる。

[別編について]

松江城といったあるテーマで特筆すべきものは、本編と資料編をあわせた別編として編纂する。

〔市民のための市史〕

新しい市史は、市民のための市史を目指すものであり、その成果は逐次公開される必要がある。市史編纂事業の終了時には、地域の歴史を活かす観点と、史料保存の意識が松江市民に備わっていることを目標とする。

そのためには、執筆者は編纂過程で市民との座談会や講演会等により意見交換や情報提供するなど、市民とともに市史を作り上げる必要がある。

なお、学問的なレベルを確保し、歴史的検証に耐えうる市史とするためには、一般市民に分り易いものにするとしても限界があるため、一般市民向けの付帯出版物や松江の将来を担う子供向けの副読本などを出版する必要がある。

（２）市史の内容

新松江市史は、通史編 5 巻、史料編11巻、別編 2 巻の合計18巻を予定とする。

なお、冊子に加えて、デジタル化が望ましい史（資）料やデータはデジタル化して、CDやDVDなどの媒体でも刊行する。

〔通史編〕

- 1 巻『自然環境・原始・古代』
- 2 巻『中世』
- 3 巻『近世（一）』
- 4 巻『近世（二）』
- 5 巻『近現代』

〔史料編〕

- 1 巻『地質・自然環境』
- 2 巻『考古資料』
- 3 巻『古代・中世Ⅰ』
- 4 巻『中世Ⅱ』
- 5 巻『近世Ⅰ』
- 6 巻『近世Ⅱ』
- 7 巻『近世Ⅲ』
- 8 巻『近世Ⅳ』
- 9 巻『近現代Ⅰ』
- 10巻『近現代Ⅱ』
- 11巻『絵図・地図』

〔別編〕

- 1 巻『松江城』
- 2 巻『民俗』

なお、時代区分については、次のとおりとする。

〔原始・古代〕（～11世紀）～11c

〔中世〕（11世紀末～慶長 5 年）11c末～1600

〔近世〕（慶長 5 年～明治 4 年）1600～1871

[近代] (明治4年～昭和の大合併) 1871～1955

[現代] (昭和の大合併～平成の大合併) 1956～2007

(3) 市史編纂上の基礎調査と付帯出版物

① 基礎調査

市史編纂をおこなって行くために、次の基礎調査を実施する必要がある。基礎調査の実施にあたっては、後述の市史編纂室が主としてあたる。

[記録史料悉皆調査]

市史を出版するときに重要になるのは地域に残された記録史料がどれだけあるかである。松江では悉皆調査(地域に残された全ての古文書等の所在と内容を明らかにする調査)がおこなわれていない。そこで、これらの所在確認のための調査体制を組むとともに、市史編纂上不可欠の解読作業を専門スタッフによる行政内作業として組織的に進める必要がある。なお、調査の成果を史料目録として可能な限り刊行する。

[松江城調査]

松江市史の編纂が、松江開府400年を契機とした事業であることを考慮し、松江市においては、そのシンボルの遺跡である松江城及び松江城町形成に関連する調査を実施し、「松江城研究」を深めていく必要がある。成果については市史の別編に掲載する。

[松江市域での図書出版物調査]

松江市域で出版された図書は、松江市史記述の基礎となるため、松江市域で出版された図書について調査し、解題を作成する必要がある。成果については市史の別編あるいは市史の付帯出版物としてまとめていくことが望ましい。

[石造物調査]

石造物については、劣化が著しいものもあり、早急に所在の確認、図化、採拓等が必要である。松江市域に残された石造物のうち、五輪塔、宝篋印塔、銘文を持つ石碑、紀年銘を持つ石造物等を中心に調査を進める必要がある。成果については市史の別編あるいは市史の付帯出版物としてまとめていくことが望ましい。

[建造物調査]

老朽化や開発事業により、近代建築物等存続が危ぶまれる建造物も多くあるため、早急に所在の確認、図化等が必要である。成果については市史の別編あるいは市史の付帯出版物としてまとめていくことが望ましい。

[戦争体験調査]

聴き取り・座談会の開催、手記の公募などにより戦争体験内容を調査する必要がある。成果については市史の付帯出版物としてまとめていくことが望ましい。

[新聞記事採録調査]

近代以降松江の歴史を調べるためにも、新聞記事から松江の出来事を採録する必要がある。成果については市史の付帯出版物としてまとめていくことが望ましい。

[統計史料調査]

近代以降は自治体で統計資料を出版しているので、これら統計史料を調査する必要がある。成果については市史の付帯出版物としてまとめていくことが望ましい。

[民俗調査]

市内の民俗調査を実施する必要がある。成果については市史の別編に掲載する。

[地名、伝承調査]

民俗調査とともに地名伝承調査を実施する必要がある。成果については市史の付帯出版物としてまとめていくことが望ましい。

[自然環境調査]

地球温暖化など環境の変化が著しい昨今、将来に伝えていきたい自然環境を記録することは重要である。成果については市史の史料編の『地質・自然環境』に掲載する。

② 付帯出版物

市史編纂をおこなって行くために、次の付帯出版物を出版することが効果的である。

[松江市ふるさと文庫]

編纂事業の成果等を市民向けに分かりやすく伝えるもの。

[松江市歴史叢書（市史研究）]

市史編纂過程での執筆者の研究状況を報告し、紀要の役割をも果たすもの。

[松江市歴史史料集]

市史史料編には含めないが、市史執筆上、重要かつ、松江市の歴史を知る上で必要な史料の集成。

[松江市史副読本]

市史編纂の成果等を子供向けに分かりやすく伝えるもの。学校などと連携して編集する必要がある。なお、市史の刊行を踏まえて発行するものである。

[松江市歴史年表・松江市史索引]

市史の通史編の各巻に掲載した年表と索引をまとめて、市史を活用しやすいようにするもの。

なお、市民や子供たちに、このふるさと松江をより理解してもらうため、これらの出版物は市史完成後も随時出版する必要がある。

（４）出版計画

- ① 平成20年度より編纂事業を開始する（平成20年度に市史編纂基本計画を策定）。
- ② 通史編 1 巻『自然環境・原始・古代』は平成26年度（2014年度）に出版する。
- ③ 通史編 2 巻『中世』は平成27年度（2015年度）に出版する。
- ④ 通史編 3 巻『近世（一）』は平成28年度（2016年度）に出版する。
- ⑤ 通史編 4 巻『近世（二）』は平成29年度（2017年度）に出版する。
- ⑥ 通史編 5 巻『近現代』は平成30年度（2018年度）に出版する。
- ⑦ 史料編 1 巻『地質・自然環境』は平成30（2018年度）年度に出版する。
- ⑧ 史料編 2 巻『考古資料』は平成23（2011年度）年度に出版する。
- ⑨ 史料編 3 巻『古代・中世Ⅰ』は平成24年度（2012年度）に出版する。
- ⑩ 史料編 4 巻『中世Ⅱ』は平成25年度（2013年度）に出版する。
- ⑪ 史料編 5 巻『近世Ⅰ』は平成22年度（2010年度）に出版する。

（『近世Ⅰ』は松江開府400年祭期間中に出版する。）

- ⑫ 史料編 6 巻『近世Ⅱ』は平成24年度（2012年度）に出版する。
- ⑬ 史料編 7 巻『近世Ⅲ』は平成26年度（2014年度）に出版する。
- ⑭ 史料編 8 巻『近世Ⅳ』は平成27年度（2015年度）に出版する。
- ⑮ 史料編 9 巻『近現代Ⅰ』は平成28年度（2016年度）に出版する。
- ⑯ 史料編10巻『近現代Ⅱ』は平成29年度（2017年度）に出版する。
- ⑰ 史料編11巻『絵図・地図』は平成25年度（2013年度）に出版する。
- ⑱ 別編 1 巻『松江城』は平成29年度（2017年度）に出版する。
- ⑲ 別編 2 巻『民俗』は平成26年度（2014年度）に出版する。

※年表は通史編の巻末に、索引は各編の巻末に収録する。

[出版計画（表）]

平成	[通史編]	[史料編]	[別編]
22年度		『近世Ⅰ』	
23年度		『考古資料』	
24年度		『古代・中世Ⅰ』 『近世Ⅱ』	
25年度		『中世Ⅱ』、『絵図・地図』	
26年度	『自然環境・原始・古代』	『近世Ⅲ』	『民俗』
27年度	『中世』	『近世Ⅳ』	
28年度	『近世（一）』	『近現代Ⅰ』	
29年度	『近世（二）』	『近現代Ⅱ』	『松江城』
30年度	『近現代』	『地質・自然環境』	

※ 執筆原稿の締切は出版年度の前年度末とする。

※ 通常 1 ヶ年度で自治体史を複数冊出版することは困難であるため、印刷・発行を円滑にするため、自治体史の出版実績、歴史の基礎知識や校正能力等が十分にある印刷業者を選定する必要がある。

3. 市史編纂体制の整備

（1）編纂委員会

市史編纂とその成果を市民に還元していくための基本的事項を決定するために、市史編纂委員会を設置する。この委員は、地元住民代表、専門研究者で構成する。

（2）編集委員会

市史全体の編集を中心となっていくとともに必要な史料の調査・整理及びその総括を行う編集委員会を設置する。この委員は、市史編纂委員会の専門研究者に各分野の専門家を数名加えて構成する。

（３）専門部会

専門分野ごとに具体的な内容の調整を図るため、専門部会を設置する。この委員は、各専門分野の編集委員に各分野の専門家を数名加えて構成する。執筆者は各分野で複数の執筆者になると考えられる。

（４）史料編纂室

市史編纂を円滑に遂行していくために、行政内に史料編纂室を設置する。計画どおり短期間で作業を進めていくために、史料編纂室では次の職務をおこなう必要がある。

- ① 市史編纂上必要な事務の実施。
- ② 中世、近世、近代文書の悉皆調査とその解読作業。
- ③ 執筆者の求めに応じた史料収集の補助。
- ④ 市史編纂が住民とともに進められるような企画(講演会開催、編纂経過報告の発刊等)を松江歴史館とともに実施。
- ⑤ 市民・住民の代表として「市民のための市史」となるためのチェック機能。

また、これらの職務を実施するために、史料編纂室には市史編纂担当者及び、古文書解読能力を備えた専門職の配置が必要である。

ただし、史料編纂室のスタッフのみでは、膨大かつ広範囲にある史料の調査及び解読に限界があるため、史料調査・解読作業の一部をその能力のある外部へ委託する必要がある。

なお、史料の保管や調査・解読作業などが行えるように、史料編纂室には十分なスペースが必要となる。

〔計画策定・改訂履歴〕

平成20年10月 策定

平成21年10月 改訂

平成22年10月 改訂

松江市史編纂検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 新しい松江市史の編纂方針を定める松江市史編纂基本計画を策定するため、松江市史編纂検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15名で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公共的団体等の役員及び職員（行政委員）

(2) 県内で学識経験を有する者（地元有識者委員）

(3) 自然環境、原始古代史、中世史、近世史、近代史の専門家（専門委員）

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する副委員長がその職務を代理する。

(委員)

第4条 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、松江市教育委員会文化財課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月2日から施行する。

松江市史編纂検討委員会委員名簿

平成20年 6 月 2 日現在

氏 名	所属及び役職	委員区分	備考
藤岡 大拙	荒神谷博物館館長	地元有識者	委員長
木幡 修介	松江市文化財保護審議会会長	地元有識者	
安部 登	松江郷土館館長	地元有識者	
乾 隆明	松江市文化財保護審議会委員	地元有識者	
岡部 康幸	山陰中央新報社報道部主幹（論説委員）	地元有識者	
高安 克己	島根大学名誉教授	専門（自然環境）	
勝部 昭	松江市文化財保護審議会委員	専門（原始古代史）	
井上 寛司	島根大学名誉教授	専門（中世史）	副委員長
小林 准士	松江市文化財保護審議会委員、島根大学法文学部准教授	専門（近世史）	
竹永 三男	島根大学法文学部教授	専門（近代史）	
友森 勉	松江市教育委員会理事	行政	副委員長
川原 良一	松江市総務部長	行政	
原 厚	松江市財政部長	行政	
森 秀雄	松江市観光振興部長	行政	
杉谷 充久	松江市教育委員会副教育長	行政	

事務局名簿

氏 名	所属及び役職		
吉岡 弘行	松江市教育委員会文化財課長		
稲田 信	松江市教育委員会文化財課長補佐		
内田 文恵	松江市教育委員会文化財課史料編纂係長		
山根 正明	松江市教育委員会文化財課史料編纂係専門官		
宍道 正年	松江市教育委員会文化財課史料編纂係専門官		
和田 美幸	松江市教育委員会文化財課史料編纂係嘱託員		
福井 将介	松江市教育委員会文化財課史料編纂係嘱託員		
沼本 龍	松江市教育委員会文化財課史料編纂係嘱託員		
木下 誠	松江市教育委員会文化財課文化財係副主任		

松江市史編纂委員会設置要綱

(設置)

第1条 松江市史（以下「市史」という。）を編纂するため、松江市史編纂委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市史編纂全般に関わる基本的事項及び事業内容を協議する。

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の編纂委員（以下「委員」という。）で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- 一 県内で学識経験を有する者
- 二 松江市文化財保護審議会会長
- 三 自然、原始古代、中世、近世、近現代、民俗、歴史地理の専門家
- 四 松江市副市長

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(編集委員会)

第7条 市史編纂事業を具体的に推進するため、委員会に編集委員会を置く。

2 前項の規定による編集委員会については、市長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、松江市教育委員会文化財課史料編纂室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営、その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月20日から施行する。

松江市史編纂委員会 委員名簿

平成23年 3 月25日現在

氏 名	所属及び役職	委員区分	備 考
安部 登	郷土史家	県内で学識経験を有する者	
乾 隆明	松江市文化財保護審議会委員	県内で学識経験を有する者	
岡部 康幸	山陰中央新報社編集局生活文化部主幹	県内で学識経験を有する者	
藤岡 大拙	松江市文化財保護審議会会長	松江市文化財保護審議会会長	委員長
高安 克己	島根大学名誉教授	専門家（自然）	
勝部 昭	松江市文化財保護審議会委員	専門家（原始古代）	
井上 寛司	松江市文化財保護審議会委員、 島根大学名誉教授	専門家（中世）	副委員長
小林 准士	松江市文化財保護審議会委員、 島根大学法文学部准教授	専門家（近世）	
竹永 三男	島根大学法文学部教授	専門家（近現代）	
喜多村 正	島根大学名誉教授	専門家（民俗）	

松江市史編集委員会設置要綱

(設置)

第1条 松江市史編纂委員会設置要綱第7条の規定により、松江市史編集委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 市史編纂事業の具体的な内容の企画・立案・実施
- 二 市史全体の編集
- 三 市史編纂に必要な資料の調査及び整理並びにその総括

2 委員会は、その職務の実施状況、経過等について、編纂委員会に報告しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、25名以内の編集委員（以下「委員」という。）で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- 一 松江市史編纂委員会設置要綱第3条第3号の規定により編纂委員に委嘱された者
- 二 その他編纂委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 市史各巻の執筆内容を各専門分野で検討するため、委員会に専門部会を置く。

2 専門部会の専門委員については、委員会で検討する。

3 編纂委員又は委員が、該当する専門部会の部会長となる。

4 専門委員以外の者にも、市史の執筆を依頼することができる。

(資料の調査及び整理)

第8条 委員以外の者にも市史編纂に必要な資料の調査及び整理を依頼することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、松江市教育委員会文化財課史料編纂室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営、その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月20日から施行する。

松江市史編集委員会 委員名簿

平成23年 3 月25日現在

専門分野 (所属部会)	氏 名	所属及び役職	備 考
自然環境	高安 克己	島根大学名誉教授	編纂委員
原始古代史	勝部 昭	松江市文化財保護審議会委員	編纂委員
原始古代史	西尾 克己	島根県古代文化センター長	
原始古代史	大日方克己	島根大学法文学部教授	
原始古代史	佐藤 信	東京大学大学院人文社会系研究科教授	
中世史	井上 寛司	松江市文化財保護審議会委員、 島根大学名誉教授	委員長 編纂委員
中世史	西田 友広	東京大学史料編纂所助教	
中世史	川岡 勉	愛媛大学教育学部教授	
中世史	長谷川博史	島根大学教育学部准教授	
近世史	小林 准士	松江市文化財保護審議会委員、 島根大学法文学部准教授	副委員長 編纂委員
近世史	岸本 覚	鳥取大学地域学部准教授	
近世史	鳥谷 智文	松江工業高等専門学校 人文科学科准教授	
近世史	東谷 智	甲南大学文学部准教授	
近世史	三宅 正浩	日本学術振興会特別研究員	
近世史	渡辺 浩一	人間文化研究機構 国文学研究資料館教授	
近現代史	竹永 三男	島根大学法文学部教授	編纂委員
近現代史	伊藤 康宏	島根大学生物資源科学部教授	
近現代史	居石 正和	島根大学法文学部教授	
近現代史	能川 泰治	金沢大学准教授	
近現代史	鬼嶋 淳	佐賀大学文化教育学部講師	
民俗	喜多村 正	島根大学名誉教授	編纂委員
松江城	山根 正明	松江市教育委員会文化財課 史料編纂室専門官	
絵図・地図	大矢 幸雄	島根地理学会会長	

※ゴシック：部会長

松江市史専門委員名簿

平成23年 3 月25日現在

部 会		部 会 員	所属、役職等
自然環境部会		佐藤 仁志	松江市文化財保護審議会委員
		越川 敏樹	島根県立宍道湖自然館ゴビウス館長
		杵村 喜則	松江市文化財保護審議会委員
		浜田 周作	元松江地方気象台長
原始古代史部会		丹羽野 裕	島根県埋蔵文化財調査センター調査第1グループ課長
		山田 康弘	島根大学法文学部准教授
		松本 岩雄	島根県教育庁文化財課長
		平石 充	島根県立古代出雲歴史博物館専門学芸員
		野々村安浩	島根県古代文化センター専門学芸員
		森田喜久男	島根県立古代出雲歴史博物館専門学芸員
中世史部会		原 慶三	松江商業高等学校教諭
近世史部会		伊藤 昭弘	佐賀大学地域学歴史文化研究センター准教授
		宇野田尚哉	大阪大学大学院文学研究科准教授
		沢山美果子	岡山大学大学院客員研究員、国立民族学博物館特別客員教授
		多久田友秀	島根近世史研究会会員
民俗部会		中村 幹雄	日本シジミ研究所代表取締役
		成相 脩	日本古民家研究会理事長
		藤原 宏夫	島根県古代文化センター研究員
		山崎 節枝	日本民俗学会会員
		喜多村理子	新鳥取県史専門部会委員
		山崎 亮	島根大学法文学部教授
		品川 知彦	島根県教育庁文化財課企画員
		中上 明	三刀屋高等学校教諭
		永井 猛	米子工業高等専門学校教授
		酒井 董美	山陰民俗学会会長
		浅沼 政誌	島根県立古代出雲歴史博物館交流・普及グループ課長
松江城部会	文献・歴史地理	渡辺 理絵	山形大学農学部准教授
	城郭史	中井 均	長浜市長浜城歴史博物館館長
		松尾 信裕	大阪城天守閣館長
		先山 徹	兵庫県立大学自然・環境科学研究所准教授
		乗岡 実	岡山市教育委員会文化財課文化財副専門監
		山上 雅弘	兵庫県立考古博物館埋蔵文化調査部担当課長補佐
	土木史	河原莊一郎	松江工業高等専門学校環境・建設工学科教授
	建築史	和田 嘉宥	松江市文化財保護審議会委員
		足立 正智	松江市文化財保護審議会委員
絵図・地図部会		川村 博忠	元山口大学教授
		高安 克己	島根大学名誉教授
		上杉 和央	京都府立大学文学部准教授
		乾 隆明	松江市文化財保護審議会委員
		内田 融	島根県立古代出雲歴史博物館総務部長
		阿部 志朗	浜田高等学校教諭

宗教施設と宗教者身分からみた近世出雲の特徴——松江市域を中心に——

松江市史編集委員 小林 准 士

はじめに

キリスト教禁止後の近世においては、北海道と沖縄を除く日本列島内の村や町に、宗教施設として仏教寺院と神社のあることが普通であった。特に寺檀関係の成立が一般化する一七世紀後半以降、菩提寺に葬祭を依頼する一方、神社の祭祀を通じて五穀豊穡や豊漁を祈ったり、祈祷寺や神社に家内安全等を願ったりすることが、人々の信仰の一般的な傾向となっていたのである。

しかし、寺院が属する仏教の宗派や、神社の管理を行う宗教者の種類については、地域的な差異が大きく、地域における宗派あるいは宗教者身分の構成に依じて、寺院と神社との関係も異なっていた。このうち、寺院が属する仏教宗派の構成については、統計処理が可能な史料を用いて、旧国郡単位の傾向を析出する研究が各地域で進んでおり、島根県地域に即しても、特に石見地方における浄土真宗寺院の多さに着目した研究がすでに存在している。^{①②}

一方、神社と宗教者との関わりについては、特定の地域を単位として分析した研究が少なく、同一地域における寺院の宗派別構成との相関性まで視野に入れて考察したものとなると、わずかしかない。^③ こうした状況の中、注目されるのは、安芸国を対象にした有元正雄や引野亨輔の研究である。特に引野は、浄土真宗が優勢な安芸国山県郡においては、真宗僧侶が神祇祭祀等に関与しなかったために、かえって神職の職掌が確保された結果、その身分的

な自立が促されたということを、同国生口島における真言宗の寺院による神社支配の事例と対比しつつ指摘した。^⑤ 真言宗が優勢な関東地方とくに武蔵国において、寺持ちの神社が五四%を占め、神職持ちの社が四%に過ぎないという傾向を示すことなども踏まえるならば、寺院の宗派別構成に関する分析と神社の管理者に対する分析とを合わせて行い、地域の宗教的環境を捉えるべきことを、引野の研究は示唆していると言えるよう。

また、こうした事情は、神社だけでなく、地藏堂などの堂舎、稲荷などの小祠、荒神などの森神などに対する宗教者の関与について検討を加える場合にも、同じであると考えられる。^⑧

近年、宗教史研究が陥りがちな宗派史的な限定を、地域における宗教的要素を総体として捉える視角により乗り越えることが提言されている。^⑨ そうした研究を踏まえ、本稿においても、信仰対象（宗教施設）、宗教者、人びとの信仰という三つの観点から、出雲地方——特に松江市域——の宗教史的特徴について考察することにした。

一 寺院と仏教諸宗派

（一）出雲国の寺院と宗派の傾向

表1は、明治前期における出雲国内の寺院数を郡別・宗派別に示したもの

【表1】出雲国の寺院の郡別宗派構成

宗派	島根		秋鹿		意宇		能義		楯縫		出雲		神門		大原		仁多		飯石		総計	
天台	5	7%			1	1%	5	8%	4	7%			4	3%					2	3%	21	3%
真言	11	16%	4	24%	15	15%	12	18%	3	6%	2	4%	15	10%	9	17%	2	5%	3	4%	76	12%
臨濟	11	16%	8	47%	10	10%	6	9%	23	43%	26	58%	11	8%	9	17%	9	24%	5	7%	118	18%
曹洞	27	39%	5	29%	37	37%	29	44%	5	9%	6	13%	36	25%	23	43%	14	37%	16	23%	198	30%
日蓮	1	1%			7	7%	5	8%	12	22%			16	11%	1	2%	5	13%	4	6%	51	8%
浄土	6	9%			11	11%	3	5%	2	4%	3	7%	22	15%	3	6%	2	5%	4	6%	56	9%
浄土真	8	12%			17	17%	5	8%	5	9%	8	18%	40	28%	8	15%	6	16%	36	51%	133	20%
時					2	2%	1	2%					1	1%							4	1%
総計	69	100%	17	100%	100	100%	66	100%	54	100%	45	100%	145	100%	53	100%	38	100%	70	100%	657	100%

(注) 島根県立図書館蔵の出雲国各郡の「寺院明細帳」により作成した。同史料は明治期前半に編さんされたと推定される。

である。近代になってからの史料に基づくが、概ね近世における状態が継続していると思われ、以下分析を加える。

まず、出雲国全体について見ると、臨済宗と曹洞宗を合わせた禅宗の寺院数が多く、特に曹洞宗は単独でも浄土真宗よりも多いことが分かる。尤も、郡により傾向が異なっていることも指摘でき、南西部の飯石郡や神門郡では、禅宗各派よりも浄土真宗の寺院数の方が多し。これは、両郡が隣接している石見国や安芸国が浄土真宗の優胜地帯であることと関係しているよう。一方、両郡以外の他郡では禅宗寺院数が多い郡でも比較的多いが、島根・意宇・能義・大原・仁多の各郡の場合、曹洞宗寺院が多いのに対し、秋鹿・楯縫・出雲の三郡は臨済宗寺院が目立つという傾向の違いがある。

禅宗と浄土真宗以外の宗派に属する寺院について言えば、島根・秋鹿・意宇・能義・大原の五郡では真言宗の寺院の割合が他郡に比べると大きく、浄

土宗の寺院は神門郡、日蓮宗の寺院は楯縫郡が多いという傾向も見えて取ることができる。このうち、日蓮宗について詳しく見てみると、楯縫郡の中でも多久谷周辺に集中して寺院が存在していることが分かる。具体的には、多久谷に四ヶ寺、岡田に二ヶ寺、東郷に二ヶ寺、平田上分に三ヶ寺、平田灘分に一ヶ寺という具合である。特に、多久谷・岡田・東郷の三ヶ村には日蓮宗以外の寺院がなく、同宗一色の地域であると言える⁽¹⁰⁾。このような同地域の状況については、一八世紀半ば頃に成立したと思われる地誌『出雲鋏』⁽¹¹⁾に、室町時代の有名な日蓮宗僧日親による開基伝説が載せられているので、一部以下に引用する。

【史料一】『出雲鋏』楯縫郡のうち「大慶寺」の項

然に式部父常慶叔父西円(宍道氏―筆者註)皆禅宗なり、此所に宗論有て四ヶ寺の長老逃失しとなるより、師の宗義を尋んとおもひ多久村に來り、師にまみゆる、師具に法花經ノ妙旨を説しめしてくわしく他宗権門の誤りをせめ給ふ、道理邪正明なり、其後式部の請によりて彼の館におもむき数々妙法の義門を説演給ふ、式部・常慶等深く尋広く聞、機縁熟して法の淵底を究め正直成仏の道を知る事の遅を後悔して、即時に式部親子其外下々に至り、皆妙經を頂戴して宗門を改たり、四箇寺の寺を亡し、其時に四ヶ寺あらたに立て、各々法花ノ本尊を安置し師に奉る、師かわるく四ヶ寺ニ御座てますく法義を演給ふ、此村三神を崇む、一大船大明神・拝田大明神・客人権現の社也、是は勧請の神なれば少しの賞罰有とも終に正直無上仏道にいたらしむる事なし、信にたらず、式部頓而社を焼失せんとて下人数多に松明とほさせ、かしこに遣しける、于時明神一人の巫に託して曰、我本より古仏なり、仮に明神と現せし、然共真言の勧請全く是を不受、今幸に法花經を以て勧請し、醍醐の妙味を

【表2】宗派別寺院本尊

本 尊	天台	真言	臨濟	曹洞	日蓮	浄土	浄土真	時	総計
阿弥陀如来		2	4	11		17	24	1	59
阿弥陀如来ほか			1						1
延命地藏菩薩		1		2					3
華嚴釈迦牟尼如来				1					1
華嚴釈迦牟尼如来 地藏大菩薩			1	1					2
観音菩薩			2	2					4
虚空蔵菩薩		1							1
元三大師	1								1
弘法大師		1							1
七字首題など					3				3
釈迦ほか					1				1
釈迦多宝					1				1
釈迦牟尼如来		1	8	21					30
十一面観音菩薩	1	4	5	8					18
十界勧請曼荼羅など					2				2
勝軍地藏	1								1
正覚如来				1					1
正観世音				2					2
聖観世音菩薩		2	4	6					12
千手観音菩薩		2		2					4
大聖不動明王		1							1
大日如来	1	2		2					5
地藏願王大菩薩				1					1
地藏菩薩		2	2	1					5
南無妙法蓮華経ほか					1				1
如意輪観音				1					1
毘沙門天								1	1
不動明王	2	6							8
普賢菩薩			1						1
弥勒菩薩		1		1					2
薬師如来		4	1	5					10
楊柳観音				1					1
総 計	6	30	29	69	8	17	24	2	185

(典拠) 島根県立図書館蔵の出雲国島根郡・秋鹿郡・意宇郡の「寺院明細帳」。

うくるにおゐて本願満足し、快ふ此民を守るへし、社を焼事なかれと託宣ある、人皆驚き家に帰り式部に告、式部三社をひとつに改め妙経を以て勧請す、自是以来年毎に正月七日・八月十五日二度の祭礼を大慶寺勤る、此所三十ヶ所之荒神あり、勧請を改め、式部村中あらゆる勧請余仏余菩薩を廃して、此村すへて妙法一乗の里とする、(傍線筆者)

これによると、日親の教化を受けて、領主の宍道氏がこの地域の寺院を日

蓮宗に改宗させ、寺院の本尊を改めた上で神社も焼き払うつもりであったが、法華経に基づき勧請せよとの託宣に従い三社を一社にまとめて祀るようになり、余仏余菩薩も廃して多久谷村を「妙法(法華経―筆者註)一乗の里」にしたのであるという。あくまで伝説であるので史実として受け取ることはできないが、神社祭祀や堂舎管理の面まで含めて宗派性を貫徹しようとする、日蓮宗の傾向を踏まえた伝説の内容であるとは言えるであろう。

このように、寺院の本尊とする仏や、諸仏諸菩薩を安置する堂舎の管理への関わり、あるいは神社祭祀への関与の度合いについては、仏教宗派により違いのあったことがすでに指摘されている。⁽¹²⁾ この点を確認するために、現在の松江市域にはば相当する旧島根・秋鹿・意宇の三郡所在の一八五ヶ寺に限り、本尊の種類を寺院の宗派別に示したのが表2である。天台・真言の両宗寺院の本尊が多様であること、臨済・曹洞の禅宗寺院の場合、釈迦を本尊とする事例が比較的多いものの、多様であること、これらに対し、浄土・浄土真・時の浄土教系宗派の場合、一例を除き阿弥陀如来を本尊としてしていることなどが分かる。日蓮宗の場合、いくつかの種類に分かれているが、釈迦、法華経、十界曼荼羅などであるので、いずれも宗派独自の本尊である。このように、本尊に関しては、天台・真言・禅の各宗では宗派性が希薄であるのに対

【表 3】寺院宗派別の堂舎

堂舎の種類	天台宗	真言宗	臨済宗	曹洞宗	浄土宗	浄土真宗	日蓮宗	山伏	総計
阿弥陀			8	6	1				15
観音	2	1	9	18	6	1			37
虚空蔵			1	1					2
庚申		1							1
釈迦			1	1					2
十王	1	2	2	2	2				9
大日	1		1	6	1				9
大般若			1						1
地藏		1	8	18	4		1		32
毘沙門			1	4					5
文殊				1					1
無縁					2				2
薬師	1	3	7	4	6		1	2	24
不明	1	5	22	28	3	5	7		71
花摘				1					1
総計	6	13	61	90	25	6	9	2	212

(典拠) 比布智神社文書「雲州万記録」島根県立図書館蔵

し、日蓮・浄土・浄土真・時の各宗では教義に相応した信仰対象にはば限定されており、宗派性が明瞭であることが分かる。¹³⁾

このような宗派性の問題は、堂舎管理への関与についてもある程度窺えるので、続けて検討してみよう。表 3 は、一八世紀半ば頃の成立と推定されている「雲州万記録」という地誌に記載された出雲国内の堂舎の情報に基づき、管理者（史料的には「抱」と記載）の分かる二一二事例に限り、支配している寺院の宗派を示したものである。本尊の場合ほど、はっきりした傾向は読み取れないが、それでも、臨済・曹洞・浄土の三宗に属する寺院の抱えである

場合が多く、しかも三宗管理の堂舎の種類は多様であるという傾向を指摘できよう。浄土真・日蓮の両宗の場合、管理している堂舎の数は少なく、またその種類が不明である事例が多いため、今後、個別の事情について検討を要するところであ

る。一方、天台・真言両宗の場合は件数が比較的少ないが、本尊の場合と同じく、多様な仏・菩薩を安置する堂舎の管理をしていたことが分かる。したがって、本尊の場合と比較して顕著なのは、浄土宗寺院が本尊にはこだわりの見せていたのに対し、堂舎管理の面では専修的傾向を発揮していないという事実である。おそらく、堂舎管理の面で宗派性が多少現れるのは、浄土真宗・日蓮宗に限られるということになる。

これらの堂舎は路傍の辻などに多数あって、日常的に人々の信仰を集めていた宗教施設であるから、堂舎管理への関与は各宗派の民衆教化のあり方と関係する問題であると考えられる。こうした観点からすれば、仏教の諸宗派の間で、民衆教化の側面で宗派性にこだわるかどうかという点で違いがあったと言いうことができる。本尊の問題も含めて考えるならば、日蓮宗・浄土真宗の両宗においては宗派性が顕著であったが、反対に天台・真言・禅の各宗では宗派性に対するこだわりは見られず、浄土宗は両者の中間であったと言える。

このうち、天台・真言の両宗は顕密仏教であるので宗派性が希薄であるのは当然であるが、禅宗の場合、宗学での独自性を追求する一方で、民衆教化の面では通仏教的な形態をとっていたという特徴が窺える。この点と関わって興味深いのが、出雲三十三ヶ所観音霊場（出雲札所）となっていた寺院の宗派の傾向である。表 4 は札所寺院の構成を示したものであるが、出雲国の全体の傾向と異なり、天台・真言の両宗に属する寺院の多いこと、臨済・曹洞の二宗に属する寺院も複数含まれていることなどが分かる。観音霊場巡りという、宗派をこえた通仏教的な信仰を包容しつつ、禅宗に属する仏教寺院も存立していたのである。

(二) 松江市域の寺院

次に、現在の松江市域にほぼ相当する旧島根・秋鹿・意宇の三郡に属する地域に即して、宗派の構成に地域的な差異が生じる歴史的な理由と、寺檀関係の展開の特質について考察する（本項の指摘は、特に断らない限り、島根県立図書館蔵「寺院明細帳」に基づく）。

表5は、松江城下を除いた三郡における寺院数の宗派別分布を示したものである。すでに述べたように、この地域では禅宗寺院が多いが、島根・意宇の両郡は曹洞宗が優勢であるのに対し、秋鹿郡は臨済宗が優勢であるという違いがある。このような違いが生じる理由としては、寺院間の本末関係の展開が関係していよう。例えば、島根郡の場合、洞光寺の末寺である清光院（ともに松江城下に所在）の末寺が、松江城下の北側一帯の村々から秋鹿郡東部の浦々にかけて十ヶ寺分布している。同様に、意宇郡西部では白石村の

豊龍寺の末寺が五ヶ寺、同郡東部から中部及び大根島にかけては洞光寺の末寺が十二ヶ寺ほど存在している。また、島根郡では邑生村の清安寺の末寺が八ヶ寺と目立っている。一方、秋鹿郡の方は、島根郡国屋村（松江城下の西郊）にある天倫寺の末寺三ヶ寺を含め、臨済宗寺院八ヶ寺が五山派ではなく京都の妙心寺派に属するという特徴がある。

開創年次の不明な寺院が多いため、歴史的な分析は今後の課題とせざるを得ないが、以上の検討から、洞光寺―清光寺、清安寺、豊龍寺といった拠点寺院を中心に、中世末から近世初期にかけて曹洞宗寺院が次々と設立された結果、島根・意宇両郡で優勢となったこと、おそらく同時期に妙心寺派の伸長が秋鹿郡であったことなどが想定できよう。⁽¹⁵⁾

そのほか、三郡における宗派別の寺院分布に関する特徴としては、真言宗寺院が特定の地域に集中しているという点を挙げることができる。例えば、

【表4】出雲札所寺院の宗派

No	山号	寺 号	宗 派
1	柳瀧山	長谷寺	修験
2	広瀬山	養命寺	修験
3	浮浪山	鰐淵寺	天台宗
4	補陀山	観音寺	(臨済宗)
5	神朝山	岩根寺(神門寺)	(浄土宗)
6	南明山	蓮台寺	真言宗
7	大嶽山	日光寺(光明寺)	(曹洞宗)
8	興福山	長谷寺	曹洞宗(←真言宗)
9	中嶺山	峯寺	真言宗(古義)
10	慶向山	禅定寺	(天台宗)
11	臥龍山	円通寺	(天台宗)
12	飯石山	寿福寺	(曹洞宗)
13	日登山	満福寺	真言宗
14	明峰山	蓮花寺	曹洞宗(←天台宗)
15	金峰山	弘安寺	(曹洞宗)
16	那智山	普濟寺	(曹洞宗)
17	安德山	星上寺	真言宗
18	睡虎山	岩倉法輪密寺	真言宗
19	泰平山	観音寺	真言宗(古義)
20	福寿山	長台寺	天台宗
21	瑞光山	清水寺	天台宗
22	九重山	長楽寺	(天台宗)
23	新美山	願興寺	(真言宗)
24	松鐘山	浄音寺	真言宗
25	不老山	澄水寺	(曹洞宗)
26	月照山	小倉寺(千手院)	真言宗
27	天路山	長福寺(千光寺)	曹洞(←真言)
28	番魯山	普音寺(成相寺)	真言宗
29	金宝山	朝日寺	真言宗(古義)
30	瑞應山	金剛寺	臨済宗
31	金亀山	満願寺	真言宗
32	心瀧山	福王寺(善光寺)	時宗
33	松峯山	岩屋寺(清巖寺)	臨済宗

(典拠) 『出雲札所観音霊場記』(文化11年刊、島根県立図書館蔵)に拠り、宗派について記載がない場合は前掲「寺院明細帳」により補った。

【表5】松江城下を除く三郡の宗派別寺院分布

宗派	島根		秋鹿		意宇		総計	
天 台	2	4%			1	1%	3	2%
真 言	7	14%	4	24%	15	22%	26	19%
臨 済	10	20%	8	47%	10	15%	28	21%
曹 洞	24	48%	5	29%	30	45%	59	44%
日 蓮					2	3%	2	1%
浄 土	5	10%			4	6%	9	7%
浄土真	2	4%			3	4%	5	4%
時					2	3%	2	1%
総計	50	100%	17	100%	67	100%	134	100%

(典拠) 前掲「寺院明細帳」。

宮内	本郷	武代	古浦	江角浦	手結浦	片句浦	計	宗派 人数
192	2						422	1,620
							1,183	
							3	
							3	
8							8	
	1						1	
							448	9,577
							831	
							639	
							526	
							510	
							1,337	
							170	
							1,798	
					545	270	815	
				420			420	
							393	
53	816						869	
		95	398				493	
							2	
							317	
				1	1		4	
							3	
	1						1	
			1				1	
	1						1	2
							1	121
							94	
							27	
							14	251
							119	
							1	
							2	
							73	
						7	7	
							31	101
							4	
	7						101	
253	828	95	399	421	546	277	11,672	

【表 6】秋鹿郡内村別宗派構成

村 名	真言	禅	法花	浄土	真宗	人口
下伊野		452	35		6	493
上伊野		1,042				1,042
下大野		633	45		27	705
上大野		672	19		165	856
魚瀬浦	7	487			10	504
大垣		678			1	679
岡本		429				429
秋鹿	1,165		41		1	1,207
西長江		388				388
東長江		392		1	1	394
古曾志		499				499
浜佐田	3	309			34	346
庄・成相寺	169					169
西谷	32	368				400
古志		514				514
宮内	202	56				258
本郷	1	815		1		817
武代		83				83
古浦		421				421
江角浦		409				409
手結浦		522			1	523
片句浦		257			8	265
合 計	1,579	9,426	140	2	254	11,401

(典拠)「天明八年 秋鹿郡村々申年宗門御改人高書出目録」池尻家文書、島根県立図書館蔵。

意宇郡の東南部では、山代、大草、八幡、下意東、上意東、東岩坂、西岩坂の各村に一ヶ寺、揖屋村二ヶ寺の計九ヶ寺が存在していた。また、秋鹿郡では、秋鹿、浜佐陀、荘成、佐陀本郷の各村に一ヶ寺ずつの計四ヶ寺が存在した。いずれも、隣接する村々の中にまとまって存在していることが確認できる。秋鹿郡は成相寺、意宇郡は星上寺など、中世以来の真言宗の拠点寺院があり、これらの地域では、その影響力が近世にも存続したのであろう。

ところで、以上の検討では、寺院の分布から宗派構成の地域的特徴を見てもきたのであるが、この問題を考える際に取り上げる必要のある事柄としては、寺檀関係の地域的な展開がある。表 6 は天明八年（二七八八）、表 7 は寛政五年（一七九三）の秋鹿郡村々における寺院檀徒の分布を示したものである。これを見ると分かるように、同郡の村々は禅宗が優勢な村と真言宗が

【表 7】秋鹿郡内村別宗判寺檀関係

宗派	村名	村名 寺名	下伊野	上伊野	下大野	上大野	魚瀬浦	大垣	岡本	秋鹿	西長江	東長江	古曾志	浜佐田	庄 成相寺	西谷	古志
真言宗	成相寺	成相寺								1					189	38	
	秋 鹿	高祖寺					8			1,175							
	浜佐田	満願寺												3			
	松 江	千手院								1				1	1		
	名 分	薬師院															
	本 郷	朝日寺															
禅宗	岡 本	東林寺 (金剛寺)							448								
	東長江	金剛寺									417	412	2				
	大 垣	法幢寺						639									
	古 志	瑞龍院															526
	古曾志	道栄寺											505			5	
	上伊野	円通寺	262	1,075													
	下伊野	長安寺 (一畑寺)	170														
	上大野	西光寺	5		638	648	486	21									
	手結浦	禅慶院															
	江角浦	法船寺															
	西 谷	実西寺 (清光院)											6			387	
	本 郷	善福寺															
	古 浦	海禅寺															
	松 江	天倫寺										1	1				
	松 江	法眼寺				3								314			
	松 江	清光院				1											1
	(楯縫) 小 境	一畑寺		1		1		1									
	松 江	龍覚寺															
	松 江	万寿寺															
浄土宗	松 江	誓願寺															
	松 江	東林寺										1					
法花宗	(楯縫) 多 久	大慶寺			42	18				34							
	岡 田	本寿寺	27														
浄土真宗	本 庄	通伝寺			14												
	平 田	妙寿寺	5		9	105											
	松 江	永泉寺								1							
	松 江	正源寺												2			
	松 江	順光寺				62	11										
	松 江	正覚寺															
	松 江	明宗寺												31			
	出雲郷	浄円寺												4			
時宗	乃 木	円福寺 (光乗寺)	14		12	12		15	10	8		12	11				
合 計			483	1,076	715	850	505	676	458	1,220	417	426	525	355	190	430	527

(典拠) 「寛政五年丑四月朔日 秋鹿郡丑宗門御改寺方旦那寄」池尻家文書、島根県立図書館蔵。

優勢な村とに二分されるが、前者が多数派である。真言宗が優勢なのは、秋鹿、庄・成相寺、宮内の村々に限られ、表7に見えるように、これらの村の檀徒はほとんどが秋鹿村の高祖寺、成相寺村の成相寺のいずれかを菩提寺としていた。そのほかの点で特徴的なのは、法花宗（日蓮宗）の檀徒のいる下伊野、上大野、下大野の各村が郡の西部に偏って存在していることで、先述した多久谷のある樺縫郡の傾向と共通するものであろう。そして、表7を見渡して気付くことは、一村がほぼ自村か隣村の寺院の檀家という村が目立つことと、法花宗（日蓮宗）、浄土真宗、浄土宗、時宗の檀家はすべて郡外の寺院を菩提寺にしていることである。後者の点は郡内にこれらの宗派の寺院が不在であることと関係しているが、このことは、禅宗と真言宗の場合に限れば、一村が丸ごと同一寺の檀家であるという傾向を際立たせることになっている。こういった傾向については、浄土真宗が優勢な石見地方の村々では、一村民が他村を含めた複数の寺院の檀家に分かれていることが多いという傾向と対照的であることを指摘しておく。⁽¹⁶⁾

二 村の宗教施設・信仰対象と宗教者

(一) 神社と神職

前章では出雲国内の寺院について検討を加えてきたが、本章では神社を含めて考察を進めていく。まず、寛政四年の「島根郡西組村々万差出帳」（島根県立図書館蔵複写本）に基づき、この地域の寺院（表8）と神社（表9）を掲げる。表8から、この地域では名分村の真言宗寺院二ヶ寺と下佐田村の天台宗寺院一ヶ寺以外の全てが禅宗寺院であったことが分かる。一方、表9には社殿をそなえた社と支配にあたった宗教者を示してあるが、仏教僧侶や

【表8】島根郡西組村々寺院一覧

村(浦)名	寺院名	本 寺	宗 派
加賀浦	応海寺	別所村華蔵寺	禅宗(五山派)
	潮音寺	応海寺抱	
大芦浦	瑞光寺	京都妙心寺	禅宗(臨濟)
	宝寿寺	瑞光寺抱	
水 浦	観潮寺	松江万寿寺	禅宗(臨濟)
上講武	常楽寺	松江天倫寺	禅宗(関山派)
南講武	南正寺	松江清光院	禅宗(曹洞)
名 分	薬師院	松江千手院	真言宗(古義派)
	円通寺	薬師院抱	
上佐田	千光寺	松江清光院	禅宗(曹洞)
下佐田	遍照寺	西尾村円流寺	天台宗
東生馬	法恩寺	松江清光院	禅宗(曹洞)
薦 津	吉祥寺	黒田村龍雲寺抱	禅宗(曹洞)
	円光寺	松江法眼寺	禅宗(曹洞)
浜佐田	龍泉寺	松江洞光寺	禅宗(曹洞)
	龍徳寺	松江清光院	禅宗(曹洞)
黒 田	龍雲寺	松江法眼寺	禅宗(曹洞)
比 津	円照庵	黒田村龍雲寺抱	禅宗(曹洞)
春 日	高源寺	松江法眼寺	禅宗(曹洞)
法 吉	常福寺	松江清光院	禅宗(曹洞)

修験（山伏）の支配する社はなく、すべて神職が支配していたことが分かる。この地域で多数を占める禅宗寺院は、表3に基づき先述したように堂舎の管理には関与していたものの、これら二つの表からは、神社の支配には関与していなかったことが分かる。圭室文雄は、地誌『新編相模国風土記稿』を用いて、相模国の曹洞宗寺院四〇七ヶ寺の内、神社の別当寺を兼ねている事例を十八ヶ寺ほど見出しているが、禅宗寺院が神社の支配に関係することは比較的少なかったとも言え、出雲国の場合でも同様であったことを想定させる。

尤も、この地域においても、寺院による神社の支配の事例は存在した。次の史料は、秋鹿郡の成相寺と同郡古曾志村の神主吉岡左秀との間で、正徳五年（一七一五）に結ばれた議定である。

【史料二】『古江村誌』（古江中学校、一九四九年）五九頁
相渡申上一札之事

【表 9】島根郡西組村々内の神社と管理者

村名	神社名(末社)	支配(神主)
加賀浦	潜戸大神宮社 (東社、西社、日御碕社)	岩尾、置衛
	新宮権現社(若宮社)	
	客大明神社(若宮社)	
	熊野権現社	
	牛頭天王社	
	天神宮社	
	正八幡・古城八幡相殿社	
	弁才天社	
	小宮大明神社	
	稲荷大明神社	
	日御碕社	
	恵比酒(ママ)社	
	妙見社	
	今宮社	
大芦浦	国主大明神社	主鈴
	母坂大明神社	
	天神社	
	末社(天王 上將軍 下將軍 日御碕 熊野神社 弁才天)	
水 浦	本宮大明神社	八塩
	客大明神社	
	日御碕大明神社	
	高野宮大明神社	
	恵比酒社	
上講武	小島弁才天社	祭仕八塩、社守弥八
	市杵島大明神社	右京
南講武	犬飼大明神社	隼人、右京
	熊崎天王社	右京
	日吉山王社	
	高田大明神社	
	伊ノ宮大明神社	
北講武	庭大明神社	隼人
	日御碕社	
	八幡宮	
名 分	大森大明神社	隼人
	一矢大明神社	佐与之助
	妙見社	
	西宮大明神社	
	伊勢宮社	
上佐田	弁財天社	水穂
	神魂大明神社	
下佐田	八幡宮社	八百会
	正八幡宮社	
西生馬	大岩大明神社	水穂
	王子権現社	
東生馬	大宮大明神社	八百会
	山王社	
薦 津	若宮大明神社	八百会
	船尾大明神社	
浜佐田	弁財天社	大隅
	鞍掛大明神社	
国 谷	切明大明神社	大部
	照床大明神社	
黒 田	突貫大明神社	大隅
	若宮大明神社	
比 津	牛頭天王社	由衛
	摩利支天社	
春 日	大森大明神社	下総
	天王社	
	智者大明神社	
法 吉		

秋鹿郡成相寺鎮守権現・村荒神共其外共ニ、神主職従古来古曾志村吉岡
左秀勤来、且権現荒神共ニ成相寺出勤也、然処ニ兩職立合勤申儀就万事
不宜候故、此度致相談、鎮守者寺へ渡シ神主ヨリ一切無構、荒神者神主
へ渡シ寺ヨリ一切不構、銘々一分ニ相勤可申儀定等申、然上者今已後違
乱無之様ニ銘々之職分全可相勤上、依之同文証文兩方ニ取置申候、為後
証仍如件

正徳五乙未八月十九日

神主 吉岡左秀殿

成相寺海源

右之通ニ御儀定之趣、村中へ被仰渡得其意申候、然上者自今以後猶以テ
有来之通村荒神祭不怠相勤可申候、為後日仍如件

正徳五乙未八月十九日

成相寺村 市郎兵衛

さきほども触れたように、成相寺は真言宗寺院である。この史料によれ
ば、従来、成相寺村の鎮守権現と同村内の荒神については、古曾志村の吉岡

年寄 仁右衛門
庄屋 六郎右衛門
神主 左秀殿
(傍線筆者)

与三右衛門
六郎右衛門
惣助
久蔵
権兵衛
庄三郎

氏が神主職を勤める一方、成相寺も祭祀に関与していた。しかし、両者が立ち会って出勤するという形態はなかと不都合であるので、今後は鎮守権現の祭祀は成相寺がもっぱら担当し、同村の荒神についてのみ吉岡氏が祀ることに取り決めたという内容になっている。

すでに表7に示したように、成相寺村はほぼ全員が成相寺の檀徒であったが、正徳五年以降は、村の鎮守の祭祀も排他的に行っているとなると、同村の百姓は現当二世にかかわる宗教的行事を通じて同寺の宗教的な影響下に置かれていたことが分かる。しかし、反対に言えば、このような志向をもつ真言宗などの密教系の宗派が少数派である地域では、神社の支配は概ね神職に任される傾向にあった。

このような観点から、改めて表9を見ると、神職一三名の存在が確認でき、表にはない末次村も含めた一六か村・三浦からなる島根郡西組の村数に対して、神職の数が比較的多いという点を指摘できる。しかも、上・下、東・西、南・北に分かれている村を一村と見れば、一二か村・三浦となり、ほぼ一村に一人の神職がいる状態に近くなる。前掲の「島根郡西組村々万差出帳」によれば、島根郡全体で見ても、出家（僧侶）六〇人、神主三七人、山伏三人という構成になっており、神職数の多さが目立つ。例えば、引野亭輔が兼帯社の多さから神職の身分的自立が促されやすかったとした安芸国山県郡の場合、七四か村に僧侶一二四人、神職二七人であったのと対比しても、村数及び僧侶に対する構成比で島根郡における神職数の多さは際立っている。一つの村に一人あるいは複数の神職がいるという状況については、かつて筆者が『宍道町史』を執筆した際にも確認しており、現松江市域では島根郡に限らない傾向であると言える。⁽¹⁸⁾

このような傾向が生ずる理由としては、引野が指摘する浄土真宗優勢地帯

の場合と同様に、この地域に多い禅宗寺院が神社の祭祀に関与しなかったという事情が影響していることが考えられよう。しかし、兼帯社の存する範囲が安芸国山県郡の場合と比べて狭いことを考慮に入れると、神職の職掌に関するより詳細な検討を踏まえた比較が求められているとも言える。

（二）信仰対象の多様性

次に特定の村に即して、寺社以外も含めた信仰対象全般にわたって検討を加えたい。取り上げる村は、秋鹿郡の東長江、西長江である。表10は、両村に存在した宗教施設の一覧であり、表11は神職による祭祀対象の書き上げに基づいた一覧である。この地域にある寺院は東長江村にある臨済宗金剛寺であるが、前掲の表7にあるように両村民はそのほとんどが同寺の檀那であった。また、金剛寺は表2にあるように出雲札所三〇番の寺院として観音堂を備え巡礼者を迎える寺院でもあった。さらに、両村は次に掲げる史料から分かるように、西長江にあった国司大明神とともに氏神にしており、その一体性は深かったと言える。

【史料三】池尻家文書『諸願御用留』文政十三年（島根県立図書館蔵）

御訴申上候御事

入 壺 丈 尺 式 寸

横 壺 丈

一 国 司 大 明 神 社 但 四 方 高 欄 付

前 椽 之 出 三 尺 五 寸

三 方 椽 之 出 三 尺 五 歩

屋 根 柿 葺

（中略）

【表10】長江村の宗教施設

村	施設名	数	支配
西長江	地藏堂	5	金剛寺抱え
	阿弥陀堂	2	
	十王堂	1	
	神宮寺(薬師)	1	
	常楽寺(薬師)	1	
	国司明神	1	幡垣権少、石井磐戸
	新宮神社	1	
東長江	金剛寺(釈迦)	1	金剛寺
	観音堂(馬頭観音)	1	金剛寺境内
	妙西寺(十一面観音)	1	金剛寺抱え
	観音堂	1	(金剛寺抱えか)
	阿弥陀堂	1	
	釈迦堂	1	
	地藏堂	2	
	姫二所大明神	1	(幡垣・石井)
	天森明神	1	
	日御碕明神	1	

(典拠)「雲州万記録」比布智神社文書

右秋鹿郡長江村国主神社并ニ随神門拜殿、近年及大破ニ候ニ付、此度再建立仕度旨、氏子共々申出、社主讃岐同岩見両人々佐陀社頭取次ヲ以、寺社御奉行様江御願申上候処、願之通御許容被仰付候段、両社主共申出候間御訴申上候、此段宜敷被仰上可被下候、以上

文政十三
寅五月

東長江村年寄 彦右衛門
西長江村年寄 和七
同 助右衛門
庄屋 権十郎

下郡利右衛門殿
与頭柳右衛門殿

【表11】長江村における神職の祭祀対象

No	祭祀対象名	施設・対象	幡垣和中	石井豊治
1	国司大明神(祠宮)	社	○	○
2	新宮権現		○	○
3	多太大明神(新宮相殿)		○	○
4	垂水大明神(新宮相殿)		○	○
5	姫二所大明神		○	○
6	日御碕神社		○	○
7	天森大明神		○	○
8	八幡宮・若宮二宮		○	○
9	鞍掛	神木	○	○
10	御崎		○	○
11	稲荷		○	○
12	御子神 2カ所		○	○
13	大將軍		○	○
14	惣荒神 3カ所		○	○
15	地荒神 15カ所		○	
16	地荒神 15カ所			○
17	山神		○	○
18	御輿掛		○	○
19	鳥居石	石幣	○	○
20	冠掛の椿	木幣	○	○

(註) 5 以下は末社。

(典拠)「秋鹿郡長江村神社差出帳」(享保18年2月)『古江村誌』掲載。

(後略)

与頭藤兵衛 殿

右の史料からも分かるように、国司大明神の祭祀にあたる神職は幡垣・石井の二家があり、佐陀大社を社頭として仰ぎその支配を受けていた。つまり、東西の長江村の住民は、同一の氏神の氏子(国司大明神)であり、ほぼ全員が同一の菩提寺(金剛寺)の檀徒であった。そして、氏神には神職二人が、菩提寺には僧侶が勤めて、同村における宗教的行為を分掌していたということになる。しかも、表10に見られるように、同村の堂舎は金剛寺、氏神以外の社祠は神職二家というかたちで、概ね神仏の別に応じて他の信仰対象への関与についても分掌されていたということが分かる。但し、西長江の神宮寺がどのような役割を果たしていたのかについては今後の課題とせざるを得ない。さらに、社祠以外の神木を祭祀対象とした荒神・山神など

についても、神職の担当であり、表11のように、荒神の一部を分担しているほかは、二家共同で祀っていたことが分かる。おそらく、このような森神までを含めた祭祀対象の多さが、同一氏神に二人が奉仕し、一村に一人という割合で神職が存在できる条件であったのであろう。

ところで、これまでは、あくまで宗教者の側から、彼らが管理や祭祀に携わった宗教施設と信仰対象について検討してきたのであるが、最後にこれらを信仰する側の史料に基づき分析を加えておきたい。表12は、西長江村の中倉家に残されたと推定される「年中嘉例記」に記載された宗教行事と信仰事例を、空間別、神仏別に分けて示したものである。この表に基づいてまず指摘したいのは、家内で祀っていると想定される神仏の多さ（但し、墓地は便宜的に家内に分類している）と、それらに関わる行事の頻繁さである。吉事を中心に記載するという史料の性格上、仏事の記載が少ないという事情を考慮に入れる必要があるが、神仏の多様さと、神仏混濁的な信仰形態や宗派性の希薄さという点も指摘できる。例えば、三月三日の節句の記事として、「家内の神仏、国司神社、金剛寺、神宮寺、両代宮家（神職家のこと―筆者註）へ草糯壺重」というのがある。同一行事の中で、神仏の別、神職・僧侶の別があまり意識されていないことが窺える。さらに、表12と表10・11を照らし合わせて見ると分かるように、同村内に存在した氏神・菩提寺以外の神仏に対し、会式や祭礼あるいは日待などの行事に際し信仰を捧げていたことも確認できる。

このように表12からは、これら多様な神仏に対する信仰とそれにまつわる行事の存在が窺えるのであるが、これら神仏の中で特に大きな比重を占めていたのが歳徳神であった。小正月行事である左吉兆（左義長）以外にも、実に頻繁に供え物が捧げられるなどしたことが分かる。そして、正月一四日に

は次のような行事を実施するのが慣わしであった。

【史料四】「年中嘉例記」前掲『古江村誌』

朝、外飾注連縄卸し下げ、昼後、とんと飾可申事、左吉兆講中者寄とんど飾物調、昼後とんとを飾り者人歳徳神御額面持、講中の内日のぼりを持、どふたいこ笛を以て吹きはやしにて、国司神社へ参詣、其より直ぐ軒別組廻をしまし、それよりとんどを囃す、

右の史料により、家における注連縄飾りの取り外し、講中によるとんど飾りと宮練りに伴う囃子の演奏、氏神である国司神社参詣と村内の軒別廻りという、一連の行動から歳徳神を祀る左吉兆行事が成り立っていたことが判明する。家、信仰組織である講中、地縁的な住民団体である村というように、場の重層的な関係性を保持しつつ、歳徳神に対する信仰は展開していたと言えよう。この左吉兆に限らず、宗教者特にこの地域における神職の神事への関わりも、家・講中・村を主な場として展開していたと推定されるが、この点に関する詳細の実証はまたの機会に行うことにしたい。

おわりに

以下、本稿で述べてきたことを簡単にまとめておく。

出雲国内の寺院の宗派別構成を検討した結果、浄土真宗寺院が他宗派寺院よりも多い神門郡・飯石郡を除く各郡では、禅宗寺院の数が多く、特に島根・意宇・能義・大原・仁多の各郡では曹洞宗が、秋鹿・楯縫・出雲の各郡では臨済宗が優勢であることを指摘した。

また、寺院の本尊の傾向について宗派別に見ると、天台・真言・禅の各宗では特定の仏に限定されることなく多様であったのに対し、日蓮宗や浄土

【表12】「年中嘉例記」にみる信仰行事（『古江村誌』掲載の史料に基づき作成）

場所	種別	信 仰 対 象	行 事 と 月 日
家内	仏	仏壇(仏、仏前)	御膳据え 1/2～、みたま祭り 1/晦日、仏祭り(彼岸入り)、仏祭り 7/7、灌仏・掃除 7/13、御膳 7/15、小豆団子・煤払い(12月)
		墓	掃除(彼岸)、墓水祭り 7/14
		達磨	達磨忌 10/5
	神	歳徳神	雑煮等備 1/1、小豆雑煮箸盛かけ 1/1～5、1汁2菜 1/6、雑煮備え・御神燈上げ 1/11、左吉兆 1/14、御膳 1/19、雑煮御鏡餅 1/20、御備餅 1/晦日、御膳 2/1、種粳拵 2/吉日、社日祭・御神酒 2月、御膳 3/3、粽備え 5/5、御膳 8/1、団子備え 11/24、御釜清・御膳 12/26、供餅 12/28
		大黒神	雑煮等備 1/1、苗二把(4月、代満)、なます上る 12/26、供餅 12/28
		大国神	雑煮等備 1/1、せいもん開き 11/13
		釜神	雑煮等備 1/1、御釜清 12/26、供餅 12/28
		臼の神	雑煮等備 1/1
		帳神	雑煮等備 1/1
		松尾明神	雑煮等備 1/1
		疱瘡神	雑煮等備 1/1
		諸天善神	雑煮盛かけ 1/1
		恵比須神	祭り 1/13、なます上る 12/26
		雛天神	節句 3/3
		天神	初天神 1/25
		いのこ	小豆飯 10/亥
		針女神	針供養 12/8
		事代主	供餅 12/28
		八百万神	供餅 12/28
		節分(鬼やらい)	節分 12/20
村内	仏	金剛寺	元旦礼 1/1、草糯 3/3、粽進呈 5/5
		神宮寺	粽進呈 5/5
		地藏尊	地藏盆 7/24
		岩屋阿弥陀	会式 7/26
	神	氏神(国司神社)	参詣 1/1～12(毎月 1、15、28)、七草 1/7、左吉兆参詣 1/14、草糯 3/3、祭田祭り・神能七座神事 3/11、焼米献上(3月、種蒔)、粽進呈 5/5、参詣 6/晦日、祭礼・能神事執行 9/9、節分参詣
		新宮大明神	御造酒持参 1/15、祭礼 9/19
		山根地主	御備餅 1/晦日
		荒神	荒神祭(日待の翌日)、「水無」2月
		水神(三山)	荒神祭(日待の翌日)、玄米一升上来(2月)
		稲荷	2月初午
		塚(五ヶ所)	2月彼岸ごろか
		地主	2月彼岸ごろか
		社日祭	2月彼岸ごろか
		若宮八幡宮	祭日 8/15
		腰掛森(国司村)	幣を立て祭る 9/8
		天森大明神	祭礼 9/21
		姫二所神社	祭礼 9/29
		山中垂水荒神	祭 10/28
		田畑両神	穂花迎 1/10、御田打 1/11
		日待	正月の内
		月待	正月、5月、6月
村外	神	佐陀大社	祭礼 8/24～25、神在 10/21～25
		御崎大明神(東長江)	祭礼 10/1
		杵築	神在 10/11～15

教系の宗派では、宗派の教義に相応した仏を本尊とするのが一般的であったことを指摘した。このような宗派性の有無に関する傾向は、寺院が管理する堂舎の種類についても概ね同じであるが、浄土宗の場合、本尊に対するような宗派的なこだわりが見られず、多様な仏・菩薩に対する信仰を容認していたことが分かった。

さらに、ほぼ現在の松江市域に相当する旧島根・秋鹿・意宇の三郡では禅宗が優勢であったが、一部に真言宗寺院が集中的に分布する地域のあること、そしてその地域では、寺院による神社支配の例が見られることを指摘した。しかし、このような地域は限定的で、当該地域で優勢な禅宗寺院の場合、堂舎の管理や神宮寺に対する支配は行っているものの、神社を支配下に置いている事例はなかったため、神職による神社支配が通例となっていた。すなわち、禅宗の優勢地帯においても、引野亨輔が取り上げた安芸国の真宗優勢地帯と同様の事態を指摘できるのである。

尤も、引野が検討した地域とは異なり、本稿で分析対象とした出雲国では一村に一人という比率に近い神職がおり、このような神職数の多さが生ずる理由については、単に寺院が神社支配に消極的であったという条件だけでは説明できない。村の氏神・鎮守以外の神々の祭祀や家・講を単位とした神事への関与など、僧侶・修験（山伏）・盲僧など、他地域では別の宗教者が担っていてもおかしくない職掌を、神職が幅広く行っていることなど、神職の職業的・身分的存立条件も考慮に入れなければ、解けない問題である。しかし、この点に関する詳細な比較検討は今後の課題である。

〔謝辞〕「雲州万記録」（比布智神社文書、島根県立図書館蔵）に基づくデータベース作成にあたっては、和田美幸氏に御世話になった。この場を借りて

御礼を申し上げる。

なお、本稿は文部科学省科学研究費若手B「日本近世における宗教論争の地域的構造の関する研究」（課題番号 二二七二〇二三三）の研究成果の一部である。

〔註〕

（1）村田安穂「関東における各宗派の動向」（『歴史公論 近世の仏教』通巻一一一
号、雄山閣出版、一九八五年）、青山考慈「近世周防国における寺院の数的分
析―「防長風土注進案」による―」（林陸朗先生還暦記念会『近世国家の支配構
造』雄山閣出版、一九八六年）、圭室文雄「曹洞宗と神道との交渉―『新編相模
国風土記稿』を中心として―」（曹洞宗宗学研究所『道元思想のあゆみ』吉川弘
文館、一九九三年）、圭室文雄「熊本藩における寺院の実態」（同編『民衆宗教の
構造と系譜』雄山閣出版、一九九五年）など。

（2）『山陰真宗史』通史編（執筆小林俊二、浄土真宗本願寺派山陰教区、一九九八
年）。

（3）前掲註（1）圭室論文など。

（4）有元正雄『近世日本の宗教社会史』（吉川弘文館、二〇〇二年）の第三部「真宗
篤信地帯」を参照。

（5）引野亨輔「近世日本の地域社会における神社祭祀と神職・僧侶」（『佛教史学研究』
第四七巻第一号、二〇〇四年）。尤も前掲註（4）著書で有元は、真宗篤信地帯で
は神職の数が少ないことを強調している。引野と有元の見解は全面的に矛盾する
わけではないが、神職数の地域差については、後述するように寺院の宗派別構成
だけでは説明できず、有元が考慮するような信仰の実態に即した検討が必要であ

る。

(6) 前掲註(1) 村田論文を参照。

(7) 土岐昌訓「近世の神社と神職」(同『神社史の研究』桜楓社、一九九一年、当該部分の初出は一九六三年)。

(8) 宗教者と堂舎・小祠との関わりについては、森毅「村落社会における社堂・叢祠の形態と機能」(戸川安章編『仏教民俗学大系七 寺と地域社会』名著出版、一九九二年)などを参照。

(9) 前掲註(4) 有元著書、前掲註(5) 引野論文、および澤博勝『近世宗教社会論』(吉川弘文館、二〇〇八年)などを参照。

(10) この点についての指摘は、すでに『新修島根県史』通史編一(島根県、一九六八年)五〇二頁でなされている。

(11) 売布神社(松江市和多見町)、島根大学附属図書館桑原文庫等に所蔵。『松江市史』史料編一に翻刻予定。

(12) 前掲註(1) 青山論文を参照。

(13) 但し、前掲註(1) 青山論文によれば、周防国の浄土宗の場合、一割程度、阿弥陀仏以外を本尊とする事例があり、浄土真宗などに比べると、宗派性が貫徹していない傾向にあることを指摘しておく。

(14) 比布智神社文書一四〇、島根県立図書館蔵。成立年代の比定については、朝山皓「出雲の地誌」(同『出雲国風土記とその周辺』島根県古代文化センター、一九九九年、原著は一九三二年)を参照。

(15) 山陰地域における禅宗の発展については、藤岡大拙「仏教の地域発展 山陰地方」(『仏教史学』九ノ三・四、一九六一年)を参照。

(16) 島根大学附属図書館蔵の熊谷家文書中には、石見銀山附幕領の村々の宗門人別改帳が多数含まれており、これらにより確認できる。

(17) 前掲圭室「曹洞宗と神道との交渉―『新編相模国風土記稿』を中心として―」を参照。

(18) 『六道町史 通史編下巻』(六道町、二〇〇四年)一七五〜六頁を参照。

(19) 拙稿「神国」出雲の宗教事情」(『アジア遊学 出雲文化圏と東アジア』勉誠出版、二〇一〇年)でも、出雲国における神職数の多さについて郡別の数値を挙げて説明した。
(こばやし じゅんじ 島根大学法文学部准教授)

表紙写真 成相寺（松江市荘成町）

松江市歴史叢書 4
松江市史研究 2 号

発 行 平成23年 3 月25日
松江市教育委員会
〒690-8540 島根県松江市末次町86番地

印 刷 (有)松 陽 印 刷 所
松江市学園南 2 丁目 3 番11号